

内閣府と関係府との間で調整を行う提案についての
関係府省からの一次回答及び提案団体からの見解等
一覧（210件）

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
1	山鹿市	地方自治法施行規則に定める歳出予算節の義務付けの規制緩和	地方自治体の歳出予算の節について定めた地方自治法施行規則第15条第2項「節の区分は、別記のとおり定めなければならない」の規定について、地方自治体において任意の節の設定が可能な制度とする。	現行、地方自治法施行規則において、歳出予算の執行科目(節)が義務付けられている。このため、地方自治体の財政状況を把握するために総務省が実施する地方財政状況調査(決算統計)その他予算・決算関連事務において、当該執行科目を当該調査項目に応じて分析する必要がある。【決算統計上の分類(地方自治法上の節):人件費(給料、職員手当等)、物件費(賃金、旅費、需用費等)、補助費等(報償費、役務費のうち保険料、負担金等)、普通建設事業(給料、職員手当等、委託料、工事請負費等)】。また、近年、財政のマネジメント強化のため、総務大臣から統一的な基準による地方公会計の整備促進、具体的には固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成、予算編成等への積極的活用が要請されている。固定資産台帳や複式簿記の運用に当たっては、歳出予算の執行科目(節)を複式簿記上の収益的支出と資本的支出に分析する必要がある。両事務とも、ICTを活用することで、分析の省力化が図られるものの、分析そのものの削減には至っておらず非効率的な面がある。	総務省	-	○統一的な基準による地方公会計制度では、複式簿記による仕訳作業において収益的支出と資本的支出を区分する必要がある。歳出予算の執行科目(節)単位では、本市が採用している期末一括仕訳処理において、システムを用いて自動仕訳することができず、整理仕訳作業を伝票単位で行う事務負担が生じている。
4	神奈川県 【重点1-③】	児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設内調理以外の方法への緩和	保育所における外部搬入については5年以上前から特区等の活用によって取り組まれてきており、児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めてもらいたい。 外部搬入については、食育等に配慮しながらも、人口・予算規模に鑑み、地域の実情に応じた運営がなされるように基準を緩和することにより、児童発達支援センターの整備が促進され、障害児及びその保護者がより身近な地域で専門性の高い療育を受けられるようになることが求められる。	児童発達支援事業等には営利企業や特定非営利活動法人が多く参入しているなか、地域の中核的な児童福祉施設である児童発達支援センターの必要性は市町村においても高まっており、厚生労働省においては人口10万人規模に1ヶ所以上を目安としており、さらなる充実が求められている。しかしながら、平成29年4月現在、本県所管域(指定都市及び児童相談所設置市を除く)の人口は約280万人であるところ、児童発達支援センターの設置数は14件にとどまっている。整備が進まない理由のひとつとして、建物の構造や整備費用等の関係から調理室を設けることが困難であることが挙げられている。実際に、管内のある自治体では、既存公有財産を活用し、必要性の高まっていた児童発達支援事業を実施することを検討した際、建物の構造や整備費用等の関係から設備改修により調理室を設けることが困難であること等の事情から、当該地域の中核的な児童福祉施設である児童発達支援センターとしての設置を諦め、地域の民間事業者と同様にセンターではない児童発達支援事業所とした事例があった。	厚生労働省	北海道、静岡県、大阪府、岡山県、宮崎県	○本自治体内における児童発達センターで、構造改革特区を活用した給食の外部搬入を導入しているセンターは複数あるが、調理施設は基準上必要とされているため、センター内には設置している状況である。給食の外部搬入は、支援に支障をきたしていないことから可能であり、児童発達支援センターの設置促進方策としても有効と考えられる。ただし、給食設備を有することを前提として運用されている設備基準の要件緩和については、特区活用施設の実態を検証して判断すべきである。 ○第1期障害児福祉計画では、児童発達支援センターを各市町若しくは圏域で1箇所設置することとされているが、自園調理のハードルが高く、新たに設置することが難しい状況である。保育所等と同様な要件を付した上で外部搬入を認めてよいと考える。 ○児童福祉法改正に伴う障がい児福祉計画に係る基本指針において、国では、地域の中核的な位置づけとして児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする、とされているが、道内(政令市を除く)14箇所中7市2町の設置となっている。整備が進まない理由のひとつとして、建物の構造や整備費用等の関係から調理室を設けることが困難であることが挙げられている。実際に、保育所等訪問支援及び障害児相談支援の指定も受け、地域支援を行っている児童発達支援事業所もあるが、センターの施設基準に必要な調理室の確保が問題となり、児童発達支援センターの指定を受けられていない。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>地方公共団体の歳出予算の節の区分については、節が個々の予算の執行に当たっての最小限度の単位であり、全国の他の地方公共団体と比較しながら、予算審議や内容の分析を可能とするために、全国的に統一されていることが要求されるため、各地方公共団体が任意に設定することはできないものである。</p> <p>なお、統一的な基準による地方公会計の整備等については、標準的なソフトウェアの無償提供や、効率化を図っている先進団体の事例を紹介することにより、事務負担の軽減や効率化を図っているところである。</p>	<p>「節が個々の予算の執行に当たっての最小限度の単位」とあるが、国の予算では「庁費、施設費の類」といった区分があり、必ずしも、現行の地方自治法施行規則の節にこだわる必要性はない。</p> <p>また、「全国の他の地方公共団体と比較しながら、予算審議や内容の分析を可能とするために、全国的に統一」とあるが、節を基準とした比較の実態があるのか。国等の調査(当初予算案調、決算統計、財政状況資料集、決算カード、類似団体比較カード)も、節ではなく、節を性質別経費(人件費、物件費、維持補修費等)に分析した上で分析、比較、公表が行われている。効率化の観点から言えば、節と性質別経費、公会計の科目を極力一致させて頂きたいが、全団体のシステム改修経費等を考慮すると、困難。このため、本市の提案では、任意の節を設定することとしている。</p> <p>また、「標準的なソフトウェアの無償提供」について、既存の財務システムとの連携やPC導入・保守料等所要の経費が生じるほか、セキュリティ強化のために、外部へのデータ取だし等が制限されてきており、既存の財務システム以外での処理には、手間と費用が掛かる。ソフトウェアの導入割合や費用対効果を検証されているのか。</p> <p>さらに、「先進団体の事例」についても、結局、現行の節の下で、仕訳を細分化する方法であり、真の効率化とはいえない。</p> <p>公会計の導入をはじめ、年々、各種調査、分析資料の作成等の要請が増加しているなかで、システムの導入をもって効率化できたと安易にいうのではなく、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、事務の根本的・抜本的な見直しによる効率化を図っていただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 地方公共団体ごとに歳出予算節が異なることで、地方公共団体相互間での財政状況の比較が困難になる恐れがあるため、慎重に検討する必要がある。</p> <p>【全国市長会】 慎重に検討されたい。</p>
<p>障害児に対する食事提供については、きめ細やかな対応が求められており、給食の外部搬入については、アレルギーへの対応やきざみ、つぶし等の二次調理などに多く課題があることから、現在、構造改革特区において実証事業を実施しながら、全国展開の可否を議論しているところであり、その結論を踏まえて対応を検討する。</p> <p>なお、実証事業においては「アレルギー除去食の取り違え」という命にかかわるような重大な事案も生じている。</p>	<p>○食の安全性の確保策については、十分に検討する必要があると考えるが、一方で、市町村における児童発達支援センターの設置は急務であることから、実証事業の検証に速やかに取り組まれることを要望する。</p> <p>○なお、アレルギー除去食の取り違えといった問題は、給食調理が施設内であるか外部搬入であるかを問わずに生じ得るものであることから、本件提案に係る外部搬入の可否に限らず、施設内における調理委託も含めた食の安全性の確保として別途検討する必要がある。</p>	<p>【静岡県】 ○児童発達支援センターの設置促進のため、前向きな検討をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
5	神奈川県 【重点49-2】	建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類の都道府県を経由事務の廃止	国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類について都道府県知事を經由しなければならないこととされている建設業法第44条の4の規定を改正することにより、都道府県の經由事務を廃止し、国土交通大臣への許可申請書その他の書類の提出先を所管の地方整備局等に一本化することを求める。	・都道府県を経由して提出される国土交通大臣の許可申請書及び届出書が毎月数百件にも及び、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。 ・都道府県を経由して提出される国土交通大臣の経営事項審査申請書及び再申請書が毎月数十件(年間数百件)にも及び、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。 ・許可申請書及び届出書の提出先は都道府県、確認書類の提出先は地方整備局等に直接送付となっているが、申請者からは、窓口が一本化されておらず分りにくいといった苦情がある。 ・国土交通大臣許可申請又は経営事項審査の申請にあつては登録免許税又は収入印紙を、都道府県知事許可又は経営事項審査にあつては県収入証紙を書類に貼り付けて提出することとされているが、窓口が都道府県となっていることから申請者が混同し、国土交通大臣の申請書に誤って県の収入証紙を貼りつけて提出されたケースが発生している。 ・都道府県が申請書提出後の書類審査等の進捗状況について申請者から問い合わせを受けることがあり、地方整備局に問い合わせるよう案内をしても、都道府県が関知していないことについて理解が得られなかったケースがあったなど申請者側が混同している事例がある。	国土交通省	岩手県、滋賀県、京都府、鳥根県	○国土交通大臣の許可申請書又は経営事項審査の申請書に、申請者が県の収入証紙を張り付けてしまった事例がある。 ○申請者が、書類審査の進捗状況について県に問い合わせることがあり、地方整備局に直接問い合わせるように伝えている。 ○県を経由して提出される国土交通大臣の許可申請書及び届出書が毎月20～30件程度あり、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。 ○申請者の提出した書類が地方整備局に届くまでに時間が空くため、申請者は提出したつもりであっても、まだ地方整備局に届いていないことがあった。 ○受付窓口が地方整備局に一本化されることで、県からの達達期間(標準処理期間30日)が無くなるので、許可決定までの迅速化が図られ、関係書類の地方整備局への到達も確実となり、申請者の利便向上に繋がる。 ○国土交通大臣許可及び経営事項審査の申請書等の提出先が都道府県になっていることから、申請者から都道府県に対して申請、届出に関する問い合わせがあるなど、申請者等が混同している事例がある。 ○国土交通大臣許可の申請、届出に関し、県の様式を使用しているなど、申請者等が混同している事例がある。 ○本県では郵送または窓口で受付をしているが、郵送の場合、直接所管の地方整備局に郵送する場合と比べて申請者側の負担が少なくなっている訳ではない。また、窓口での受付の場合も、都道府県が指示する場合は少なく、来庁の必要性がないことが多い。 ○従たる営業所が地方整備局付近にあるにもかかわらず、必ず主たる営業所の所在する都道府県を経由しなければならないのは申請者等にとって負担が大きいため、所管地方整備局に直接、申請書等を持っていくことができる仕組みがあつてしかるべきである。 ○当県内に本店を置く大臣許可業者は、約200社程度であるが、建設業許可・経営事項審査に係る書類の提出数は、年間数百件もあり負担が生じている。
7	小都市	後期高齢者医療保険料の年金特別徴収の変更希望制度導入	後期高齢者医療保険料の徴収において、「介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額」が「年金受給額」の2分の1を超える者は、後期高齢者医療保険料の特別徴収の対象外とされている。ここでいう「年金受給額」は、「年金保険者や年金種別により定められた優先順位が第1位の年金の受給額」であり、「優先順位が第2位以下の年金の受給額」の方が高額であっても考慮されない。このような制度であることから、半年ごとに特別徴収と普通徴収の切り替えを繰り返す事例もあり、特別徴収を希望する被保険者からの苦情が相次いでいるほか、納付し忘れによる滞納が発生している。	後期高齢者医療保険料の合計額が「年金受給額」の2分の1を超える者は、後期高齢者医療保険料の特別徴収の対象外とされている。ここでいう「年金受給額」は、「年金保険者や年金種別により定められた優先順位が第1位の年金の受給額」であり、「優先順位が第2位以下の年金の受給額」の方が高額であっても考慮されない。このような制度であることから、半年ごとに特別徴収と普通徴収の切り替えを繰り返す事例もあり、特別徴収を希望する被保険者からの苦情が相次いでいるほか、納付し忘れによる滞納が発生している。	厚生労働省	酒田市、いわき市、ひたちなか市、文京区、川崎市、小松市、福井市、長野市、多治見市、焼津市、伊豆の国市、豊橋市、津島市、大津市、京都市、大阪市、松原市、田原本町、松江市、広島市、光市、山陽小野田市、徳島市、今治市、東温市、福岡市、飯塚市、田川市、五島市、熊本市、宮崎市、鹿児島市	○当市でも保険料の支払いが、例年年金からの特別徴収であったため、普通徴収への変更が生じていても、引き続き特別徴収であると認識して滞納となる被保険者が発生している。本人が年金からの特別徴収を希望するのであれば、被保険者の利便性の向上、また確実な保険料の徴収のためにも普通徴収から年金特別徴収へ変更が求められる。 ○当市においても、同様に半年ごとに特別徴収と普通徴収の切り替えを繰り返す事例が相当数ある。そのため、特別徴収を希望する被保険者からの苦情もあるほか、普通徴収に切り替わったことをご理解いただけない方の納付漏れや滞納がかなり発生している。なお、苦情等の正確な件数は把握していないが、直接連絡があった方以外にも不満等をお持ちの方は多数いらっしゃる。 ○毎年、特別徴収の対象外となるため(保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超えるため)、納付方法が普通徴収に変更となる被保険者が発生している。納付方法変更時に保険料の未納が発生することが多いため、本市では、該当者に対して普通徴収に変更となった旨と口座振替勧奨の通知を行っているが、被保険者によっては、特別徴収の継続を希望される方がいる。 優先順位第1位の年金以外に多額の所得がある被保険者は保険料が高額となり、特別徴収の対象外となる場合が多いので、本人の希望により特別徴収へ変更できるとよい。 ○長年、納付方法が特別徴収であったにもかかわらず、保険料改定や少額の収入増により2分の1判定でやむなく普通徴収へ切り替わるケースがあるが、突然、納付方法が切り替わるとは被保険者にとっても分かりにくい上、未納が発生する可能性がある。 継続して特別徴収を行うことは被保険者にとっても望ましいことであり、安定した徴収にもつながると考える。 ○普通徴収の被保険者には、体が不自由で銀行等へ納付に行くことが困難である人がいる。また、口座振替の場合でも残高不足による滞納が発生することによりトラブルとなっている。 そのため、特別徴収に切り替えてほしいという要望が年々増加している。 この変更により、納付忘れや被保険者とのトラブルが解消される。 ○当市においても特別徴収と普通徴収の切り替えによる滞納が発生している状況があり、被保険者の利便性向上及び確実な徴収のため、優先順位が第2位以下の年金についても特別徴収の対象とすることを望みます。 また、団塊世代の後期高齢者医療保険への移行に伴い、収入状況から特別徴収の対象外となる被保険者が相対的に増加すると見込まれます。こうしたことからも年金優先順位にこだわらない特別徴収を望みます。 ○当市においても提案市と同様の支障事例が発生している。年金からの支払い能力があるにもかかわらず年金特別徴収に変更出来ないのは、行政側の都合ではなく、被保険者の利便性を損なっている。このことから、特別徴収の仕組みを見直し、普通徴収から年金特別徴収へ変更できるようにすることを求める。 ○当市においても、特別徴収をしてほしいという要望や苦情が毎年数件ある。 また、特別徴収から普通徴収に切り替わったことに気がかず、督促状が届いて気付くというケースも見受けられる。 ○事例のようなケースに該当する被保険者は、年金から保険料が徴収されているため、普通徴収に切り替わった場合に納付書が送付されていても気が付かない。あるいは、納め忘れにより滞納となり、苦情となるケースがある。 このことから、提案のように後期高齢者医療保険料の徴収について、被保険者の希望により、普通徴収から年金特別徴収へ変更できるようにする方法、または、年金種別等により定められた優先順位1位の年金受給額ではなく、受給する全ての年金で判定を行い特別徴収が可能な場合は特別徴収を行うこととし、被保険者が口座振替を希望する場合には変更を認めるとした方が、被保険者の利便性向上につながり、行政事務の簡素化及び後期高齢者医療保険料の確実な徴収につながる。 ○本市においても、同様の支障事例があります。介護保険料は原則特別徴収であるのに、なぜ後期保険料はできないのか、金融機関へ支払いに向くのは高齢者には大変などの苦情はあります。また、普通徴収では納付が滞りがちな滞納者であっても、特別徴収に変わると納付が進む現状にあります。保険料の収納率向上のために制度改正の必要性を認めるものです。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>申請書類については、不備があった場合の手戻りを防ぎ、審査を効率化する観点から、郵送ではなく対面での提出を求めている場合が多い。この点、ブロックごとに設置されている地方整備局ではなく都道府県の窓口において書類を提出できるようにすることで、書類提出に係る申請者の負担の軽減が図られる。仮に、都道府県の経由事務を廃止した場合、地方整備局の近辺に所在する者を除いた大半の申請者にとっては、申請に係る負担が増大することから、「住民の利便性の向上」とは逆行する。こうした都道府県の経由事務は、建設業のみならず様々な行政分野においても同様に規定されている。</p> <p>また、建設業法上、都道府県知事は自らが許可を与えた建設業者のみならず、当該都道府県において営業を行う国土交通大臣の許可を受けた建設業者についても、指示処分又は営業停止処分を行うことができることとなっており、申請書類の提出が都道府県経由であることで、都道府県知事は当該申請書類の写し等をもとに処分対象となる建設業者について必要な情報を速やかに把握することができ、処分を迅速に行うことができる。</p> <p>加えて、このような都道府県の経由事務を廃止したとしても、都道府県が30日の標準処理期間で行っている申請書類の形式的審査等の事務を地方整備局が行うこととなるだけであり、「標準処理期間30日なくなる」とのご指摘はあたらない。</p> <p>なお、書類作成に係る申請者の負担軽減を図る観点については、行政手続部会においても検討が進められており、国土交通省においても申請者の負担軽減が効果的に図られるよう、電子申請への変更や申請書類等の簡素化も含めた建設業の許可申請等のあり方について総合的に検討しているところである。</p>	<p>国土交通大臣許可に係る経由事務は、内容の審査に及ぶものではなく、必要な様式(書類)が整っているかの確認を行うもので、対面での提出を求めるまでのものではない。</p> <p>実際に、本県では知事許可に係る更新申請及び各種届出について郵送での提出を認めているが、受け付けた申請等の中で、郵送提出分も含め、必要書類未添付による手戻りはほとんど発生していない。</p> <p>経由事務を廃止すれば、法定様式による書類も確認資料もともに地方整備局に提出することができ、問い合わせ窓口も一本化され、申請者にとっての負担軽減になり、利便性はむしろ向上するといえる。</p> <p>また、建設業法施行規則改正により平成27年4月から、都道府県に申請書類の写しは提出されないこととなっているため、国土交通大臣許可業者に対し法第28条第4項、第5項による指示処分又は営業停止処分を行う際に、当該業者の申請書類の写し等をもとに処分を迅速に行うことができるというご指摘はあたらない。</p> <p>さらに、標準処理期間30日についてであるが、本県の場合、事務の便宜上、受け付けた申請書をまとめて発送(月2回発送)するためのいわゆる書類を保管している期間が大半を占めており、申請者が直接地方整備局へ提出することとなれば、この期間は短縮されと考えられる。</p> <p>行政手続部会において電子申請や書類の簡素化等について検討していることは承知しており、申請者の利便性が向上することは歓迎されることではあるが、現に発生している事象は直ちに解消すべきであり、窓口の一本化は早急に行う必要があると考える。</p>	<p>【滋賀県】</p> <p>○ 経由都道府県による申請書等の不備の指摘については、国土交通大臣許可業者または国土交通大臣許可業者になろうとする者に対して都道府県の立場で不備等の指摘をする権限が明確でないこと、国と経由都道府県で申請書等の記載方法に多少の違いがあるために申請者等に対し国・経由都道府県でそれぞれ異なる指摘をして申請者が混乱させる恐れがあることなどの問題点があると考えます。</p>	-
<p>○後期高齢者医療制度においては、市町村における保険料収納の確保と事務の効率化を図るとともに、被保険者の保険料納付の利便を図るため、原則保険料を年金から天引きする仕組み(特別徴収)を導入している。特別徴収においては、介護保険と同様に、年額18万円以上の年金を受給している者を対象とし、また、天引き額が過大にならないよう、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合には特別徴収の対象としていない。</p> <p>○保険料の特別徴収は、市町村・年金保険者間で相互の情報伝達を行う大規模な事務であり、厳格なスケジュール管理がされている。具体的には、年金保険者からの対象者の通知(5月)、保険料賦課額の確定(6～7月)、市町村から国保連合会への徴収依頼情報の通知(7/15)の手順で行われている。</p> <p>○被保険者の希望により、普通徴収から年金特別徴収へ変更できるようにするためには、市町村における特別徴収対象者の判定の後、国保連合会へ徴収依頼情報を通知するまでの間に、特別徴収を希望する被保険者から申請を受け付ける必要があるが、上記スケジュールの下では対応困難である。加えて、現在対象外となっている被保険者の保険料を特別徴収することで、徴収順位が後の住民税について特別徴収ができなくなる場合があることにも留意する必要がある。</p>	<p>年金からの特別徴収額が過大にならないようとの配慮は、年金額が低額である受給者の生活困窮を避けることを目的としていると考えられる。しかし、複数の年金を受給しており、十分に保険料、税の支払い能力がある被保険者については、単一の年金の大半を占める額が特別徴収されたとしても、当該被保険者が受給している全体の年金からの特別徴収額が過大にはならない。今回の提案は、あくまで被保険者からの申立てにより、後期高齢者医療保険料の特別徴収を継続させるものなので、被保険者の意思を尊重したものになっている。</p> <p>現行スケジュールでの対応については、被保険者からの申立てを年間通じて随時受け付け、毎年度の保険料本算定前までに申立てた者は当年度から、本算定に間に合わなかった者は翌年度から特別徴収できる制度とすればよい。苦情となる事例でも、毎年特別徴収と普通徴収を繰り返すことが原因となっているので、翌年度からの対応となつたとしても、十分意義があるものとなる。</p> <p>また、後順位の住民税が特別徴収できなくなる場合がある点については、元々制度として住民税が保険料より後順位で設定されていること、2分の1を超えて後期高齢者医療保険料を特別徴収することになった結果住民税が特別徴収できなくなる者は少数であること、特別徴収継続の申立ての際に住民税が特別徴収されなくなる可能性があることを十分説明して被保険者の理解を得ることとすること、などを考慮すると問題ないと思われる。</p>	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
9	長崎市	一般廃棄物(尿尿)の処理手数料徴収を委託した場合における制限の緩和	一般廃棄物(尿尿)の収集運搬等を委託する場 合に、収集作業に直接従事した者が手数料の徴収も 行えるようにすること。	一般廃棄物(尿尿)の収集業務を受託している民間業者におい ては、収集作業に直接従事する者が収集時に手数料を徴収す ることができない。このため、現在一部地区を除き徴収業務は委託 せず市自らが納付書を送付し払い込ませる方法で手数料を徴収 しているが、収集から請求までの時間が空くこと、また利用者と請 求者(市)が直接対面しないことで支払に対する義務感が薄くなり がちであり、このことが未収金発生要因のひとつになっている。 また、徴収業務を受託している地区においても、収集作業と徴収 業務は別途人件費や交通費を積算する必要があり、経費が高くな る。 なお、収集時の手数料の徴収の禁止は、手数料の不正徴収を 予防するためと承知しているが、現在、民間業者の中で尿尿回収 の自動計量システムにより不正徴収できない仕組みの導入例が あり、技術的に解決できると考えられる。また、私人による公金の 取扱いが拡大している中、直接徴収を禁止する必要性がないもの と考える。	環境省	延岡市	○本市では、一般廃棄物(し尿)の収集運搬委託を民間に委託しており、一部地域で証紙券によ る手数料の徴収を行っているが、現在の法律では、作業員が収集現場で証紙券を販売し、徴収す ることができないため、別途、集金人による手数料の徴収を行っている。そのため、業務の非効率 性、当日の手数料徴収率の低下、集金人を含む委託料の増加など、負の要素が多い。以上のこ とから、作業員による手数料の直接徴収の禁止についての緩和を求める。 ○一般廃棄物の収集業務を受託している民間業者においては、収集作業に直接従事する者が収 集時に手数料を徴収することができない。特に、飼育動物(ペット)の死体回収を民間委託する場 合、死体回収の手数料の徴収までを行わせることが困難であり、民間委託を進める上での障害の ひとつとなっている。また、当該手数料が事後徴収になることにより、手数料の未納額が発生す ることが予想される。このため、滞納対策の一環として、また受益者負担の公平性を担保する観点 から、処理券方式による手数料の前納制も考えられるが、前納制の実施には、多額の経費支出 が見込まれる。そこで、収集運搬業務に直接従事する者が収集時に手数料を徴収することができ れば、滞納問題が解決するほか、収集運搬事務と手数料徴収事務を一本化することによる業務 の効率化を図ることができる。しかし、こうした行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 令第4条第6号の「一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般 廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。」に 抵触するおそれがある。については、収集運搬業務に直接従事する者が、収集時に手数料を徴収 できるよう法令の見直しを求める。
10	長崎市 【重点27】	駐車場法施行令 第7条第2項第1 号の適用除外項 目の拡大	駐車場法施行令第7条 に規定されている駐車場 出入口設置に係る基準に ついて、第2項に規定され ている適用除外の項目を 拡大すること。	駐車場の駐車面積が500㎡以上である路外駐車場においては、駐車 場法施行令第7条第1項により、「安全地帯が設けられている道路の当 該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前 後に十メートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱 または標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分」など について出入口の設置が制限されている。 長崎市においては、市内中心部の商業地などにおいて、路面電車の 停留場の間隔が狭く、また、路面電車停留場については、安全地帯と定 義されていることから、軌道に面した多くの区域が、駐車場出入口を設 けることができない区域となっている。 長崎市中心部の思案橋電停付近において、建設当時は適法で整備さ れたが、電停の延長が行われた結果、現在、既存不適格建築物(駐車 場として使用中)となっている路外駐車場がある。 当該駐車場においては、変更届けが必要な改良(駐車台数の変更等) 又は再度路外駐車場として建替等が発生した場合、出入口に関する技 術的基準の要件を満たさない。 本市の路面電車の停留所においては、道路の中央に設置しているも の、車両の進入を防ぐ防護柵等が設置されており、駐車場出入口が 近辺にあったとしても、交通安全及び交通の円滑化については、確保で きるものと考えている。 また、駐車場出入口を路面電車の停留所(安全地帯)の左側に設置す る場合は、反対車線からの右折入庫ができず、入庫は左折のみとな り、道路交通への影響は少ないと考えられる。 今後、建築物の更新を計画する時点で、路面電車の停留所が支障と なり、駐車場の法的基準を満たす箇所がなく、駐車場の設置や計 画自体が困難となるケースが想定される。 それぞれの地域の事情に柔軟に対応ができるよう、道路管理者及び 交通管理者の意見を伺ったうえで、「安全地帯が設けられている道路の 当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ 前後に十メートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示 柱または標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分」につ いても、駐車場法施行令第7条第2項の適用除外の対象となるよう制度 の緩和が必要と考える。	警察庁、国土交通 省	-	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第6号において、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する基準として、「一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。」を定めている趣旨は、収集業務の従事者とその手数料を徴収する者が同一となることにより、不正の温床となるおそれがあるため、これを禁じることで、手数料の不適正な徴収を防止し、一般廃棄物処理業務の信頼性を確保することであり、この制度趣旨に照らせば同号の見直しは困難である。</p> <p>○なお、手数料の未払い対策や徴収の効率化については、チケットによる先払い制を導入している市町村があり、当該制度により対応可能である。</p>	<p>○収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料の額を操作できないシステムを導入するなどの不適正な徴収が生じない手段を講じることを委託の相手方の条件とすることで、不正の温床となる懸念は払しょくできるものと考えている。</p> <p>○また、先払いチケット制については、収集量に応じて手数料の額が決定する従量制の場合は、導入が困難である。</p> <p>○仮にチケット購入世帯だけを対象にし尿を収集した場合、未収金の発生は抑制されるが、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・処分を行うという市町村の責務が果たせなくなる恐れがある。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>
<p>提案事項である駐車場法施行令第7条(自動車の出口及び入口に関する技術的基準)の出入口の設置規制の緩和については、平成28年度地方分権改革の提案において「まがりかどから5m以内」に関して提案いただいたところであり、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう検討する旨を閣議決定している。</p> <p>閣議決定した対応方針は「まがりかどから5m以内」に限ったものではなく、今回の提案事項である「安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から10m以内の部分」の出入口の設置規制にも共通するものであると認識している。</p> <p>したがって、「まがりかどから5m以内」における路外駐車場の出入口の設置規制の柔軟な対応の検討にあたっては、当該部分に限らず、今年度、提案をいただいた部分に関しても路外駐車場の出入口の設置規制について、道路の円滑かつ安全な交通を確保できる場合には柔軟な対応が可能となるよう検討を行う必要があると考えており、今後、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策について、具体的に検討を行う予定である。</p>	<p>今後、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策について、国の方でどのように技術的な検証がなされ、検討を進めていくのか、具体的な考えをお示しいただきたい。</p> <p>また、本市が考える路外駐車場の出入口設置基準の緩和については、駐車場法施行令第7条第2項の規定に基づき、道路の円滑かつ安全な交通を確保するため、次に掲げる項目において、道路管理者及び交通管理者との協議が調った場合を想定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 路面電車の停留場は、防護柵等を設けることにより歩行者の安全性を確保すること。 ② 道路の円滑かつ安全な交通の確保するため、路外駐車場の入出庫は左折のみであり、また、道路での駐車場入庫待ちが生じないようなスペースを十分に確保すること。 ③ 周辺の道路交通量が著しく多く、交通安全上支障があると交通管理者が判断する場合、路外駐車場の出入口の適切な場所に交通誘導員を配置するなどの安全対策を講じること。 <p>以上、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策については、これらの項目を具体的な事例ごとに道路管理者及び交通管理者との協議を調えることで緩和すべきものとする。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
13	豊川市 【重点2】	放課後児童支援員の要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した経験があり、放課後児童支援員となる場合に、高等学校卒業業者等の要件の範囲を中学校卒業業者まで拡大する。 ・中学校卒業業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする。 	<p>○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。</p> <p>現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ②高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童支援員認定資格研修の受講が認められていない。</p> <p>○本市には、約10年間放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者(男性、30代)がおり、その者の勤務日に子どもたちが放課後児童クラブに行きたいというほど、子供から慕われていて、リーダー的な業務も行っている。</p> <p>家庭の事情等で、高校を中退しており、素行が悪いわけではない。</p> <p>高等学校の卒業資格を得るにも、放課後児童クラブの勤務がほぼ毎日あるため難しく、支援員としての資格がないため、長期間放課後児童クラブで働いたキャリアがあるのに、勤務を継続するモチベーションが下がっている。</p> <p>○保育士資格の場合、5年以上の実務経験があれば、中卒者であっても、保育士試験の受講資格を認められるため、同様に既存の2年間の実務経験に上乘せする等により、中学校卒業業者にも支援員研修の受講資格を認められないか。</p>	厚生労働省	秋田県、福島県、ひたちなか市、川越市、逗子市、磐田市、名古屋屋市、豊橋市、京都府、亀岡市、出雲市、倉敷市、浅口市、庄原市、徳島県、熊本県	
14	狛江市 【重点13-①】	小規模多機能型居宅介護の日中の通いサービスに係る従業者の員数の基準の緩和	小規模多機能型居宅介護の日中の通いサービスに係る従業者の員数の基準を緩和する。	<p>当市にある小規模多機能型居宅介護事業所において、事業開始当初より職員を募集しているが、1年以上経った現在でも職員が足りないため、事業所が開始当初に想定していた体制で事業を行うことができず、事業の実施に支障をきたしている。</p> <p>また、現行の基準では採算性が良くないこともあり、利用したいという人のニーズに応えられないケースもある。</p> <p>当市としては、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる仕組みの充実に向け小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めていきたいが、介護人材の不足等によって、サービスを必要とする人へのサービス提供がなかなか進まない。</p>	厚生労働省	仙台市、北九州市	<p>○当市においても、小規模多機能型居宅介護事業所にて基準以上の職員を採用できなかったため、開所時は利用定員人数を少なくして運営を開始した事例がある。</p> <p>○小規模多機能型居宅介護事業所の開設に当たり、職員の不足により事業の実施に支障をきたしているとの話は聞いていないが、小規模多機能型居宅介護の通いサービスに係る介護従業者の人員配置基準は、同様のサービスを行なう通所介護に比べ、配置人数が多いことから、サービスの質の確保を前提に人員基準の緩和が行われれば、介護人材の不足の解消や小規模多機能型居宅介護の整備促進などの効果も期待できるものとする。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【厚生労働省】 提案内容にあるような課題があることを厚生労働省としても把握している。放課後児童クラブの現状を調査の上、どのような在り方が適切か検討していきたい。</p>	<p>本件については、本市のみならず、追加共同提案団体の多くが、今後採用する職員に関する仮定の支障事例ではなく、今、現実的に高等学校を卒業していない職員が従事しており、その者の処遇に係る支障があり、頭を抱えている。放課後児童健全育成事業に従事している職員のうち、高等学校を卒業していない者は、全国的にも割合は多くないかもしれないが、該当職員がいるクラブでは、この制度によってクラブの運営に大変な支障があり、何よりも該当職員及び周辺職員が、実績ではなく学歴によって区別されることに、大変辛い思いをしている。関係者は、今回の地方分権改革に関する提案により、制度が変わることを大変期待しており、待ち望んでいる。制度を変えることにより、該当職員にこれまでどおりクラブの中核として活躍していただき、ひいては放課後児童健全育成事業を安定的に実施するため、一刻も早い対応をお願いしたい。</p>	<p>【逗子市】 子育て支援員を資格化して専門性を担保しているのであれば、学歴については従事経験を持って緩和することと矛盾しないと考え。また、長年に渡り、補助水準の低い事業として実施してきた経過がある中で、指導員として研鑽を重ねてきた職員の存在を認めるべきと考える。 【磐田市】 提案事項が措置されるよう適切かつ早急な検討を求めます。 【出雲市】 本市の放課後児童クラブの保護者の中には中学校卒業者がいるが、この者は、経験年数も長く、クラブの職員の中でもリーダー的な存在であるうえ、個々の子どもたちを理解し、見守る力を有し、保護者や児童の対応を適切に実施している。少なくとも一定程度以上の現場経験を有する者については、学歴によってサービスの質の低下につながるものではなく、むしろ、認定資格研修を受講させることにより、サービスの向上を図ることができると考えられる。 本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の受入れができておらず、4年生以上を中心に待機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員等の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、中学校卒業者であっても、素質が十分ある者であれば、放課後児童支援員として早急に認めていただきたい。放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>○小規模多機能型居宅介護の利用者としては中重度者かつ認知症の方が中心であり、日中通いサービスにおいて、適切なケアをするために必要な人員基準として、認知症対応型共同生活介護を参考に、利用者3人に対して1名の従業者としている。</p> <p>○このため、人員基準の緩和は、サービスの質の低下につながる懸念があるため、適切ではないと考えている。</p>	<p>○当市の小規模多機能型居宅介護事業所においては、軽度者の利用が中心となっている。制度趣旨として、中重度者の在宅移行を促すために包括的な支援を実施するという趣旨は理解するが、実際は軽度者（要介護1・2）で通所・訪問の利用が多い利用者が、上限額を超過する可能性があるためにケアマネから紹介されているケースが多い。厚生労働省における小規模多機能型居宅介護の利用者における制度創設時の平均要介護度は3.5程度を想定していたが、現状では全国ベースの利用者の平均要介護度は2.5程度であり、また、市内の小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の平均要介護度は、平成29年7月28日時点で2.4である。</p> <p>○サービスの質の低下については、小規模多機能型居宅介護の訪問サービスで配置されている職員が訪問に従事していない時間に対応可能であること、各利用者の利用回数が多く、従業員が各利用者の特性をより理解していることから、人員基準の緩和によりサービスの質の低下につながらないものと考え。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 利用者への影響等に配慮しつつ、提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
15	狛江市 【重点14】	訪問介護のサービス提供責任者の人員に関する基準の緩和	訪問介護のサービス提供責任者について、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の訪問型サービスAとの兼務が可能となるよう基準を緩和する。 ※総合事業の現行の訪問介護相当のサービスについても同様に訪問型サービスAとの兼務が可能となるよう基準を緩和する。	指定訪問介護事業所が総合事業の訪問型サービスAを実施する場合、訪問介護のサービス提供責任者(以下「責任者」という。)が訪問型サービスAの責任者等と兼務できないため、訪問介護の責任者と訪問型サービスAの責任者をそれぞれ配置する必要があるが、「介護人材の不足により、責任者の確保は難しい」との声が事業者からあがっている。 本市としては、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援に向けて、訪問型サービスAについても推進を図っているが、人材確保の面から訪問型サービスAの実施に難色を示している事業所も多いため、対応に苦慮している。 ※総合事業の現行の訪問介護相当のサービスと通所型サービスAを同一事業所で実施する場合についても同様の支障がある。	厚生労働省	酒田市、ひたちなか市、八王子市、長崎市、熊本市	○サービス提供責任者が兼務できないことにより、総合事業で別の責任者をたてる必要があるため、人員不足の事業所では総合事業に参入しづらいとの支障がある。 今年度は特に総合事業対象者と介護予防訪問介護の対象者が入り混じるため、利用者が認定期間の更新月から切れ目なくサービスを受けられることが重要となる。 責任者の兼務要件の緩和があれば、総合事業により多くの事業所が参入できると考える。 ○訪問介護事業所において配置必要がある人員のうち、サービス提供責任者は、資格要件(介護福祉士等)が求められることにより、人材確保が難しく、また、人件費が高い傾向にあるため、事業者の参入支障の一因となっているのが現状である。 今後、高齢者の増加に伴うニーズが多様化する中で、訪問型サービスAの実施主体の確保は必要不可欠なため、基準緩和の必要性がある。 また、訪問型サービスAを実施する事業者は、訪問介護と同一事業所で実施する場合が多数想定されるため、同一事業所内で提供されるそれぞれのサービス(訪問介護・訪問型サービスA)ごとにサービス提供責任者を配置する必要性はないと思われる。 ○当市も同様に、サービス提供責任者と訪問型サービスAの責任者との兼務ができないため、人員の確保が難しく、参入できないという事業者の声が多くある。 現在は、サービス提供責任者として従事する時間と訪問型サービスAの責任者として従事する時間を分けて配置することで対応しているが、それにより、人員基準を満たさなくなるため、新たな人員を確保する必要がある。
16	狛江市	通所介護のサービスと通所型サービスAを同一事業所において実施する場合における定員の基準の緩和	通所介護を実施する事業所が介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の通所型サービスAを実施する場合における定員の要件を緩和する。 ※総合事業の現行の通所介護相当のサービスと通所型サービスAを同一事業所で実施する場合についても同様に定員の基準を緩和する。	通所介護と通所型サービスAを一体的に実施する場合、通所介護の利用定員と通所型サービスAの利用定員は別に定めることとされている。そのため、それぞれのサービス利用者の状態が変化したことを受け、もう一方のサービスに変更しようとした際に、受け入れる方のサービスにおいて利用者数が定員を満たしている場合、違う事業所の利用を促さざるを得ない。そうなった場合、利用者にとっては通いなれた事業所から違う事業所に変更せざるを得ない。そういったことを避けるため、事業所によっては、定員に対する利用者数に余裕をもたせて受け入れを行っているところもある。 また、別々に定員を定めているため、サービス利用の変更の際の変更届の作成・提出・受理に係る事務が煩雑になっている。 ※総合事業の現行の通所介護相当のサービスと通所型サービスAを同一事業所で実施する場合についても同様の支障がある。	厚生労働省	ひたちなか市、世田谷区、各務ヶ原市	○介護人材の不足、多様な住民ニーズに応えるため、従来の介護予防通所介護に加え、多様なサービス展開が必要と考える。 住民への周知・理解が必要で、時間を要する。 そのため、現状では、今まで要支援者のサービス提供を行っていた介護事業者が引き続きサービスの担い手となっている。 一方、介護人材の不足、総合事業の上限枠の設定の中では、従来の介護予防通所介護に加え、通所型サービスAに介護事業者が参入しやすい環境が必要と考える。 本提案はその一つと考えられ、本提案を含め、通所型サービスAに介護事業者が参入しやすい基準の緩和が必要と考える。 ○今後、高齢者の自立支援を促す取組を行う上で、通所型サービスAを実施する事業所は必要不可欠であり、より事業者が参入しやすく、また、安定的な運営を確保できる基準に改正する必要があると考えられる。 ○通所介護と通所型サービスAを一体的に実施する場合、別に定員を定め、その定員に対し人員配置をしなければならない。 別に定員を定める際、面積要件も満たさなければならないため、小規模事業所の場合、通所介護等の定員に対する面積を除いた残り面積がわずかで、通所型サービスAの定員が少人数とならざるをえない。少人数に対し、別に介護職員を配置しなければならないため、事業所の負担感が強く、通所型サービスAの実施が進まない状況がある。通所介護等と通所型サービスAの利用者を合算できるものとして定員を定めることが出来れば、通所型サービスAの実施が容易となり、状態変化により通所型サービスAの対象者となった利用者が、事業所を変更しなければならない事態とならず、継続的な支援が行える。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○訪問介護と「訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス。以下「緩和型サービス」という。)」を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは可能である。</p> <p>○具体的には、総合事業における緩和型サービスのサービス提供責任者の必要数については市町村の判断で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行相当サービスと同様に要介護者数と要支援者数を合算する取扱いにすること ・ 要支援者の利用者数を例えば1/2にした上で要介護者数と合算する取扱いにすること <p>等が可能である。</p> <p>○なお、本件については、全国介護保険担当課長会議等において、周知したい。</p>	<p>○兼務可能な旨の回答をいただいているが、各自治体・事業者にその旨が正しく伝わっていないことが懸念される。</p> <p>○そのため、訪問介護のサービス提供責任者及び現行の訪問介護相当のサービスのサービス提供責任者について、訪問型サービスAとの兼務が可能である旨の通知等を発出いただくとともに、お示しいただいている会議等を通じて周知していただきたい。</p>	<p>【八王子市】</p> <p>市町村の判断で兼務可能とのことだが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号。以下「基準」という。)第5条第2項及び第4項の訪問介護側から見ると、常勤のサービス提供責任者が兼務可能と解釈することは困難であることから、兼務可能である旨を明確化する必要があると考える。</p> <p>そのため、この取り扱いについては、全国介護保険担当課長会議等での周知にとどまらず、兼務可能であることを(年内を目途に)通知または基準の改正をしていただきたい。</p> <p>【長崎市】</p> <p>長崎市においても、訪問介護と緩和サービスを一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことを可能としている。</p> <p>緩和型サービスの基準は市町村の判断での取扱いを決定することは可能でも、居宅サービス(訪問介護)の人員基準を考えたとき、利用者数に対する責任者の必要配置数は、利用者を合算する取扱いとしてよいとは、解釈できないと考える。また、責任者は、原則常勤となっているが、訪問型サービス事業所と兼務した場合は、常勤扱いとならないと考えるため、居宅サービス(訪問介護)の人員基準について、見直しを検討していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p>
<p>○サービスの利用対象者や提供されるサービス内容が異なるため、保険給付である通所介護と、総合事業の通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の定員については、別に設定すべきである。</p> <p>○御指摘のように要介護度の変更時に支障が出ている事例があることは認識しているが、ご提案の内容については、自治体、事業所の実態や変更した場合の影響などを踏まえて検討する必要があると考え</p>	<p>○支障事例を踏まえた上で、適切な措置をご検討いただきたい。</p> <p>○なお、通所介護と通所型サービスAを同一事業所で実施する場合、各利用者の都合や事業所の広さの問題もあり、曜日を分ける又は場所を分ける等の措置をとることは非常に困難になっている。また、通所介護と通所型サービスAを一体的に実施する場合、各利用者に提供するサービスを分けることは、利用者間の不公平感を煽ることにつながり、トラブルの温床となる可能性が高いことから、そういった措置はとっていない。そのため、通所介護事業所で通所型サービスAを実施する場合、通所介護の利用者と通所型サービスAの利用者で同様のサービスを提供しているのが実態になっている。</p> <p>○他の支障事例としては、「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&Aにおいて、定員超過減算の取扱いについても、それぞれの定員を超過した場合に算定するとなっているため、変更届の提出遅延により減算が適用されるおそれがある。</p>	<p>【世田谷区】</p> <p>○指定居宅介護サービスと指定介護予防サービスは一体的運営が可能であり、また第1号通所事業(指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る)においても同様の一体的運営が可能となっている。通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の対象者は、上記の指定介護予防通所介護に相当するもの対象者と同じ、要支援1・2・事業対象者であるため、一体運営が可能ではないかと考える。また、サービス内容についても、今までも居宅介護サービスと介護予防サービスとして異なるサービスの一体運営を認めていた状況から同様に考える。(世田谷区)</p> <p>○全ての緩和した基準によるサービスとの一体運営は難しいかもしれないが、基準緩和をしても一体運営として認められる範囲を定め、その範囲であれば一体運営を認めることは可能ではないかと考える。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
17	茅ヶ崎市	児童扶養手当において転出と同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きの規制緩和	転出と同時に児童扶養手当が資格喪失となる場合に転出前の自治体で資格喪失手続きができるようにされたい。	児童扶養手当受給者が東京都で資格喪失届を提出せずに神奈川県茅ヶ崎市に転入し、転入と同時に事実婚関係が生じたため、神奈川県茅ヶ崎市では児童扶養手当の申請は行わなかった。その後、事実婚が解消され、再び東京都の前住所地へ転入した際に児童扶養手当申請を行ったが、資格喪失届が東京都でも神奈川県茅ヶ崎市でも提出されていないため、児童扶養手当の再認定を行うことができなかった。 この場合、資格喪失届の提出先は事実婚状態の始期により判断すべき事例と考えられるが、東京都は転入後に事実婚状態となったと考え、神奈川県は事実婚状態となったことで転入したと考えており、いずれの解釈も成り立つ事例であることから、自治体間で意見を調整することが困難であった。 自治体による事実確認が原則であると考えつつも、当該事例は自治体をまたがる問題で、自治体毎に対応が異なってしまうと国民に不利益をもたらすものであり、有権解釈権のある国としての解釈を、通知等により明確にして頂きたい。 その上で、支給認定を行っていない自治体が資格喪失届を受け付けることは不合理であり、システム処理にも多大な支障があるため、当該事例のように転居と資格喪失が同時の事例であって、二重の解釈が可能である場合においては、一律に支給認定を行った旧住所地において資格喪失届出を受理すべきものと整理していただきたい(一都三県のうち、東京都以外の県では同様に処理している。)	厚生労働省	ひたちなか市、朝霞市、川崎市、平塚市、豊橋市、香川県、新宮町、宮崎市	<p>○当市においても転入した時に男性と同居が発覚したということは過去の事例でもあり、その際には前自治体への連絡を取っている。前自治体との相談をもって喪失手段をどうするか話し合いをしているところであるが、制度で整備してもらえれば話は早くつくと考え。</p> <p>○児童扶養手当受給者が当市から転出することに伴い、変更届を提出したが、その後、転入先市町村において、児童扶養手当の手続きをされていない方がいる。</p> <p>○そのため、転出確定の状況が確認出来たら、資格喪失手続きができるようにされたい。</p> <p>○当市の取扱いとして、当市から他市町村に転出した場合、転出先で資格喪失事由に該当することが確認できた場合は、当市において資格喪失をおこなっている。提案には賛同するが、児童手当と同様に転出した時点で資格喪失をする仕組みに統一することがよりのぞましい。</p> <p>○当市でも同様の事例があり苦慮することがあったため明確化を望む。</p> <p>○当県でも同様の事例があり、児童扶養手当受給者が転出と同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きを、住民の利便性を考慮した方法とすることで、支障事例のように資格喪失届が住所変更前後の市町村のどちらにおいても未提出となり、児童扶養手当の再認定ができないような事態を未然に防ぐことができ、適切な住民サービスの提供及び行政事務の効率化に繋がると思われる。</p> <p>○当町においても転出入による当該事務処理は増加傾向にある。記載事例による事務処理も増加すると見込まれるが、基準を明確とすることで受給者の不利益並びに事務の効率化を図ることができると考えられる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>児童扶養手当法第4条第2項第4号または第6号により、母または父の配偶者に児童が養育されているとき、手当は支給されないことになっている。仮にご提案のように、一律で転出元自治体において資格喪失することとすると、法第4条第2項第4号または第6号にも該当しないにもかかわらず、資格喪失になる可能性があるため、認めることはできない。法第4条第2項第4号または第6号に該当するに至ったのがどちらの自治体であるか、転出元・転出先自治体両者が協力し、事実関係を特定した上で、適切に喪失手続きをとられたい。</p>	<p>「一律で転出元自治体において資格喪失することは認めることができない」とのことだが、すべて一律に転出元自治体で資格喪失とするのではなく、転出時に本人から聞き取り調査や書類等で事実婚が成立していると認められ、児童扶養手当法第4条第2項第4号または第6号に該当していることが明らかな場合においては、転出元自治体において資格喪失届を受理できるよう改善していただきたいという趣旨であるため、再度ご検討願いたい。</p> <p>なお、転出先において児童扶養手当法第4条第2項第4号または第6号に該当した場合においても、支給認定を行ってない転出先自治体が喪失届を受理し処理することは不合理であると考えられるが、国の見解を伺いたい。</p>	<p>【朝霞市】 転出元と転出先の自治体間の両者が喪失の確認を漏れなく行うことができ、転出元の自治体が台帳整理や管理を適正かつ円滑に図れるように制度の見直しを行い、新たな事務処理及び運用方法を構築されたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
18	今治市	国民健康保険事務における申請・届出等へのマイナンバーの記入の見直し	平成27年9月29日付で改正された国民健康保険法施行規則において、マイナンバーの記入が義務付けられたが、マイナンバーを記入することが定められた申請・届出等には、マイナンバーの利活用が想定されないものも含められている。そのため、情報連携によるマイナンバーの利活用が見込まれる申請・届出等以外にマイナンバーの記入を義務付ける部分を削除するよう求める。	【支障事例】 マイナンバー制度が導入されたことにより市役所窓口で住民が記入する各種申請等にマイナンバーの記入が義務付けられたが、制度の説明および記入に際し必要な本人確認等のため、制度導入前に比べ受付にかかる時間が1件あたり平均約1分程度増大し、受付事務が煩雑化するともに、市民の待ち時間が増え窓口が混雑するようになった。 当市の国民健康保険窓口では月500件以上の高額療養費の支給申請を受付しているため、500分の業務時間増である。 申請者がマイナンバーカードを持参していないなどの理由で記載できない場合は同意を得て住民基本台帳等により職員が確認・記入することも認められているが、その説明にも時間がかかる上、住民基本台帳システムの画面からマイナンバーを目視確認して手書きで記入するという余分な事務が生じる。 公平な負担と給付の実現および手続の簡素化等のためマイナンバーの活用は有効なものであるが、対象となる業務は国民健康保険の各種の給付や資格の申請・届出のみならず、被保険者証の再発行など軽微な手続でも記入が必要とされており、住民に対し必要性を説明できない。 結果としてマイナンバー導入の目的である「行政の効率化」「国民の利便性の向上」を損なっている。 また記入済み申請書の保存にも十分な管理体制が求められるため、必要な空間や設備の確保に苦慮している。	内閣府、厚生労働省	いわき市、常総市、ひたちなか市、秩父市、日高市、文京区、横浜市、厚木市、小松市、北方町、伊豆の国市、豊田市、京都市、大阪市、高槻市、出雲市、光市、山陽小野田市、徳島市、宇和島市、西予市、東温市、飯塚市、田川市、五島市、宮崎市、鹿児島市	○被保険者証及び高齢受給者証の再交付申請書に個人番号の記入欄があるが、再交付に当たっては、他団体との情報連携は不要であるため、個人番号を記入する必要はない。 また、国保加入時に届書へ個人番号を届出人(原則は世帯主)が記入しているため、加入時以降の国保関連届書(申請書)への個人番号の記入を省略できるのではないかと考える。 ○本市では、資格取得後の被保険者における資格・賦課・給付・収納について、被保険者証番号と個人識別番号をキーとして統一的な電算システムで管理を行っている。資格取得時にマイナンバーを取得した後は、申請時に本人確認を行うことにより、なりすましによる不正受給等を防止することは可能と考える。 現行は申請書へのマイナンバー記載について、窓口での説明や補記に時間がかかり、結果として現場の効率化に結びついていない。 また、マイナンバー記載済申請書については通常の申請書よりも保存に厳格な管理が求められるため、本市でも保管場所の確保に苦慮しているところである。 マイナンバーの取得は、最小限にとどめることがマイナンバーの漏えいを防ぐ意味でも有効であると考えられる。 マイナンバーの取得を最小限にとどめるため、資格の得喪以外の申請書類については、マイナンバーの記載を不要とするよう、国民健康保険法施行規則を改正していただきたい。 ○マイナンバーの記入が義務付けられたことにより、受付や事務処理に時間がかかるようになった。本市においても高額療養費の支給申請は大量であり、マイナンバー記入についての説明や厳重な本人確認が、窓口混雑の一因となっている。住民の負担の軽減のためにも、マイナンバーの利活用が見込まれない申請・届出については、マイナンバーの記入を義務付けないように見直しを求める。 (1)受付事務の煩雑化と市民の待ち時間増について 例示の高額療養費支給申請書については、平成28年度34,800件の提出があり、2,900件/月であった。今治市と同様に1件1分の増と仮定すると、高額療養費支給申請書のみで、本市(国民健康保険課、区民課等)全体で2,900分/月(=48時間20分)の増である。 なお、個人番号の記入が必要な届書等全体では、平成28年度で約10万件であり、8,333分/月(=139時間)の増である。 (2)軽微なものの個人番号の収集について 例示の被保険者証等再交付申請であるが、証等の再交付のものについては、申請時点の情報で再交付すればよく、証等記載事項に変更の必要があるような場合は、その内容に応じた別の届出等がなされるべきであり、個人番号の収集の必要性を住民に説明することが困難である。 (3)個人番号記入済届書等の保管について 従前の文書の保管とは区別して、セキュリティが確保された保管場所を確保する必要がある。 ○支障事例にも述べられているとおり、被保険者証の再発行については必要性を被保険者に説明することが難しい。 窓口における事務処理が増えていることは事実であり、また、個人情報保護の意味からもマイナンバーの記載を求める申請書について再度精査をする必要があると考える。 ○当市では高額療養費の支給申請時、2回目以降の申請のためマイナンバーが取得済みである時には、再度マイナンバーを取得することはしていないが、申請・届出書類へのマイナンバーの記載、説明に係る時間が大きく、マイナンバーの記載された申請・届出書類の管理方法も含め、対応に苦慮している。 被保険者の申請手続きにかかる負担軽減及び行政の事務の効率化のため、マイナンバーの記入を義務付ける申請・届書の見直しを求める。 ○マイナンバーを記載する申請・届出受理の際はマイナンバーカード等によりマイナンバー及び申請者本人のマイナンバーである確認を行っているため、マイナンバーの利活用が想定されない申請・届出(被保険者証の再発行申請等)については不要な事務作業となっている。 また、平成27年10月22日付厚労省通知「個人番号の利用開始に当たっての国民健康保険に関する事務に係る留意点等について」の第3①を根拠とし、申請者が自身や家族の個人番号がわからない(本人確認書類不十分や記載拒否を含む)場合等は無記載のまま受理し、職員が事後に補記を行っているため、これについても当該申請・届出においては不要な作業となっている。 ○マイナンバー制度が導入され、確認作業等に時間を要し事務作業が煩雑になり、結果、待ち時間の増大等、住民サービスの低下に繋がっている。 また、番号等を確認できない場合でも申請を受けられるようになっているため、申請に必要なものの説明をする際大変苦慮している。 情報連携によるマイナンバーの利活用が見込まれる申請・届出以外に申請及び受付業務の負担軽減を図るよう所要の措置を講じるよう求める。 ○申請書へのマイナンバーの記入や本人確認書類の提示を求めることは、本市においても窓口処理が煩雑となる要因となっています。また、その必要性に対して住民に納得のできる説明ができず、トラブルを招くこともあります。今治市の提案ならば、情報連携による添付書類の省略が可能となり、本人の利便性が上がることから、マイナンバーの提供について積極的に提案できます。その上で、マイナンバーの提供を拒否した場合は、これまでどおり添付書類を提出していただくよう案内できれば、申請者に選択権を与えることができるので、トラブルを回避できます。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府】 まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認する必要がある。</p> <p>【厚生労働省】 ○指摘のあった被保険者証の再交付の手続きについては、次の2つの目的により、申請書にマイナンバーの記載を求めている。 ①汚損、滅失により記号番号の記載が困難な場合にマイナンバーの提供により被保険者を一意に特定して資格情報を呼び出して確認することが可能であることから、手続きがスムーズに行えること。 ②被保険者からマイナンバーを取得することで、マイナンバー一括取得の対象者を少なくすること。 ○しかしながら、被保険者とマイナンバーを紐づけるための一括取得が既に終了し、また、被保険者証の取得時にマイナンバーを提出させていることを踏まえると、②の目的については、一定の役割を果たしたと思われる。 ○そのため、まずは、マイナンバー法との関係において、どの申請書からマイナンバーの記載を削除すること又は任意とすることが可能かについて、改めて基準を整理する。 ○その上で、現在国民健康保険法施行規則でマイナンバーの記載を求めている24種類の手続きについて、上記基準に当てはめ、マイナンバーの記載を削除すること又は任意とすることが適切か否かを検討する。</p>	<p>申請者及び窓口業務の負担軽減を図る観点から、マイナンバーの記載を選択的記載事項とし、マイナンバーを記載した場合は他の記載事項を一部省略できるようにするなど、可能な限りマイナンバーの記載が必要な届書及び申請書を減らせるよう見直しをお願いしたい。</p>	<p>【豊田市】 マイナンバー法との関係において、どの申請書からマイナンバーの記載を削除すること又は任意とすることが可能かについて、改めて基準を整理するとのことから、その検討結果を待ちたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府】 まず、厚生労働省において、予防接種法による実費の徴収の決定に関する事務における生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要がある、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。</p> <p>【総務省】 まず、厚生労働省において、予防接種法による実費の徴収に関する事務における生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要がある、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。</p> <p>【厚生労働省】 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報との情報連携を可能とすることについては、別の行政分野では当該情報が情報連携の対象となっていることを踏まえ、これらの情報との連携が事務処理に与える影響を確認しつつ、関係部局、関係省庁が連携の上、法改正の必要性等を検討する。</p>	<p>住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。</p> <p>また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
20	豊田市 【重点22-②】	予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報情報の追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。別表第2の項番16の2の項に係る主務省令第12条の2に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報情報は、予防接種に関する記録に関する情報がある。しかし、予防接種の実施にあたり、予防接種法施行令で定めるB類疾病の対象者のうち、60歳以上65歳未満の対象者選定を行うに当たっては、身体障害者手帳の交付に関する情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めているが、障害の程度を確認するためには身体障害者手帳の交付に関する情報を確認することが、対象者選定を行うに当たっても適切であると考えられる。政令に記載されている資格要件を確認するために、毎度、身体障害者手帳を提示してもらうことは住民にとって負担である。また、厚生労働省のホームページ「インフルエンザQ&A」には、対象者要件の最後に「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されているにも関わらず、情報照会できないのは矛盾している。	内閣府、総務省、厚生労働省	矢野町、ひたちなか市、川崎市、島田市、刈谷市、大浜町、伊丹市、山口県、防府市、美祇町、福岡県、直方市、鹿嶋市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、中閉市、小郡市、筑前野市、春日市、大分県、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮崎市、嘉麻市、みやま市、糸島市、那珂川市、香取市、須恵町、新宮町、芦屋町、水巻町、岡垣町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福岡県、佐賀県、高井市、多久市、伊万里市、鹿島市、小城市、隼野市、神埼市、基山町、上峰町、みやま市、五ヶ瀬町、有田町、大町町、江北町、長崎県、島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、香崎市、西海市、杵田市、南島原市、長与町、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、佐々町、熊本県、熊本市、菊池市、宇土市、玉東町、南関町、和木町、南阿蘇村、津奈木町、錦町、大分県、中津市、日田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西郷市、えびの市、三股町、高原町、国吉町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、藤原町、門川町、穂波村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湯水町、大崎町、東郷島町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大島村、宇佐村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与那国町、沖縄県、海老市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、慶間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、南風原町、渡名喜村、伊平屋村、九州地方知事会	○身体障害者手帳1級を所持されている方についてB類疾病の予防接種の対象者としており、予防接種の際には身体障害者手帳の持参を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、身体障害者手帳の交付に関する情報を情報連携の項目に追加することが必要である。なお、昨年度は、当県内の3市1町において、計123人の方の負担を免除しており、効果は大きいと考える。 ○現在、当市においては、障害者福祉の担当課へ案件ごとで照会を行うことで対応している。本件の規制緩和が行われた場合、事務処理の円滑化が期待される。 ○予防接種の実施において、B類疾病に係る予防接種の対象者を把握する際に身体障害者手帳の提示を求めることになるが、手帳を持参いただく住民及び手帳の記載内容を確認する市担当者双方に手間がかかっているのが現状である。提案のような情報連携が可能となれば、市民の利便性の向上及び市の事務処理の効率化が図られると考えている。 ○障害者手帳に関する事務の権限は県にあるため、本人からの障害者手帳の提示により確認しているため、事務の煩雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。 ○情報連携により身体障害者手帳に関する情報を確認することが可能となれば、窓口で手帳を提示させることができなくなり市民サービスの向上に繋がることから、上記制度改正は必要なものであると考える。 ○予防接種の実施に関する事務において身体障害者手帳の交付に関する情報が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望どおり情報連携の項目への追加が必要である。 ○予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めており、厚生労働省のホームページ「インフルエンザQ&A」には、対象者要件の最後に「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されている。障害の程度を確認するためには身体障害者手帳の情報を確認することが、最も適切であると考えられるが、接種時に身体障害者手帳を持参されていない場合もあり、対象者であることを確認するために情報照会ができることよ。 ※60歳以上65歳未満の接種者数(平成28年度 インフルエンザ:17件、肺炎球菌:0件) ○身体障害者情報は本庁舎の担当課で把握しているために即時で資格を確認するには障害者手帳の提示を求めるしか方法がなく、町民及びその手帳を確認する保健センター職員の方々に負担が生じている。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府】 まず、厚生労働省において、予防接種法による予防接種の実施に関する事務における障害者関係情報の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要がある、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。</p> <p>【総務省】 まず、厚生労働省において、予防接種法による予防接種の実施に関する事務における障害者関係情報の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要がある、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。</p> <p>【厚生労働省】 予防接種法による予防接種の実施に関する事務において、障害者関係情報との情報連携を可能とすることについては、当該情報との連携により、予防接種の事務に必要な十分な情報が得られるか等、事務処理に与える影響を確認しつつ、他部局、他省庁と連携の上、法改正の必要性等を検討する。</p>	<p>住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。</p> <p>また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
21	豊田市 【重点46】	地方自治体の裁量により健全性に応じた効率的な橋梁点検を可能とする点検手法・頻度等の弾力化・事務の簡素化	初回点検を除く近接目視点検結果の健全性がⅠと診断された橋梁(跨路橋、跨道橋を除く)については、健全性に応じ地方自治体の裁量で適切なサイクルで点検し、また小型無人機の新技術を活用した近接目視以外の点検手法を導入し、効率的かつ安全性の高い橋梁点検を可能とするよう、道路法施行規則第4条5の5において一律に定められている点検手法・頻度の弾力化など事務の簡素化を求める。	点検は5年に1回の頻度で行うことを基本としているため、点検結果に関係なく恒久的に点検を実施していくことになる。点検における健全性診断の判定結果がⅢとなった場合には早期の補修が必要となるなど、点検結果に応じた補修が必要になることに加え、長寿命化修繕計画に則った補修も実施しなければならないため、点検だけでなく補修にも人員が必要となる。また、点検にあたっては近接目視によることを基本とされているため、橋梁の部材の構造上、点検車等からの視界が困難な場合、足場の設置やロープアクセスを実施することとなるが、設置や撤去に時間を要し、かつ転落事故等の危険性が高いことから、安全かつ効率的な点検に支障を来す。 豊田市では、約1,200件の橋梁を管理しており、年間約240件の橋梁を点検しなければならず、また今後、老朽化が急速に進む中で、全ての橋梁に対し一律に同品質の点検・補修を行っていくことが困難である。 以上のことから、橋梁の状態や健全性に関係なく、一律に、近接目視で5年に1回の点検を実施するのは非効率的であるため、地方自治体の判断により健全性に応じ点検手法・頻度を柔軟に設定できるよう弾力化してほしい。 例えば、初回点検を除く近接目視点検結果で健全性がⅠと判定された橋梁(笹子トンネル天井板落下事故のように第三者被害を招くような跨路橋、跨道橋を除く橋梁であり、重要度が低い橋梁)については、自然災害や地域的な気象条件など特別な事情がない場合に限り、橋梁点検全体の質が低下しない範囲内で、当該橋梁の健全性に応じて地方自治体の裁量で点検頻度を定められるようにし、点検手法についても近接目視以外の方法(例えば、小型無人機等での映像確認等)を取り入れることが可能となるようにされたい。	国土交通省	<p>仙台市、日立市、ひたちなか市、八王子市、魚沼市、富山市、南砺市、福井市、伊豆の国市、豊橋市、岡崎市、弥富市、飛島村、津市、福山市、堺市、八尾市、出雲市、岡山県、広島県、廿日市市、高松市、宇和島市、西条市、大牟田市、久留米市、長崎県、五島市、宮崎県、鹿児島市</p>	<p>○本市では約440橋の橋梁を管理している。これらを将来にわたって確実に維持していくため、緊急輸送道路となつていない橋梁や第三者被害を及ぼす恐れのある橋梁等、重要度の高い橋梁を対象とした長寿命化修繕計画に基づき、コストの平準化を図りながら、計画的に補修等を行っていくこととしているが、予算と人員が思うように確保できていないこと等の理由から、計画通りに進捗できていない。これに加え、道路法の改正により、すべての管理橋梁を対象とした5年に1度の定期点検が義務化されたことにより、財政的な負担が増え、計画的な事業の執行がますます厳しくなっている。橋梁の適切な維持管理を図るうえで、定期的な点検が重要であることは承知しているが、限られた予算と人員のなかでは、すべての橋梁を同頻度・同サイクルで点検していくのではなく、構造、橋脚、架設位置、交通状況等、それぞれ異なる条件に応じた点検方法を各自体が行い得るようにならなければならない。</p> <p>○平成26年4月2日に国土交通省の告示により、橋梁・トンネル点検は、国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で近接目視により点検を行うことを基本とされ、点検結果に関係なく恒久的に点検を実施することとなった。健全性診断ⅢⅣとなった場合は、早期の補修が必要となり、長寿命化修繕計画に基づき補修しなければならない。Ⅰ(5m以上)橋梁の近接目視による点検は、点検移動車、足場の設置、ロープアクセス等が必要となり、資材の搬入や作業に不測の事故や作業による不測の事故を発生させる恐れがある。安全性を確保し、支障を来している。当市では、845橋の橋梁を管理しており、年間約169橋の橋梁点検を余儀なくされ、レベルⅠについては業者委託、レベルⅡ(5m以下)の橋梁については、職員による近接目視点検を実施しているのが現状であり、事務作業はかなりのウェイトを占めている。点検結果により健全性がⅠと判定された橋梁や、重要度が低い橋梁については、自然災害や地域条件など特別な事情が無い限り、自治体の裁量で点検頻度を定められるようにし、近接目視についても小型無人機(映像確認)による点検が導入されることが可能となるよう要望する。</p> <p>○本市では、約500件の橋梁を管理しており、年間約100件の橋梁を点検しなければならぬ。初回点検の判定結果に関わらず、全ての橋梁に対して一律に点検を実施することは、本市の厳しい財政状況等を鑑みると非常に負担が大いである。よって、初回点検を判定区分Ⅰ(健全)である橋梁は、点検サイクルを自治体の判断により柔軟に設定出来れば、財政の負担軽減が見込まれる。</p> <p>○本市では、法定外の橋りょうを含め750橋ほどを所有している。毎年150橋ずつを5年ごとに定期点検を行わなければならないが、点検費用の増大、人員の負担増となっている。市町村の多くは、道路橋を主とする3種5級や4種4級(生活道路)に架かる橋であり、都道や国道などの幹線道路に架かる橋と比大型車交通量も少ないことから経年劣化も少ない。その様な状況を踏まえ一律の管理ではなく、重要度や国道などに応じた管理水準(点検間隔や点検方法)を設ける必要があると思われる。</p> <p>○本市は約1300橋を管理している。架橋環境は様々であり、すべての橋梁を継続的に同品質で点検することは困難である。架橋環境や過去の点検結果を考慮した上で、点検頻度の緩和や近接目視の定義の緩和(例えば、小型無人機等での確認は近接目視とみなす)を求める。</p> <p>○当市では、全体で98の道路橋を管理しているが、用水路を横断する生活道路に架かる橋梁が大多数であり、第三者被害の恐れがある跨道橋がその内の2橋である。また、直近の点検では橋梁の躯体に影響のある損傷はほとんどなく、健全度Ⅰの判定が多いため結果となっている。このような現状でも、制度上一律5年に1回の頻度で点検を行う必要がある。職員の負担及び財政的な負担が増加していることが予想されるため、地域の実情に合わせ、地方自治体の裁量により点検手法及び頻度等を柔軟に設定できるようにすることで、優先順位の高い橋梁の点検・補修・補強を実施することが可能になり、施設の長寿命化に資すると考えられる。</p> <p>○当市の管理している橋は478橋(橋長2m以上)あり、全ての橋梁(2m以上)について、定期的(5年に1回)に点検・診断業務を発注し、また長寿命化修繕計画に基づき、修繕も実施しなければならない。人員及び財源的に現実的に困難である。日常点検だけでも相当な努力を要している現状である。点検(診断)だけでなく、補修工事についても施設を重要度によって、どのレベルまで対応(投資)するか、ランク別にする必要があると感じている。小規模(例:5m以下)の橋梁については、致命的とならない範囲の補修を実施するなどの対応が必要であると感じている。また、橋梁点検について、多様な人材(職員OB、シルバー等)を活用したいと考えているが、点検レベルや、点検資格(要件)などが課題であると感じている。</p> <p>○本市でも橋梁930橋をはじめとして、トンネルなど主要な構造物について、5年に1回の定期点検を実施し、点検結果を踏まえて施設毎の長寿命化修繕計画を策定し、計画的に対策を進めているところである。しかし、点検や修繕工事にあたっては、施設数にも対応し、施設数にも負担になっている。点検については、2巡目の点検に入っている施設もあり、前回点検時の損傷の有無や健全度などによって、点検の方法や頻度を柔軟に対応できれば、より効率的に道路施設の老朽化対策が進められると考える。</p> <p>○本市では、約2,000件の橋梁を管理しており、年間約440件の橋梁を点検しなければならないが、人口減少等により激化する財政見直しの中で、橋梁の老朽化対策に十分な人員や予算等を確保することは困難であり、すべての橋梁に対し5年に1度の近接目視による点検を続けていくことは、財務や業務の負担になることから、例えば、対象区分に応じて、管理者の判断により点検業務の効率化・点検期間の長期化・点検手法の簡素化などを図ることができよう改善してほしい。</p> <p>○本市においても、5年に1回の近接目視点検を実施している。点検結果が良好である場合は、全部村を近接目視するのではなく、桁端部や第三者被害の恐れがある部位のみを近接目視し、それ以外の損傷の進行が比較的に遅い部位については各道路管理者の裁量で点検の内容を弾力的に変更できるようにしていただきたい。</p> <p>○橋梁点検車等からの近接目視点検が困難な橋梁に関して、ロープアクセスでの点検を採用した実績があるが、ロープアクセスでの点検は点検の安全性に欠けることや、点検費用に多大な費用を要することなどの課題が生じていると考える。</p> <p>○本県では、約2,700橋の道路橋を管理しており、年間約540橋の点検を実施している。平成26年7月の道路法の改正に伴い、近接目視による点検が義務付けられたため、点検車を用いた点検を実施しているところであるが、点検車が使用できない場合はロープアクセス等を用いて対応している状況であり、現場では効率的かつ安全に点検を行う高い技術が求められている。また、近接目視による点検に取り組んできたことにより、損傷がより明確に確認することができ、修繕が必要な橋梁についてはこれまで以上に増えている状況である。今後は、5年に1回の点検にかかる費用及び点検により修繕が必要となった橋梁の修繕費について、必要な予算を確保することが維持管理に取り組むうえで重要な課題であると考える。しかしながら、5年に1度の近接目視による点検は維持管理を行う上で重要なもので、健全性に応じた点検頻度でなく、近接目視が困難な場合に新技術による点検が行えるよう要件を緩和していただきたいと考える。</p> <p>○本市では約1,840橋の橋梁を管理しており、道路法に基づく定期(初回)点検については、平成28年度までに約1,100橋(約6割)実施しており、判定結果については、早期に措置が必要となる判定Ⅲが約2%、判定Ⅰ、Ⅱが約98%という状況となっております。この様に、殆どが判定Ⅰ、Ⅱという判定結果のなか、道路法に基づき5年に1回の定期点検を全橋対象に実施した場合、年間約360橋を継続的に実施し一定の経費についても継続的な確保が必要となります。早期に損傷を免れ老朽化の進行を防止するためには、定期的な点検が必要と考えますが、初回の定期点検の判定結果により、点検サイクルの見直しの検討も必要と考えます。各橋梁の状況に合わせた点検サイクルとする事で、点検経費の縮減を図り、縮減された経費を修繕に充当する事で、老朽化対策の推進が図られると考えます。</p> <p>○本市においても橋梁点検業務を行うに当たり、提案団体が示すような、人員の不足の問題や、点検費用や補修費用の財源の確保が困難であるといった問題を抱えている。</p> <p>○本市は山間部に位置していることから、管内に小さな河川が多く存在する。よって河川に架かる橋梁も多く、橋梁数は500を超えている。橋梁点検、補修の費用削減と事務軽減は財政面と人面での課題でもある。一律的な規定ではなく、前回点検結果が健全である、重要度が低いと市が判断した場合、点検及び補修を先送りできるような弾力的な運用を望む。</p> <p>○本市も700橋あまりを管理しており、点検をおこなっているところである。そのほとんどが県国道上に比べれば重要度は高くはない橋であるが、点検費用は橋梁が同じであれば変わらない。そのため修繕案の予算は多くを点検費用が占めているところであり、肝心の補修にかける予算を圧迫している。</p> <p>○橋りょう例に挙げれば、本市が管理する橋りょう(橋長2m以上、約2,900橋)を全て近接目視による点検をした場合、総額10億円以上の巨額な費用が必要となる。5年間で実施するには、毎年、約2億円以上の多額な費用が必要となり、老朽化した道路インフラの計画的な修繕への影響も考えられる。このため、御提案の橋梁点検手法の簡素化等について賛同するものである。</p> <p>○さらに、御提案に加えて、以下の視点も盛り込んでいただくことを御願います。</p> <p>①点検に関する費用について、地方の財政状況を十分に考慮した補助制度の拡充(更なる国の財政的な支援、点検単独で地方負担に地方債が充当可能な制度改善、点検に特化した補助制度(通常事業)の導入)</p> <p>②点検頻度の緩和量について、自治体によっては点検頻度を定めることができません。将来的に法定点検が形骸化するおそれがあるため、例えば、補修により健全度Ⅰと判定されたものは7年ごとに1回とするなど、点検頻度の目安の提示</p> <p>○本市では、約2,400の橋梁を管理していることから、5年に1回の点検を行うとともに、長寿命化修繕計画に基づいた補修の実施が必要となり、毎年、膨大な予算の確保が必要になっている。以上のことから、橋梁の状態や健全性に関係なく、一律に、近接目視5年に1回の点検を実施するのは、非効率的であるため、健全性による点検方法を柔軟に設定してほしい。</p> <p>○点検は5年に1回の頻度で行うことを基本としているため、点検結果に関係なく恒久的に点検を実施していくことになる。点検における健全性診断の判定結果がⅢⅣとなった場合には早期の補修が必要となるなど、点検結果に応じた補修が必要になることに加え、長寿命化修繕計画に則った補修も実施しなければならないため、点検だけでなく補修にも費用が必要となる。本市では、約1,100橋の橋梁を管理しており、年間約220橋の橋梁を点検しなければならず、また今後、老朽化が急速に進む中で、全ての橋梁に対し一律に同品質の点検・補修を行っていくことが困難である。以上のことから、橋梁の状態や健全性に関係なく、一律に、近接目視で5年に1回の点検を実施するのは非効率的であるため、地方自治体の</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>橋梁の点検は、平成25年の道路法改正、平成26年の省令改正の内容に基づき、必要な知識及び技能を有する者が、近接目視により、5年に1回の頻度で行うことを基本としている。</p> <p>健全性に応じた点検頻度の考え方については、平成30年度までの一巡に向け取り組んでいる定期点検の結果を踏まえ、老朽化の進行度合い等に関する技術的知見を蓄積しているところであり、今後検討を行っていく。</p> <p>新技術を活用した近接目視以外の点検手法の導入について、国土交通省では、点検業務の効率化等を目的に、平成26年度よりロボット等を用いた橋梁・トンネル維持管理技術について、民間から技術を公募の上、現場での検証を実施しているが、現時点では知識及び技能を有する者が実施する近接目視による点検の代替が可能と評価できる技術は現れていないと認識している。引き続き、新技術の開発動向等を踏まえ、現場への導入について検討を行っていく。</p>	<p>健全性に応じた点検頻度について、道路メンテナンス年報によると、平成26・27年度の累計点検実施率は約28%であることから、これまでに全国の道路橋で約20万橋の点検が完了している。点検実施率が約28%と低いものの、約20万橋の近接目視点検結果が報告されている。また、今年度末の累計点検実施率は76%と推測されることから、約55万橋の点検結果が報告されることを考慮すると、老朽化の進行度合い等に関する技術的知見は十分に蓄積されたと考える。</p> <p>本提案は、橋梁の安全性を確保したうえで、効率的かつ安全性の高い橋梁点検を可能とするよう、橋梁の状態や健全性に関係なく一律に定められている点検手法・頻度の弾力化など、事務の簡素化を求めるものである。</p> <p>健全性に応じた点検頻度の考え方について、具体的かつ積極的に検討を行っていただき、二巡目の点検前である平成30年度末までに、早急に点検頻度の緩和等、具体的な方向性を示していただきたい。</p> <p>新技術を活用した近接目視以外の点検手法の導入については、今後予想される労働者不足や安全性の向上を踏まえ、現場への導入について積極的な検討を行っていただきたい。</p>	<p>【豊橋市】</p> <p>健全性に応じた点検頻度の考え方について、定期点検の結果を踏まえ、技術的知見を蓄積し、今後検討を行うとの回答をいただいたが、技術的知見の蓄積にどの程度の期間を見込んでいるのか、また、検討を進める具体的なスケジュールを示していただきたい。</p> <p>【廿日市市】</p> <p>○ 近接目視の代替となる技術は確立されていないため、健全度Ⅰとされた橋梁について、他の橋梁と同じ頻度で同様の近接目視を行っていくことは、人的、予算的に負担が大きい。健全度Ⅰとされた橋梁については、次回は遠方目視とし、遠方目視の点検が2回続けて行われないよう、その次は近接目視とするなど、弾力的な運用を行っていただきたい。</p> <p>【宇和島市】</p> <p>○ 検討結果を踏まえた新たな点検手法に沿った次年度予算要望が可能となるよう、31年度当初予算の要望時期となる30年度の秋頃までには、点検手法の検討に係る結論を示していただきたい。また、近接目視に関する新技術の評価や問題点について、一般に公表するとともに、共同して開発に取り組んでいただきたい。</p> <p>【高松市】</p> <p>○ 引き続き、導入検討をお願いしたい</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
							<p>判断により健全性に応じ点検手法・頻度を柔軟に設定できるよう弾力化してほしい。</p> <p>○平成26年7月の道路法施行規則の改正に伴い、橋梁やトンネル等の道路施設について5年に1回の頻度で近接目視点検を行うことが義務づけられ、点検費用が増大している。道路施設点検は、平成30年度で法定点検1巡目が完了し、平成31年度から法定点検2巡目が開始されると思うが、現在の点検方法と同様のやり方では多額の点検費用を要し、修繕はもとより改築等の他事業に影響を与えると危惧している。このような状況を踏まえ、一律5年に1回の近接目視点検とするのではなく、道路施設にも国道、県道、市町村道まであり、利用頻度も異なることから、交通量、構造種別、供用年数、健全度(前回点検結果)等により点検頻度・点検手法を変更できるような道路法施行規則の見直しを検討してほしい。</p> <p>○近接目視による橋梁点検において、橋梁点検車が配置出来ない又は車両確保が出来ない場合の、高い所や狭く入りにくい場所の点検にあたっては、足場設備、ロープアクセス等により実施している。近接目視でなくても、現状を確実に確認できる精度の映像等を取得できる新技術(探査カメラ等)の活用が可能となれば、点検費用コストの削減が図られる。</p> <p>○定期点検は、必要な知識および技能を有する者が近接目視により5年に1回に健全度の診断をおこなうことが道路法施行規則により定められている。本市においても点検対象橋梁数が457箇所あり、近接目視で点検をおこなうことは、安全の確保の観点から足場やロープアクセスを実施することになり、同品質の点検やその結果による補修をおこなっていくことが懸念される。</p> <p>○本市では、900橋を超える橋梁の維持管理を行っている。そのうち、5m未満の小規模な橋梁については、職員で対応できるものは職員点検を実施して、限られた予算で5年に一度の法定点検を実施している。小規模かつ、健全性が高い橋梁については、橋梁点検の質が低下しない範囲内で、地方自治体の裁量で点検頻度を定められるような制度の必要性を感じる。また、点検手法についても、近接目視以外の方法の採用など、弾力的な運用を要望したい。</p> <p>○交通量がほとんどない橋りょうについても点検対象となっているため、健全性Ⅰと判断された橋りょうについては、各自自治体の判断により点検の頻度(5年に1回)を緩和できるようになれば、少ない人員で効率よく点検ができるものと思われる。</p> <p>○本市においても、管理橋梁が900橋を超えており、今後の定期点検に多額の予算が必要となる。</p> <p>【制度の課題】橋梁の状態や重要性にかかわらず、同じ基準で定期点検を行わなければならない。</p> <p>【改正の必要性】本市では、5年の1回を行う定期点検の初回実施分は、全てコンサルタントへ発注して点検精度を高めるとともに、損傷状況を詳細にまとめている。2回目以降の点検は、初回点検結果をもとに、遠方目視で劣化が進んでいない場合は、カメラや遠方目視による点検に簡素化できなかと考えている。そのように改正できることで、修繕工事に予算を重点配分できる。</p> <p>○本市も同様に、全ての橋梁に対し一律に5年に1回の近接目視点検を実施するのは困難であるため、地方自治体の判断により健全性に応じ点検手法・頻度を柔軟に設定できるよう弾力化してほしい。特に足場が必要な橋梁に関しては、安全かつ円滑な点検に支障を来すとともに、多大な費用を要する。</p> <p>○本市においても、約1,150件の橋梁を管理している。現在の制度では、健全性に関わらず恒久的な点検を行う必要があり、財政への負担が大きい。また、今後、老朽化が急速に進む中、緊急性の高い橋梁の修繕にかかる予算も増大することから、健全性の高い橋梁については、点検頻度を緩和するなどの制度改正を求めたい。</p> <p>○本市においては、橋りょうの維持修繕について、法令に基づき平成26年度から5年に1回の近接目視による定期点検を実施しており、点検結果に基づいた必要な修繕を進めるとともに、長寿命化修繕計画に則り、計画的な修繕も並行して実施している。こうしたなか、定期点検については、平成30年度に初回点検が完了するが、構造物の機能が支障が生じていない状態である。「健全度Ⅰ」と判定された橋りょうについて、各自自治体が地域特性や交通状況を踏まえ、点検の手法・頻度を柔軟に設定することで、限られた財源と人員をより有効に活用でき、計画的な修繕が可能となるとともに定期点検の質の向上が図れる。また、新技術による点検も可能することで、点検コストの削減等につながる可能性がある。</p> <p>○本市では、全体で563橋の道路橋を管理しているが、排水路・用水路を横断する生活道路に架かる橋梁が大多数である。また、H26～28年度(3年間)の直近の点検では橋梁の躯体に影響のある損傷もほとんどなく、健全度Ⅰの判定が多い結果となっている。このような現状でも、制度上一律5年に1回の頻度で点検を行う必要があり、職員の負担及び財政的な負担が増加していくことが予想されるため、地域の実情に合わせ、地方自治体の裁量により点検手法及び頻度等を柔軟に設定できるようになることで、優先順位の高い橋梁の点検・補修・補強を実施することが可能になり、施設の長寿命化に資すると考えられる。</p> <p>○本県では、鳥嶺部を結ぶ渡海橋など長大橋を多数管理しており、橋梁点検車、足場、ロープアクセスによる近接目視点検を実施しているところである。しかし、これら長大橋を対象とした近接目視による橋梁点検は、点検者の転落事故等の危険性を有していることや、多大な費用を要することなどが課題となっている。このため、道路法施行規則第4条5の5に記載された近接目視による点検を、現状より安価で安全な、新技術を活用した点検手法の導入を求める。</p> <p>○点検は、道路法施行規則第4条の5の5に規定により、近接目視で5年に1回の頻度で行うことを基本としているため、点検結果に関係なく恒久的に点検を実施していくことになる。点検における健全性診断の判定結果に応じて、即対策が必要な場合があることに加え、長寿命化修繕計画に則った補修を実施しなければならないため、その経費は膨大になることが予測される。一方、点検は、橋梁の荷重や幅員により、点検車からの目視が困難な場合、仮設足場の設置が必要となるが、設置・撤去に掛る費用や時間、管理者への占用許可申請手続等を要し、また点検者の危険性もある。本市では、約1400橋の橋梁を管理しており、年間約280橋の橋梁を点検しなければならず、また今後、老朽化が急速に進む中では、全ての橋梁に一律に同品質の点検・修繕を行っていくことが困難である。以上のことから、橋梁の状態や健全性に関係なく、道路法施行規則に規定された、近接目視で5年に1回の点検を実施するのは非効率的であるため、地方公共団体の判断により健全性に応じ点検手法・頻度を柔軟に設定できるよう弾力化してほしい。</p> <p>○本市も約940橋の橋梁を管理しており、年間約180橋の橋梁を点検している。今後、老朽化が急速に進む中、全ての橋梁に対し一律に同品質の点検及び補修工事を行っていくためには、多くの費用が必要である。この様な中、橋梁の重要度や健全性に関係なく近接目視で5年に1回の点検の実施が、橋梁修繕を進める費用を圧迫するおそれがあり、橋梁の健全な維持管理に支障をきたすおそれもあるため、地方自治体の判断により橋梁の重要度や健全性に応じ点検手法・頻度を柔軟に設定できるよう弾力化してほしい。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
22	豊田市 【重点29】	水道法に基づく給水区域の縮小に係る許可基準の明確化	水道法において、区域内から給水申請の申し込みがあった場合、地形等の諸条件から上水道管の新設または施設の増設に膨大な費用がかかることが想定されても、拒否することができないと定められている。そこで、水道法に基づく給水区域縮小に係る許可基準の明確化を求める。	山間部にある事業所から給水申請の申し込みがあり、現行の水道法では拒否することができないため、給水に使用する井戸の掘削に1,000万円程度の建設費が掛かった。更に近年、水質異常の兆候が見られるため水質浄化の簡易装置3,000万円(ランニングコストは別途)を新設する計画がある。	厚生労働省	北海道、徳島県	<p>○水道法第15条第1項の給水義務との関係で、なかなか難しい問題であるが、水道経営の基盤強化の問題も関係することから、水道法に基づく給水区域縮小に係る許可基準の明確化も必要である。</p> <p>○本団体では、給水区域が広大で水道管延長が長いことから、水道施設の建設費や維持管理費が他都道府県と比べ割高となっている。給水区域縮小に係る許可基準の明確化が図られることは、全国に比べ、過疎化が進み、地域の人口が大きく減少することが予想される中、これまでの事業計画や給水区域の見直しを容易にし、水道事業の基盤強化を促進するものと認識している。</p>
23	上越市 【重点23】	市町村運営有償運送における持ち込み車両の使用を可能にする	市町村運営有償運送で使用する車両について、運行委託先の企業等が用意する車両を使用することができることとして頂きたい。	自家用有償運送(市町村運営有償運送(交通空白地)の実施にあたって、市町村は、運送に必要な自動車を手元保有することとされているが、保有車両では対応できない突発的な事態も想定されるほか、これに対応するための予備車両を保有することは効率的ではなく、また車検などにより定期的に運送に使用する自動車が使えなくなる期間もあるため、特に通常運行する車両の代替車両について、運行委託先の企業等が用意する車両を用いることも可能として頂きたい。	国土交通省	伊豆の国市、滋賀県、福知山市	<p>○高齢者の移動手段確保が重要な課題となる中で、持続可能な交通手段の提供に向けた取組を進めていく必要があり、その一つの手段である自家用有償運送を実施しやすくしていく取組が必要。</p> <p>○自治体でバス車両等を保有し、維持管理する負担が軽減される。</p> <p>○運行委託先の車両を用いることが可能であれば、車検等に柔軟な対応ができる。</p> <p>○突発的な故障により、運行に支障が出ることもあるため、安定した市町村運営有償運送を実施するため、持ち込み車両の使用は必要である。</p> <p>○自家用有償運送(市町村運営有償運送(交通空白地)の実施にあたり、市町村は新たな車両の購入費や維持管理費等の負担が発生し、本来の交通不便地域の解消といった目的を達成できない場合がある。通常、市町村は運行事業者と運行委託契約をするため、運行事業者が保有する車両を活用することが効率のよい交通不便地域対策と考える。</p> <p>○市町村では、財政上の事情もあり、予備車両の保有は十分ではない状況にある。</p> <p>○仮に、運行中において車両故障や事故が発生した場合、緊急に代替車両の確保ができないケースも想定され、この場合、やむなく欠便が生じてしまう可能性がある。</p> <p>○そこで、このような突発的な事態の際には、例外的に自家用車両以外の車両(委託先事業者やバス事業者所有の貸切バス車両など)でも運行可能とするよう制度改正をお願いしたい。</p> <p>○提案事項について、賛同できる部分が多い。本市の市町村運営有償運送は、20～29人乗りのバス車両を3台保有し運行している。山間僻地、交通弱者の多い地域にあって公共交通の必要性は高まるばかりであるが、これと相反するように利用者数は毎年減少している。維持管理や運行委託料の軽減を図るべく小型車両の導入を検討している一方で、にし阿波振興観光戦略の核となる剣山ルートの確保に向け、行楽シーズンに限り「剣山登山バス」を運行しているため、小型化による輸送能力の低下も避けたいところである。</p> <p>○今回の提案によって、一定期間当市が保有する車両以外の車両(委託業者所有に限定)を使用することができれば、より効率的な運行体制が図られるとともに、突発的な事象にも即対応が可能となるため、安定した事業運営が成されるものと期待する。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○水道事業者が給水区域を縮小する場合とは、その事業の一部を廃止することであるため、水道法(昭和32年法律第177号)(以下「法」という。)第11条(事業の休止及び廃止)の規定に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、その事業の一部を廃止し給水区域を縮小することが可能である。</p> <p>○許可の要件や申請手続について、法令上詳細は規定されておらず、水道事業を休止又は廃止後の当該地域の他の手段による水の獲得見込み等を勘案して総合的に判断することとしている。</p> <p>○平成28年11月に厚生科学審議会生活環境水道部会水道事業の維持・向上に関する専門委員会において取りまとめられた報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化に向けて講ずべき施策について」においては、人口減少社会において水道事業者等は、給水体制を適切な規模に見直すことが重要であるとされ、国は給水区域の縮小等制度運用の改善などの具体的な措置を検討すべきとされている。</p> <p>○これを受け、厚生労働省として、第193回通常国会に提出した「水道法の一部を改正する法律案」において、法第11条の事業の休止及び廃止の許可に関する具体的な手続を厚生労働省令で定めることを明確化した。</p> <p>○今後、法律案の早期審議・成立に向け努力するとともに、同法律案に委任された省令において、水道事業の一部又は全部の休廃止に係る許可基準及び申請手続の明確化を図ることとしたい。</p> <p>【参照条文】 水道法 (事業の休止及び廃止) 第十一条 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。(以下、略) 2 (略)</p>	<p>○ 回答のとおり、厚生労働大臣の許可を受けることにより、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止できることが水道法第11条から読み取れますが、水道法第10条(事業の変更)では、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加等の水道事業の拡大のみが明記されているため、水道事業の縮小についても明確化することで事業体の理解が深まると考えます。自治体によっては、休止及び廃止と給水区域の縮小は別物と理解されている可能性があります。</p> <p>○ また、関係省令において下記の項目についても明確化が必要と考えます。</p> <p>・給水区域の縮小に伴い、区域外となった地権者に対して法的に対抗できること。(関係する全ての地権者から、区域縮小に対する同意を得ることは、相続等の関係から困難と思われるため、給水区域の縮小を明示した図面を一定期間縦覧し、告示後は法的に給水区域の縮小が決定されたものとして位置付けられるようにする。現在、給水区域となっている地権者の相続人が、水道法第15条の給水義務の権利を主張された場合には、給水区域の縮小ができなくなる。)</p> <p>○ 回答欄に記載されている「当該地域の他の手段による水の獲得見込み」についても、具体的な方法を早急に提示していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>「高齢者の移動手段の確保に関する検討会中間とりまとめ」(平成29年6月)において、市町村が主体となる自家用有償運送においても持込み車両の使用を可能とすることを平成29年8月までに実施することとされており、現在、その実施に向けて通達改正等の所要の手続きを進めているところ。これにより、市町村運営有償運送において企業等からの持込み車両を用いることも可能となる。</p>	<p>回答では、通達改正等により、今後、企業等からの「持込み車両」の使用が可能となるとあるものの、「持込み車両」の車種や要件等まで読み取ることができない。</p> <p>当市が行う自家用有償旅客運送において、運行業務の委託先であるバス会社やタクシー会社の保有車両は、事業用自動車(緑ナンバー)のみとなっていることから、突発的な故障等に対して柔軟な対応ができるよう、通達改正等に当たっては、事業用自動車の持込みを可能とする旨(少なくとも通常運行する車両の代替車両については、事業用自動車の持ち込みを可とする旨)を盛り込んでいただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
24	中津川市	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準における包括承認事項の条件緩和	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準において、包括承認事項に該当する条件として、第2 2(1)①において、経過年数が「10年以上」とあるところを、「概ね10年」への改正	当市では平成19～21年度に地域情報通信基盤整備推進交付金を活用して市全域に光ファイバ網を整備し、市民に対して民間業者からインターネットアクセスサービスを提供しているが、維持管理費が使用料を上回り公費負担が重い状況であるため、初年度整備より10年を経過するタイミングで、引き続きサービス提供してもらうことを条件に、設備を現サービス提供会社に無償譲渡をする予定である。 しかし、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第2 2(1)①において、包括承認事項に該当するには経過年数が「10年以上」との定めがあるため、3か年で市全域に整備した設備を10年経過した財産ごとに区分して譲渡しなければならない。財産の分けや、その間の設備維持において市と譲渡先である民間業者の分担が困難となることから、整備施設全てが10年を経過するのを待って譲渡しなければならない。 については、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第2 2(1)①において、経過年数が「10年以上」とあるのを、「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」とおり、「概ね10年」とし、一体の設備については10年に満たなくても包括承認事項に該当するものとしていただきたい。	総務省	京都府	○当府でも財産処分承認基準が10年となっていたため、廃棄できず、機器を倉庫内に保存していた事例があるため、財産処分承認基準の柔軟な運用は必要。
25	長洲町 【重点2】	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	本町では、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるよう、定期的に放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施(共通のプログラムを実施)しているが、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は、保育士よりも処遇が低く、確保が困難な状況である。 また、放課後子供教室の職員である学習アドバイザーは、教職を目指す大学生や地域で活躍している様々な分野の方で、ボランティアのようなものであり、毎回人材の確保に苦慮している。 現在は月1回程度一体型として実施しているが、両事業の人材の確保が困難であることを背景として、限られた人員による事業運営を行っていることから、一体的に実施する回数を増やすことができない。 厚生労働省は、放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を全国約1万か所以上で実施することとしているが、平成28年3月末時点で調査を行ったところ、一体型として実施しているのは、3549か所であり、一体的な取組みを進める上での課題として、人材の確保が困難(都道府県:83.0%、市町村62.1%)であることが最も多く挙げられていることから、一体的に実施する際の人員配置基準を見直すことで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進できると考える。 現行では、放課後子供教室の職員配置人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとされているが、放課後児童クラブの職員配置人数は、原則2人放課後児童支援員を配置することとされており、利用者20人未満の場合のみ、1人の放課後児童支援員を除き、同一敷地内にある他の事業所等の業務と兼務できるとされている。 よって、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員2名(うち1人は補助員でも可)と安全管理員兼学習アドバイザー1名の最低3人の配置が必要である。 放課後児童クラブを単独で運営する場合に、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員を2人(うち1人は補助員でも可)配置することとされていることから、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際にも、全員で創作活動を行う等プログラムを工夫することで、放課後児童支援員1人と安全管理員兼学習アドバイザー1人の計2人で実施できると考える。	文部科学省、厚生労働省	-	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>「総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」(平成20年4月発出、平成27年4月一部改正)は、補助金適性化中央連絡会議からの通知を受け、地方公共団体等において、社会情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化に資するため、又は地方公共団体等の財政健全化にも資するため、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることを目的としております。</p> <p>また、運用に当たっては、当該地方公共団体の判断を確認の上、その判断を尊重し、対応することとしております。</p> <p>これを受けて、具体的には、</p> <p>①10年未満の補助対象財産であっても、市町村の合併市町村計画に基づいて行われる場合は、総務大臣の承認があったものとして取り扱いはできる。</p> <p>②10年未満の補助対象財産であっても、市町村合併、地域再生の施策に伴うものとして総務大臣が適当であると個別に認めるもの、又は総務大臣が条件を付さないことが適当であると認めるものについては、国庫納付に関する条件を付さずに承認することができる。</p> <p>ものとしております。</p> <p>したがって、中津川市の事案については、詳細は承知しておりませんが、上記の要件①又は②等を満たせば、10年未満の補助対象財産であっても、承認手続等の弾力的かつ効率的な運用が可能と思われるので、補助金担当部局と充分な調整をしていただくようお願いいたします。</p> <p>なお、「経過年数が「10年以上」とあるところを、「概ね10年」への改正」とのご要望については、当該基準において、数値基準の明確化を図るため、「10年」と明確な年数を規定しているものであり、「概ね」の表現は、各補助金担当部局の運用及び補助事業者の理解を混乱させることとなることも想定されること、総務省の補助金の対象である財産に他省庁の補助金が交付されていた場合の処分の整合性を図ることが困難であることから、改正は困難と考えます。</p>	<p>過去に総務省東海総合通信局情報通信振興課に対して、公設民営において使用している財産を現サービス提供会社へ譲渡する場合交付金返還となるか確認したところ、包括承認事項の要件に該当すれば国庫返還金は生じないが、経過年数が10年を超えることが条件であり、10年未満であれば返還が必要となる旨の回答をいただいた。ただし、貴省一次回答における①又は②に該当するかどうかについては、明確に回答をいただけていないので、早急に補助金担当部局と相談・調整をさせていただきたい。</p> <p>その上で、もしも①又は②にも該当しないということであれば、「補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について」(平成20年4月10日発出)において、概ね10年経過した補助対象財産については補助目的を達成したものとみなし、当該財産処分の承認については包括承認事項とすることとされていることを踏まえ、貴省の基準も「概ね10年」とすることについて、改めて検討してもらいたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>
<p>【文部科学省、厚生労働省】</p> <p>実現は困難。一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものであり、両事業に携わる者の数を合わせて考えることは困難。預かる児童の安全の確保を考慮すれば、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置することは、必要なことと考える。</p>	<p>今回の提案は、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置するという現行基準は維持したまま、放課後子供教室との一体型の場合には、両事業の職員の支援が得られることから、職員配置の緩和を求めるものである。</p> <p>現行で、放課後児童クラブは、利用児童がおおむね40名以下の場合、放課後児童支援員等を2名配置することとされており、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、利用児童数の目安やプログラムの工夫を行えば、放課後児童クラブと放課後子供教室の職員計2名で、安全確保が可能であると考ええる。</p> <p>一体型で運用する場合であって、両事業の利用児童数が合計40名以下の場合に、放課後児童支援員2名だけでなく、安全管理員兼学習アドバイザー1名の計3名がいなければ、安全性が確保できないというのは不合理ではないか。</p> <p>放課後子供教室と一体型で運営する場合に、支援を要する子どもを受け入れる機会が増加しており、職員を加配したいが、現状では加配できない状況にある。提案の実現により、効率的な配置ができれば、その分の人材を加配が必要なクラブに配置する等、人材を効率的に配置し、人材不足の現状を打開することができる。</p> <p>また、安全確保対策として、職員それぞれの役割分担を明確にし、緊急時の連絡体制等の確立を行うことで、安全性は保たれると考える。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
27	長洲町 【重点1-①】	保育所等における保育士の配置基準の緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)により、従うべき基準として、保育所等における児童の人数及び年齢に応じて定められる保育士配置基準について、年度初日の前日となっている児童の年齢基準日を実年齢に応じることが可能となるよう緩和を求める。	保育所における保育士の児童の年齢別配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められており、また、児童の年齢基準日は、国の通知(特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号))で定められる年度の初日の前日と同様になっているため、例えば、年度途中から児童の年齢が0歳から1歳になったとしても、0歳児の年齢別配置基準に基づき保育士を配置しなければならず、保育士確保が困難な現状及び出産後の早期就労などによる就労家庭の増加の中、実年齢以上の保育士配置数が必要となり、年度途中の保育所途中入所にあつては、非常に厳しい状況となっている。	内閣府、厚生労働省	福島県、逗子市、知多市、浅口市、新宮町、大村市	<p>○本市において、年度途中の保育所入所が非常に厳しい状況となっているため、保護者は本来1歳まで取得できる育児休業を3月末で終了させ4月に児童を入所させ復職をしている事例や、4月の入所内定を辞退し次年度の4月に再度申込み事例がみられる。配置基準の緩和により、年度途中で入所の可能性が広がり、保護者がゆとりある育児休業期間の確保ができる。</p> <p>○育児復帰や就労家庭の増加等により、低年齢児の途中入所の希望が増加している。児童受入れのためには、年齢別職員配置基準により保育士を確保する必要があるが、保育士不足により職員確保は困難であり、途中入所は厳しい状況となっている。</p> <p>○0歳児の保育ニーズについては子が満1歳を迎え育児休業から復帰する時期に合わせ、年度途中より段階的に増加するため、満年齢に応じた職員配置をすることが可能であれば、待機児童の解消につながる。</p> <p>留意事項通知に基づき、最低基準上必要とされる保育士の必要数については、入所児童に変動が無くても児童年齢の加齢により変動することとなるが、公定価格は年度を通じて同一の単価が適用されることに鑑み、年度当初における児童年齢に応じた保育士数を配置するよう民間保育所に指示しているため、その必要が無ければ施設改修や保育士の増員なく、定員を増やすことも可能となる。</p> <p>○本市でも保育士確保は困難な現状である。満年齢での配置基準採用は、保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。</p> <p>○待機児童解消のため、近年施設整備を進め利用定員増加につなげたが、H29.4.1現在で低年齢では待機児童が発生し、5歳児では待機児童が発生しない状況となった。今後、適切な候補地等も見つからないことから施設整備を行う予定が立たない状況にある。配置基準を緩和することで児童の満年齢に応じた適切な保育の提供を実施できるとともに、保護者の育児休暇の取得期間の確保、待機児童の解消に繋がるものである。</p> <p>○本市も同様の支障事例があり、待機児童の解消の観点から緩和の必要性がある。</p>
29	一宮市	小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈の明確化等により、地方の特色を生かした市場運営を可能とすること。	場内における小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈については、都道府県に委ねられており、地方の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であることを明確化していただきたい。	<p>【提案の背景】</p> <p>産地の集約化や流通インフラの発達により、市場取扱量が年々減少している。要因は人口の減少や市場外流通の増加もあるが、地方卸売市場はこれに加えて小売業が大規模化し、地方の一般小売店の減少や大規模な取引が可能な中央卸売市場に代表される大規模市場への取引に集約化しているため、地方卸売市場の取引が減少する一方となっている。</p> <p>買受人数が増加し市場内が活性化するため新たなサービス業等の潜在的な買受人へのPRを行う必要がある。中央卸売市場に比べ知名度に劣る地方卸売市場が地域に根付いたその存在の認識を得ることがPRに繋がる。</p> <p>また、市民への地方卸売市場への理解度は知名度に比例し、中央卸売市場への理解度と大きく開きがあるため、中央卸売市場と同様なイベント等による一般開放では理解醸成も促進されていない。</p> <p>【支障事例】</p> <p>一宮地方総合卸売市場は、現在、市民向けの一般開放を月1回実施し、今年で20年目を迎えており、市民からも好評を得ている。</p> <p>一方で、本来の市場の利用者である買受人は減少し続け、平成10年度と比較して半数以下になっており、このままの状況が続く場合、将来的には市場としての機能が果たせなくなる恐れがある。</p> <p>そのような中で、地元JAが市場内に既存関連事業者を集約した新規仲卸棟を計画し、仲卸とともに市民向けの小売も行いたい意向を示したが、所管庁である愛知県へ相談した際に、卸売市場法第2条第2項の規定により「卸売市場とは卸売のために開設される市場」とされており、仲卸業者等による恒常的な小売活動は都道府県毎に弾力的に運用が図れるものではない、との見解が愛知県より示されたため、計画が頓挫している状況である。</p> <p>本市としては、中央卸売市場に比べ、商品の量や施設規模も小さい地方卸売市場においては、例えば一般市民の入場時間帯や入場禁止箇所を設けることで安全面、衛生面等への懸念は解消されと考えており、各都道府県で地方卸売市場における弾力的運用が可能であることが示されることにより、地方の特色を生かした市場運営が可能になると考えている。</p>	農林水産省	豊田市	○当市場においても飲食店の時間帯による一般開放を提案したところ、同様の指導があり、認められていない。時代の流れで、中小小売りの減少による利用者減により空き店舗が増加している。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府・厚生労働省】</p> <p>○ 保育所等における保育士の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度初日の前日としている。</p> <p>○ 当該基準日を実年齢に応じる形とする場合、日々必要な保育士数が変動することになり、雇用管理や公定価格算定のための自治体への申告件数・量が劇的に増加するなど、事務の煩雑化を招く。</p> <p>○ さらに、その結果として保育士の業務負担が増大し、保育士不足が喫緊の課題となっている中で、保育士確保が一層困難となるおそれがあるほか、業務負担の増加に伴い、提供される保育の質にも悪影響が生じかねない。</p> <p>○ また、公定価格の頻繁な変動により、事業所経営が不安定化するのと同時に、必要な保育士数も変動するため、保育士が年度途中で退職を迫られる恐れがある。</p> <p>○ 以上より、保育士の勤務環境及び保育の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。</p> <p>○ なお、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。</p>	<p>○ご指摘のとおり、保育士等の配置基準が実年齢になることにより、公定価格の算定等についても、事務量の増加が想定されるが、保育施設管理者と相談した上で、提案しているため、保育事業者から同意が得られた場合であって、追加受け入れ児童数が少数かつ短期間に限る場合だけでも、配置の特例を公定価格へ影響させないことを含め緩和を可能としていただきたい。なお、当町において請求事務等が煩雑になることについては、待機児童を発生させることなく、町民に安定した保育サービスを提供するために、やむを得ないと考えている。</p> <p>○保育士等の勤務環境については、本提案は待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないと考えられる。また、同様に事業者経営の不安定化についても、現状の保育士数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられない。</p> <p>○ご指摘の小規模保育の実施等については、受け入れ年齢が3歳未満児であることや連携施設の確保が困難であること、地域性として、転園することなく一貫した保育の提供を通しての児童の成長を望む町民も多いことなど、ニーズも見込めないことから、事業を引き受けていただける実施主体もいないため、現行の保育所を活用したいと考えている。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>
<p>卸売市場法第2条第2項において、「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場」と定義づけられているが、このことは、卸売市場では卸売が主体であるということの意味しており、一部で小売が行われることまでを禁止しているわけではない。</p> <p>国の認可を得て開設される中央卸売市場の場合、仲卸業者が市場内の店舗を利用して恒常的に小売活動を行うことを、原則として卸売市場法の目的外使用に該当するとしている。</p> <p>他方、例外的な取組として、卸売業務への影響や地域の小売業者との商業調整等に配慮した上で、イベント等において中央卸売市場内で小売活動を行うことは認めている。</p> <p>今回提案のあったのは地方卸売市場であり、都道府県知事の許可を得て開設されることから、指導監督権限は都道府県知事に委ねられている。したがって、地方卸売市場の運用のあり方については、地域毎の実情を踏まえ、都道府県知事が判断して差し支えない。</p>	<p>回答内容について承知いたしました。今回の回答を受けて、法令が許容する範囲内において、県と協議しながら当市の実情に応じた市場経営を行ってまいります。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
31	高知県 【重点5】	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所の見直し	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所について、自宅以外のセンターが借り上げた施設においても預かりを可能とすること	【支障事例】 ファミリー・サポート・センター事業は原則会員の自宅で預かりを行うものであり、センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う場合は対象外とされている。しかしながら、当県では、多動性の発達障害があるなど、自宅での預かりが困難である特別な理由があり、センターが借り上げた施設の利用が必要な事例が生じている。当該ケースでは、子どもが自宅にある物品を破損する可能性が高く、自宅での預かりができない。 【制度改正の必要性】 放課後子ども教室など複数の子どもを預かる他のサービスの場合、多動性の発達障害のある子どもは不穏状態になりやすいため、1:1でサービスを提供するファミリー・サポート・センター事業で預かりを行う必要がある。また、当該自治体には他の受け入れ可能な預かり制度がない。預かりの時間の柔軟性といった観点からも、ファミリー・サポート・センター事業を利用できるようにする必要がある。 会員からは、自宅での預かりに抵抗や不安があるという声があり、地域に開かれた施設での預かりを可能とすることで、子どもの状態にあった場所で預かりを実施することができるとともに、会員の場所の確保の負担が減ることから、ファミリー・サポート・センター事業による預かりを利用・提供しやすくなる。	厚生労働省	盛岡市、ひたちなか市、大阪府、箕面市、加西市、宇美町、新宮町、都市市	-
32	神戸市(共同提案) 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	農用地利用計画の変更における「軽微な変更」の見直し	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の変更において、農家住宅、農家後継者住宅の設置に伴う変更については「軽微な変更」(政令第10条第1項)としていただきたい。	農家住宅や農家後継者住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律)については、都道府県知事との協議・同意や計画の案の縦覧が必要であり、その後の農地転用手続き等を含めると、手続き完了までに1年近くの期間を要している。 本市では新規就農者が多い(年間50名程度)が、新規就農者が自分の農地の近くに住居を構えたい場合でも、上記の手続きにかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら通い営農を強いられる状況である。	農林水産省	吉田町、亀岡市、宇和島市	○農業関係の会社が新規参入するに当たり、農業振興地域内に事務所の設置を希望したが、長期間の手続きを要することを懸念し、事業開始への影響から、近隣の除外地を含めて検討することとなった事例があった。農業後継者の減少に伴う荒廃地の増加に対応するためにも、個人・法人問わず、農業後継者、新規参入者がスムーズに営農体制を確立できることが望まれる。 ○農家住宅や農家後継者住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律)については、都道府県知事との協議・同意や計画の案の縦覧が必要であり、その後の農地転用手続き等を含めると、手続き完了までに1年近くの期間を要している。 本市でも新規就農者や農家後継者が自分の農地の近くに住居を構えたい場合でも、上記の手続きにかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら通い営農を強いられたり、Uターンが円滑に進まない状況がある。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【厚生労働省】 当該事業は、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員をマッチングする相互援助活動支援事業であり、預かり場所は原則援助を行う会員の自宅としている。ただし、対象児童に特殊なニーズがある場合など自宅での預かりが困難な場合で、両会員間で合意がある場合は施設での預かりも可能である。ただし、この場合においても、1対1の預かりの原則は守られるべきものであることに留意いただきたい。</p>	<p>現行の要綱における「ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設において子どもの預かりを行う場合は、当該事業の対象外とする」という文言では、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設での預かりを一切禁止していると解釈される。特に活動に慣れない間は、自宅での預かりについて、提供会員や依頼会員から不安の声が多くあがっていることから、公共施設等で預かりを行うことで、会員の不安が解消され、制度の利用が促進されることが期待されるため、公的な場所等(例えば公民館や地域の集いの場)での預かりができることを明示する等、要綱を見直していただきたい。また、対象児童に特殊なニーズがある場合など自宅での預かりが困難な場合で、両会員間で合意がある場合は、常時自宅以外での預かりを行うことになるため、自宅での預かりを原則とすることについても、併せて見直していただきたい。</p>	<p>【盛岡市】 厚生労働省見解は「施設での預かりも可能である」としているが、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱の改正により「センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う場合は対象外」となったものである。より保護者が利用しやすいよう、預かり施設を限定せず、センターが借り上げた施設における預かりも事業対象としていただきたい。 【箕面市】 支援児のみならず、新興住宅地などでは援助会員の自宅が遠いため支援できない場合も多くあることから、新興住宅地域内の集会所などをセンターが借り上げ、そこで預かりを行うことで更に支援体制を強化できる。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>農家住宅の建設に係る農業振興地域整備計画の変更について、事務手続の迅速化を図るため、下記の内容を都道府県及び市町村に対して周知することとする。 ① 市町村による農業振興地域整備計画の変更については、平均的には年に2回程度行われているが、農業への新規参入の促進、後継者の確保等の農業政策上の観点から、農家住宅の建設等の個別の需要に対応するために、随時、機動的に行うことが可能であること。 ② 農業振興地域の整備に関する法律において、公告・縦覧期間は「おおむね30日間」と定められているが、これは例示であり、市町村の判断により30日間よりも短い期間とすることが可能であること。 ③ 農用地区域からの除外の手続と同時並行的に農地転用許可の手続を進めることにより、農家住宅が建設されるまでの期間を短縮できること。 さらに、農業振興地域整備計画の変更に係る都道府県知事への同意協議については、事前調整を含めた標準処理期間を設定するよう都道府県へ通知を行っているところである。その実施状況について調査を行い、その結果を踏まえ、同意協議の迅速化を図る観点から、都道府県に対して更に国としての考え方を示すこととする。 なお、農家住宅を建設することを目的として土地を農用地区域から除外するために行う農業振興地域整備計画の変更については、 ① 土地の農用地区域からの除外は、市町村の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものであり、また、農地集積が妨げられるなど周辺農地における農業上の利用に支障を生じる可能性があることから、公告・縦覧や異議の申出手続により、地域住民や周辺の農用地の所有者からの意見を求める必要があること ② 都道府県は、同意協議により、集团的農地の中央部に住宅を建設しようとする変更案について建設用地を集团的農地の縁辺部に誘導するなど、計画変更が自ら定める農業振興地域整備基本方針における農用地等の確保、農業経営の規模の拡大等に係る考え方に適合したものであること 等の理由から、軽微な変更として行うことは適切ではない。</p>	<p>土地の農用地区域からの除外は、市の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものであるが、農家住宅やその後継者住宅の建築は農業の担い手の確保に直結することであり、農業の担い手の不足や耕作放棄地の増加が問題となっている現況においては、最優先されるべき事項であると考え、 そのため、軽微な変更として扱うことをご検討願いたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
33	雲南市	児童発達支援事業と放課後等デイサービスの合同実施	児童発達支援と放課後等デイサービスにおける人員配置基準及び設備基準について、定員数が少数である場合等には、両事業の指導員又は保育士の兼務及び同一の施設での実施を認めていただきたい。	児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの基準を同時に実施する場合、それぞれの基準について、基準を満たす人員及び設備を確保する必要があるが、市内の児童発達支援事業所においては、人員、設備の制約から当該基準を同時に満たす人員を確保することは困難である。そのため、放課後等デイサービスを実施する間は、児童発達支援事業を実施できない。	厚生労働省	港区	○現在事例はないが、港区でも両事業者とも増加傾向である。共働き世帯の増加等から児童発達支援の実施時間については、夕方の療育がの需要が見込まれるため、放課後デイサービスの共同実施は、今後ニーズが高まると考える。
34	雲南市	サテライト事業所における兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直し	人員等の資源に限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できるよう、サテライト事業所における兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直しを求める。	市内の事業者は奥出雲町、飯南町に本体事業所のサテライト事業所を設置していたが中止することとなり、雲南市付近の奥出雲町、飯南町には、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのサービス事業所がなくなってしまった。児童発達支援の利用児童数が全国的に増加傾向にある中、当該地域においては、「身近な療育の場」たる児童発達支援事業が行われていないため、十分な障害児発達支援が行われていない現状。その主たる要因としては、本体とサテライトの定員配置等の考え方が地域の実態に適合していなかったことから、事業者において効率的な運営ができなかったと聞いている。具体的には、いかなるサテライト事業所においても、本体による支援を前提としたサテライトのサービス水準や効率的な運営のガイドラインが示されておらず、結果として本体事業所と同様の人員配置をせざるを得ず、人材を確保することが困難であった。また、児童発達支援事業の定員算定については、本体事業所の定員とサテライト事業所の定員の合計によることとされており、上記のように本体事業所と同様の人員配置となることで、本体事業所とサテライト事業所はそれぞれの施設で児童発達支援事業を実施している状態であったことから、規模の利益が働かず、事業者にとっては厳しい算定となっている。以上を踏まえ、奥出雲町、飯南町のような人員等の資源に限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できるよう、 ○ 本体事業所との連携により、サテライト事業において、一定の療育の質を担保しつつ、小規模な形態にあった運営が可能となるよう、兼務可能な職員等の明示 または、 ○ 本体事業所とサテライト事業所の定員を合算することは不合理であるので、必要な制度の見直しを求める。	厚生労働省	-	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第80条～第82条において、多機能型事業の特例を規定している。これにより、現状においても、「制度改正の効果」にあげられている児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの同時実施が可能となっている。</p>	<p>○本市を含む雲南地域は、県南部に位置する過疎地域・中山間地域であり、児童通所支援サービスを必要とする児童・保護者が存在するものの、その数が少ないことや職員確保が極めて困難な状況である</p> <p>○本市では、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第80～82条に定められている、児童発達支援事業と放課後等デイサービスの2事業を実施している定員10人の多機能型事業所がある。</p> <p>○多機能型事業所の人員配置については、留意事項通知において、「多機能型事業所に配置される従業者について職務の専従するものとし、各指定障害児通所支援事業所ごとに配置とされる従業者間での兼務を可能としたものである」とされているが、兼務ができることが示されているだけで、具体的に可能な配置が分りにくく、本市では、各事業それぞれで職員配置が必要なものと考え、人員不足のため、事業の時間帯を分ける等(午前中:児童発達支援、午後:放課後等デイサービス)の対応を行っていた事例が生じている。</p> <p>○事業者等の誤解を招かないよう、留意事項通知で明示していただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>
<p>提案自治体のいう「サテライト事業所」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第8条に規定する従たる事業所のことであると思われるが、主たる事業所と従たる事業所は1つの事業所であるため兼務という概念がなく、提案の兼務可能な職員の明示は不可能である。また、1つの事業所であることから定員を主たる事業所と従たる事業所で合算することは不合理ではない。</p>	<p>○本市を含む雲南地域は、県南部に位置する過疎地域・中山間地域であり、特に本市南部の近隣町村には、児童通所支援サービスを必要とする児童・保護者が存在するものの、その数が少ないことや職員確保が極めて困難な状況であるため、単独事業所を設置できる環境ではなく、やむなく地域の中心である本市に所在する事業所を本体事業所とし、周辺市町村にサテライト事業所が設置されていた。</p> <p>○ところが、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第8条に規定する従たる事業所の人員配置について、従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうち1人以上は常勤且つ専従の者でなければならないこと等の要件がある上、その地勢的要因から本体事業所による連携・補完が難しく、児童への直接支援を専門的に行う保育士等の他、児童発達支援管理責任者をサテライト事業所にも置かなければ、個別支援計画を作成、保護者への家庭支援、保育所や医療機関等との連携等のメンテナンスに支障があるため、児童発達支援管理責任者の配置が必要な実情があり、利用者が少数であるのに対して、人件費負担が極めて重く、事業継続が困難な状況となり、当該サテライト事業所も閉所せざるを無い状況となった。</p> <p>○閉所した地域には、今もなお利用を希望する児童等が存在し、十分なサービスを提供できなくなってしまったことを本市及び関係町村も深刻に受け止め、本体事業所とサテライト事業所の連携が困難な場合に、職員配置をどのように行えば事業経営が可能か検討したが、解決策が見いだせない状況である。</p> <p>せめて、</p> <p>① 本市所在地域のようなケースでも、サテライト事業所の運営が可能となるよう、サテライト事業所の運営負担の軽減策の提示(利用人数や事業所の利用頻度に応じて、従たる事業所の「常勤且つ専従の従業者」要件を緩和する等)</p> <p>② ①が困難な場合、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成24年3月30日障発0330第12号)において、「主たる事業所」と「従たる事業所」の利用定員を合算する取り扱いを見直し、従たる事業所単位での利用定員に基づく運営単価の算定とする。又は、小規模事業所の運営が可能となるよう、運営単価を引き上げる。</p> <p>等の措置を御検討いただきたい。</p> <p>○いずれにせよ、利用を希望する児童等が現に存在していながら、利用の断念や本市までの通所を余儀なくし、本地域の対象児童の発達支援に大きな影響が生じていること、及び、小規模事業所も、サテライト事業所でさえも事業継続が困難である地域性をご勘案頂き、本地域でも都市部等と同様に、速く当該福祉サービスの受給権を、子ども達に保障できるよう、上記提案を含め何らかの措置をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
35	松山市	国勢調査情報の利用で調査世帯一覧の複写を可能とする	現在、国勢調査情報の利用が可能な基幹統計調査では、担当する調査員が大半が、国勢調査で作成した調査区地図、調査区要図及び調査世帯一覧を閲覧、転記又は複写により調査区の確認をしている。複写が禁止されている調査世帯一覧を、調査区地図及び調査区要図と同様に複写可能としていただきたい。	調査世帯一覧を転記するためには、通常1時間程度の時間を要し、調査員に負担を掛けるばかりでなく、立ち会う職員も拘束される。さらに、来庁時間が重なった他の調査員を待たせることを避けるためには、閲覧場所及び職員を複数確保する必要も生じるなど効率が悪い。 また、調査区に精通した調査員の高齢化による引退や、プライバシー意識の向上による調査実施の難化により新たな調査員の確保に苦慮している中で、確保した調査員は調査区に詳しくない場合も多く、転記誤りにより訪問先を間違えるなど、トラブルが生じることがある。 現に、調査員からも、「他の書類は複写できるのに、世帯一覧のみ複写できないのはなぜか」、「調査後は処分するので複写できないか」、「調査員を信用してほしい」などの意見が寄せられるなど、調査員の理解を得ることが困難な場合が多いのが実情である。世帯一覧には個人情報に記載されているが、閲覧内容を記載した記録簿を作成していることや、調査員には守秘義務が課せられていることから、安全性は一定担保されていると考える。さらに、立ち会う職員による必要最小範囲の部分の複写や、マニュアル等を作成し、複写した書類は返却を要すること、調査時には持ち出さないことなどを条件として定めることで、個人情報流失のリスクをより軽減できるものとする。	総務省	旭川市、鹿角市、ひたちなか市、相模原市、福井市、軽井沢町、高山市、東浦町、城陽市、伊丹市、出雲市、徳島県、高松市、武雄市、大村市、宮崎市	○100世帯以上の世帯を転記する場合もあり、調査員に過大な負担となっている。 ○限られた人員体制で事務を進めているため、調査員の転記時間や立会いのための拘束時間は他の業務に支障が生じている。調査員確保が難しい状況の中、転記等に係る指導により辞退者が増加している。調査員からは、法令遵守と調査の円滑実施のどちらを優先しているのかとの声もある。国民への周知により理解を得ることは可能だと考える。よって、統計法施行令や施行規則等の改正により、円滑な調査実施に向けての検討を求める。 ○調査員の人員不足や個人情報保護意識の高まりから、調査が困難となる中、調査員には調査の重要性を理解していただき、調査を引き受けてもらっている。さらに65歳以上の調査員が大部分を占めている為、調査員の負担軽減や調査活動の効率化をするためには、国勢調査情報の利用で調査世帯一覧の複写を可能としていただきたい。 ○市民のプライバシー意識の高まりに加え、核家族化・共働き世帯の増加により訪問時の不在確率が増加しており、調査員からの調査世帯一覧の閲覧ニーズは高い状況にある。調査員の確保が難しくなっている中、調査員に居住する地域外の調査区を依頼するケースが増えていることや、閲覧転記ではなく、複写を可能にする中で、調査員に依頼するケースが増えていることから、閲覧転記ではなく、複写を可能にすることで、調査員の労力が軽減でき、調査員の確保に資すると考える。 ○各種統計調査において、調査区確認に国勢調査情報の利用が可能な場合には、統計調査員の方々が国勢調査で作成した調査区地図、調査区要図及び調査世帯一覧の閲覧、転記、又は複写を行っている。毎月、調査員の方々が閲覧に来ているが、統計調査員の確保が難しい状況であるにも関わらず、調査世帯一覧の転記には平均1時間程度の時間が必要なので、調査員の方々に負担を掛ける状況となっている。また、全数調査の調査期日時前後の2週間は、職員が調査対象の方々からの問い合わせの対応に手一杯であるにも関わらず、閲覧中の調査員に立ち会わせざるを得ない状況となり、職員への負担も大きなものとなっている。
36	松山市 【重点3】	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園の認可は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の認定等事務について、中核市の所管とされたい。	本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設型給付の対象であるため、確認に関する事務は市町村が行っており、認定と確認に関する事務は共通する部分もあることから、一体的に行う方が事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという提案を行った。 なお、当時の事務処理特例制度を活用することの回答を受け、愛媛県と協議を重ね、平成28年度から権限移譲を受けたところである。 これにより、窓口が一本化されたことから、事業者の負担が減少したほか、本市にとっても、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の確保等につながった。 一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいことから、県の考え方によっては、市の考え方が事務に反映されるとは限らないため、法令によって明らかに中核市の固有の事務と位置付けられることで、より適切に反映できるようになることから、権限移譲を求める。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	青森市、盛岡市、福島県、八王子市、富山市、長野市、豊田市、豊橋市、姫路市、奈良市、倉敷市、久留米市、沖縄県	○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。 ○本市も、同様の経過があり、愛知県より事務処理特例として平成28年度から権限移譲を受けている。 ○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育を受けられることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。 こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関する説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。 ○当市においても貴市と同様に幼保連携型認定こども園以外の認可状況等の把握に苦慮している。 ○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。 市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する1号認定該当の児童が当該施設を利用できない可能性がある。 特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。 ○現在、認可外施設から地方裁量型認定こども園への移行を検討している施設があり、認定前に市の実情に合わせて指導を行い、ある程度改善した上で認定申請をしてほしいと考えている。しかし、認定が県、確認が市となっていることから、市からの指導が認定には関係なくなっている。県にも市の考え方は伝えているが、条例に照らし合わせれば事前協議で明確に不可との判断もできない。認定はするが、確認はしないということも制度上はありえるが、実際は難しいため、考え方を統一するためにも、窓口を一元化してほしい。 ○施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監督権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政庁でも監査の着眼点や指摘事項の擦り合せ等の事務が必要となっている。 ○本市では、具体的な支障事例はないが、提案のとおり、中核市においては認定こども園の類型によって「認可・認定」権限が分散していることから、制度改正が必要と考える。 ○幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>国勢調査の調査世帯一覧は国勢調査を正確に行うために作成しているものであり、同一一覧には氏名や世帯員数などが記載されていることから、これらの情報については調査票情報と同様、厳重に取り扱う必要がある。</p> <p>一方で、国勢調査の調査区は各種統計調査の基礎的な地域単位として利用されていることから、調査区関係書類(調査区地図及び調査区一覧表)、調査区要図及び調査世帯一覧については、事務取扱要領に基づき、閲覧等の申請・承認を行っているところである。</p> <p>具体的には、事務取扱要領においては、秘密保護の厳格な適用を図る観点から、調査区地図及び調査区一覧表の閲覧のみでは調査地域の確認が困難な場合に限って、調査区要図の閲覧を承認しており、その上で、調査区要図によってもなお調査地域の境界確認が困難な場合に限って、調査世帯一覧について必要最小限の範囲での閲覧を承認することとしているところである。</p> <p>よって、調査世帯一覧については、各種統計調査の調査地域を正確に把握するために、必要最小限の範囲のみを閲覧するものであって、支障事例にあるような、調査員の大半が閲覧を要すること、転記に1時間程度を要すること、100世帯以上を転記することなどは想定しておらず、調査地域の境界付近にある数世帯分を確認するためであれば、閲覧・転記で十分と考えているところである。</p> <p>他方で、調査世帯一覧の閲覧における取扱いについては、調査環境の変化や調査員の高齢化など統計を取り巻く環境の変化に対応することも重要であることから、調査事務に係る負担軽減や情報漏えいリスク等を十分に考慮するとともに、他の市町村からの意見等も聴きながら、提案に対する方向性について検討してまいりたい。</p>	<p>国勢調査の調査世帯一覧は、調査票情報と同様に厳重に取り扱う必要があり、その閲覧・転記は、調査区要図によってもなお調査地域の確認が困難な場合に限って必要最小限の範囲でさせるべきことは十分に認識している。</p> <p>しかしながら、地域に精通した調査員の高齢化による引退やプライバシー意識の高まりにより調査環境が難化する中で、調査区に地理感のない市民を職員が粘り強く説得してどうにか調査を依頼できている現状において、そのような調査員からの強い要望があることや調査員及び職員の負担軽減などの観点から、調査世帯一覧の一定範囲の閲覧・転記を認めざるを得ないのが本市の実態である。</p> <p>調査員は、調査区関係書類(調査区地図、調査区一覧表)や調査区要図の閲覧・転記・複写から始まり、さらに調査世帯一覧の閲覧・転記に当たっては、自身の担当する地理感のない調査地域を把握するとともに転記誤りによるトラブルを防ぐため入念な確認を必要があり、これら一連の作業に1時間程度を要している。</p> <p>情報漏えいリスクについては、提案時に述べたように、調査員に守秘義務が課せられていることから、一定担保されると考えられ、さらに、立ち会う職員による必要最小部分の複写や、マニュアル等を作成して複写した書類は返却を要すること、調査時には持ち出さないことなどを条件として定めることでリスクはより軽減できると考える。</p> <p>以上のことから、統計調査の効率化と調査員及び職員の負担軽減、調査員の確保などのため、今回の提案実現に向けて是非とも具体的なスケジュールの下での速やかな検討をお願いしたい。</p>		<p>【全国市長会】 事務負担軽減に向け対応を求める。</p>
<p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省】 中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市長会における検討を注視していく。</p>	<p>他団体からの事例にもあるように、移譲により多くのメリットが得られるとともに、全国的な課題である保育の受け皿の確保等にもつながることから、各府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。</p> <p>【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
37	◎鳴沢村、茨城県笠間市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	期日前投票所において、投票所を繰り上げて閉じることを市町村選挙管理委員会の判断で可能とする。	期日前投票期間の投票所の繰り上げについて、市町村選挙管理委員会の判断で可能にできるような公職選挙法の改正を要望する。	公職選挙法第40条及び第48条の2第6項に基づく、本村は、期日前投票所が1か所であるため、同投票所を開く時刻は繰り上げることしかできず、閉じる時刻は繰り下げることしかできないことにより、投票時間を短縮することができない。現在、仕事に就かれています方は特に立会人を敬遠されることも多く、各自治会から選出される高齢者に立会人を務めもらっているが、1日11時間半の立会の負担が重いことから、その選任に苦慮することもあり、投票時間の短縮を求める声が上がっている。一方で期日前投票開始後の数日間や夜間の時間帯については、極めて投票者が少ない状況であるため、国政選挙等の期日前投票所の設置期間が長期間にわたる場合には、その設置期間の過半を越えない範囲で投票所を繰り上げて閉じることができれば、立会人の負担の軽減につながると思われる。多くの町村は、期日前投票所を1か所しか設置しておらず、全国的に人口減少に伴い有権者数は減少傾向にあるにもかかわらず、市町村ごとの現状に沿った期日前投票所の運営が行うことができない状況である。	総務省	ひたちなか市、福井県、多治見市、八代市	○【制度改正の必要性】投票日当日の投票所と同じように、選挙人の投票に支障をきたさないと認められる場合には、当該選挙管理委員会が地域の実情を考慮し、期日前投票所の開く時刻の繰り下げ、および閉じる時刻の繰り上げを行うことができるようにすることが必要である。○本市の場合は、夜間(19～20時)投票者数の期日前投票全体に占める割合は約10%と、現在のところ、夜間設置の成果は見られるところであるが、立会人の選任については、提案団体と同様、苦慮しているところであり、今後さらに人口減少が進み、夜間投票者数が極めて少ない状況になった場合は、その実情に応じた期日前投票所の運営が必要となる可能性がある。○本市においても、投票立会人は高齢者がほとんどで選任には苦慮しているため、期日前投票所の時間短縮は立会人の負担軽減や安定的な人員確保に一定の効果があると考えられる。また、選挙期日当日の投票所は閉鎖時刻の繰り上げが認められているので、期日前投票においても問題がないと考えられる。しかし、期日前投票所の閉鎖時刻の繰り上げは、投票の機会を制限することにもなるので、改正については、過去の投票状況や地域の実情を調査研究する必要がある。
38	須坂市 【重点1-②】	待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準とされている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく、待機児童が発生している、または、発生の恐れのある地方都市においても一時的に適用できるよう省令の改正を求める。	子ども子育て新制度の施行により、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が容易になったことや共働き世帯の増加により、3歳未満児の受入れが増加している。当市では将来を見越して全公立保育園の施設整備を完了したが、新築保育園においても床面積や保育士の不足により入所児童の増加に追いつかない状況となっており、また、他の市町村の保育所の活用も検討しているが、周辺市町村においても保育需要の増加は著しく、他市町村の児童を受け入れる余裕はなく、活用は困難となっている。仮に施設整備を進めたとしても、市の子ども子育て支援事業計画によると、少子化の進行により数年後には入所児童数は減少する見込みのため、新規施設整備を進めることは困難かつ不合理であり、待機児童が今後発生する見込みである。この待機児童の見込みに対して、保育士はなんとか確保できる見込みはあるものの、市内の施設における居室面積については僅かに不十分となるために、一時的に待機児童が発生せざるを得ない状況となっている。なお、第一次地方分権一括法及び関係政省令等により、要件を満たす都市部では床面積基準が緩和されたが、当市では要件となる地価も3大都市圏に及ばず、少子化により待機児童の発生数も限られているため、深刻な支障が生じているにもかかわらず、活用することは困難である。	内閣府、厚生労働省	ひたちなか市、宇美町、新宮町	○近年増加傾向にある0、1歳児の入園希望者の受入対応にあたり、建築年次の古い園舎においては、保育室数の不足に起因する乳幼児室の面積不足が支障となっている。○本市でも待機児童が年度途中から発生しており、またこれ以上の施設の増改築は困難な状況である。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。○待機児童解消のため、近年施設整備を進め利用定員増加につなげたが、H29.4.1現在で低年齢では待機児童が発生し、5歳児では待機児童が発生しない状況となった。今後、適切な候補地等も見つからないことから施設整備を行う予定が立たない状況にある。面積基準を緩和することでより多くの児童に保育の提供を実施できるとともに、保護者の家庭と仕事の両立、待機児童の解消に繋がるものである。○保育士の確保は出来ているが面積基準によって希望の保育園に入園できなかった児童がいる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>期日前投票制度は、選挙期日前においても選挙期日同様に投票を行うことができる制度であり、平成15年の公職選挙法の一部を改正する法律（平成15年法律第69号）により創設されたものである。</p> <p>期日前投票については、制度創設以来、順調にその利用者数が伸びてきているが、そのさらなる環境改善のため、平成28年4月の公職選挙法の改正では、各期日前投票所の立地や利用状況等を踏まえ、地域を通じて最適な投票時間を柔軟に定められるよう、期日前投票の投票時間について、①開始時刻（午前8時30分）の2時間以内の繰上げ及び終了時刻（午後8時）の2時間以内の繰下げを可能とし、②2以上の期日前投票所を設ける場合には、午前8時30分から午後8時までの間において、少なくともいずれか一つの期日前投票所が開いていれば良いことなどの改正が行われたところである。</p> <p>他方、本件提案のようにすべての期日前投票所の終了時刻の繰上げを可能とすることについては、上記改正の契機となった投票環境の向上方策等に関する研究会においても議論となったものではあるが、有権者の投票機会を狭める事態につながるおそれがあることから、慎重な検討が必要なものと考えている。</p> <p>また、投票立会人の負担軽減という観点については、投票立会人を複数選任し、時間毎の交代制とすることは可能であり、加えて投票立会人となる者の選出方法を工夫することにより、現行制度において投票立会人の負担を軽減することは可能であると考えている。</p>	<p>「有権者の投票機会を狭める事態につながるおそれがある。」点について、期日前投票は、投票所設置当初は、投票者数が少なく、投票日が近づくにつれて投票者数が増えていく傾向があり、加えて、その期間は非常に長い。投票環境の向上方策等に関する研究会でも、以前からこの点に関しての意見はあり、他にも期日前投票の弾力化について多くの意見があったところである。</p> <p>また、期日前投票は、地域性があり、午後6時以降の投票者数は、都心近郊では多いが、地方では少ないと思われる。平成28年度の参議院議員選挙における期日前投票期間の前半8日間において、共同提案団体中最も少ないところでは、6日間投票者がいなかった。</p> <p>この点、今回提案しているのは、市町村選挙管理委員会が地域の実情を考慮し、弾力化を行うことができるとしたものであり、投票機会を狭めるとは言えないと考える。</p> <p>次に、立会人の選任についてである。地方では、人口減少が顕著な自治体が多く、長期に渡る立会人の選任を選挙管理委員会だけで行うことは困難であり、現代の就業環境や若年層人口が少ないことから公募制も難しい状況であり、地区の代表に協力を依頼している。</p> <p>なお、交代制の意見は、立会人の数が増加することとなり、期日前投票期間が17日間であれば、最低でも68人の立会人を選任しなければならない。投票立会人を確保すること自体が困難という現状があり、交代制だと単純に倍の人員を確保せねばならないため、現実的には非常に難しい。立会人からも、交代制の要望はなく、投票時間の短縮についての意見が出ているところであり、地域の実情を踏まえても、現行制度で対応は困難であると考えている。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>地域の実情に応じた対応が可能となるよう、十分な検討を求める。</p>
<p>【内閣府・厚生労働省】</p> <p>国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。</p> <p>特に保育室やほふく室の面積基準については、ほふくのためには一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則としている。</p> <p>その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。</p> <p>従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度趣旨に鑑みれば、単に待機児童が発生する潜在的可能性があることや、地価の安い地方部分で待機児童が発生しているということをもって本特例の対象とするのは不適切である。</p> <p>なお、政府としては、各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。</p>	<p>○最低基準の重要性については十分承知はしているが、待機児童数は少なれば良いというものではなく、たとえ1人の待機児童であっても保育所に入所できないかできないかは保護者及び子どもの一生を左右する重要な問題である。この問題を解決するためには、規制緩和も含めてありとあらゆる施策を総動員すべきと考える。</p> <p>○当市においても保育ニーズを的確に捉えたうえで保育の受け皿整備を進めており、苦しい財政状況の中で最優先の課題として取り組み、全公立保育園の施設整備を行ってきましたが、将来的に未就学児童が急速に減少する中では、さらに施設整備を進めることは将来負担を増加させる一因となることや、施設整備を進めようとしても3、4年は必要であり、短期的な需要への対応のために、新設することは困難である。また、地価の安い地方都市とは異なり、待機児童は地方都市でも発生する可能性があり、地方自治体や保護者にとって喫緊の課題となっている現状を見れば、全国一律の基準ではなく、当市では、保育施設では保育室、ほふく室が廊下と一体的に利用可能であったり、異年齢での交流保育や混合保育により個々の居室の面積を補完することが可能であることから、基準を緩和したとしても保育の質は低下させずに待機児童を受け入れられるため、地域の実情に応じて、面積の算定を柔軟に対応できるよう認めていただきたい</p> <p>○なお、小規模保育事業や家庭的保育事業を行う事業者も人口減少局面では将来性が無いため、現在のところ参入業者は全くいないため、事業の活用ができない。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>保育室の居室面積は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができなくなっている。</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠」のみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分である。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
39	栃木県 【重点48】	原体製造業者及び原体輸入業者の登録等に係る事務権限の移譲	毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、原体の製造を行う製造業者及び原体の輸入を行う輸入業者の登録等に係る事務権限を都道府県に移譲すること。	毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等が定められているが、申請する業務内容等により事務手続きが厚生労働大臣又は都道府県知事に区分されている。 〔所管事務〕 ○厚生労働省 ※法第4条第1項 ・原体の製造を行う製造業者 ・原体の輸入を行う輸入業者 ○都道府県知事 ※施行令第36条の7 ・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者 ・製剤の輸入のみを行う輸入業者 一方で、厚生労働大臣が所管している事務については、都道府県が申請書受付、現地調査をするとともに、登録可否に係る副申を地方厚生局に行っている。このため、都道府県と地方厚生局間の郵送等に時間を要し、都道府県知事が所管する事務と比べ処理期間が1か月程度多く要している。 また、これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の副申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等はなく、都道府県で処理できるものと考え。	厚生労働省	福島県、滋賀県、徳島県、宮崎県、沖縄県	○当県では、地方厚生局登録業者が多数を占めており、これらの業者からの相談・申請が多く、急を要する毒劇物の追加製造・輸入の申請があった場合、早急な対応が困難であり、業者の利益及び利便性を損ねる。 ○毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務のうち、厚生労働大臣が所管している事務については、提案県と同様に、県知事が所管する事務と比べ副申等の手続に要する期間分多くの時間を要している。 これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の副申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等がないのも提案県と同じ状況であり、事業者の利便性の観点から都道府県において処理できるのが望ましいと考える。 ○当県においても、原体を製造(輸入)する毒劇物製造(輸入)業者からは、地方厚生局での登録票発行を急いでほしい旨、要請があったケースがあった(特に、登録変更申請について)。 ・なお、これまでに各申請に対する処分(登録可否等)について、当県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはなく、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。 ○地方厚生局へ進達することで処理期間が長くなっている。
40	栃木県 【重点37】	土壤汚染のおそれがない土地の改変などに関し、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務の廃止	土壤汚染対策法第4条第1項の運用において、通常、人が踏み入らない土地又は汚染のないことが明らかになっている土地における土地の形質変更など、人の健康を保護する上で影響を及ぼすことのない行為は届出不要とすること。 具体的には、法施行規則で定める届出不要な行為として保安林内で行われる治山工事や、環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかになっている土地における工場の建設等に伴う土地の改変などは、届出が不要な行為として支障ないと考える。	同項の規定に基づき、3,000㎡以上の土地の形質変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに都道府県知事への届出が義務づけられている。 同項の規定に基づく届出は、「農業を営むために通常行われている行為」「林業の用に供する作業用路網の整備」等の例外が規定されている。 一方、例えば、保安林で行われる治山工事などは人が踏み入らない山間部の奥地であるため、そもそも土壤汚染のおそれが極めて低いと考えるが、現行制度では届出が必要となっており、治山工事の速やかな実施の支障となっている。 また、環境影響評価法等に基づく調査が行われている場合、土壤汚染対策法施行前に土地取引等に基づき任意調査を実施している場合、土砂条例に基づき安全確認調査を行っている場合など、既存の知見により汚染のないことが確認されている土地についても届出は不要であると考え、工場の建設等による土地の改変にあたって届出が必要となっており、企業の事業活動の支障になっている。	環境省	北海道、八尾市、高松市、熊本市	○土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務については、3,000㎡以上の土地の形質変更という条件は過大ではないかと考える。林道整備等による届出を受理しているが、公共工事等においては、発生残土処理については汚染の拡散は発生しにくい状態であるため、届出義務の必要性は低いと考えられる。届出義務の要件として、発生残土の処分方法も含めたものとするのが現実的であると考えられる。 ○通常、土壤汚染が考えられない治山工事等に係る届出が多く、そのような場合は、特に届出がなくとも支障がないと考える。なお、国においても、効率的に調査する観点から、届出対象外について、検討されていると承知している。 ○山間地(保安林)の公示と同項に基づく届出が提出されているが、有害物質の資料履歴は考えにくく、土壤汚染のおそれが極めて低いと思われるため、届出不要としても支障はないと考える。 ○山間部で過去に土地の利用が全くないような場合や環境影響評価法に基づく調査が実施されている場合等は、汚染のないことが確認されているため、届出の必要性は低いものとする。 ○土地の形質変更を行う面積が3000㎡を超える場合、山林や農地等、土壤汚染の恐れが極めて低い土地であっても、届出が義務付けされており、開発行為の際に支障となっている。 ○中央環境審議会の平成28年12月12日付け「今後の土壤汚染対策の在り方について(第一次答申)」にもあったように、全国の土壤汚染対策法第4条の届出件数中、調査命令が発出された割合は2%程度である。本市においても田畑等からの宅地造成に伴う届出がなされるものの、これまで田畑等でのみ使用されていた土地において有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられ、汚染の恐れがある土地を効率的に調査する観点からは届出対象外とすることが望ましい。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>毒物又は劇物のうち特にリスクの高い原体(100%の純度のもので毒性・劇性が非常に強い)は、広域的に流通するものもあり、不慮の事故及び何らかの甚大な災害等が発生した場合、自治体を越えた広域的影響を及ぼす恐れがある。そのためにも、このような事態が発生した場合、国では係る事態に対応するため、迅速に情報を把握する必要がある。自治体において災害発生時等における対応及び事務取扱の状況等について把握した上で、地方厚生局と情報共有しながら当該情報の把握を可能とする組織体制の構築等の整備が行われれば、事務権限の移譲が可能であると考えられるため、まずは都道府県における実態の把握を行うことにより事務権限の移譲について検討したい。</p> <p>なお、本提案を行った自治体が主張する提案理由は、①地方厚生局において審査期間が長期(1か月以上)に及ぶこと、②地方厚生局へ進達後の地方厚生局から当該進達案件について都道府県に対する協議がないこと、③原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者から、早急な登録の要請があること3点である。</p> <p>①に関しては、事務処理期間が長期(1か月以上)に及ぶ事例について自治体に確認を行ったが、自治体から具体的な事例の提示はなされていない。当該事務の標準事務処理期間は60日と規定されているが(平成6年9月28日 薬務局長通知、薬発第836号)、書類に不備等なければこの期間より短時間で(平成28年度実績では平均処理日数は3.8日)処理されている。地方厚生局において1か月以上時間を要する場合は、書類の不備等必要な手続きを行っているためであって、事務処理に時間を要している訳ではないと考える。②に関しては、仮に都道府県に登録等に係る事務権限を移譲したとしても、登録基準は都道府県であっても地方厚生局であっても登録可否等の判断は同一であることから、書類の不備の是正等に要する期間が短縮するとは考えにくく、結果として、事務権限の移譲による効果(事務処理期間の短縮)は得られないものと考えられる。③に関しては、事業者より事務手続きを急ぐよう要望いただいているという事例を、当方では把握しておらず、具体的に御教授いただきたい。</p>	<p>○ 本県が本提案に至った理由としては、登録事務に係る国の標準事務処理期間が60日と設定されているため、製造(輸入)業の登録申請を行おうとする事業者は営業開始予定日の60日以前に申請や現地調査のための準備等を行わなければならない、これらの期間を見越した手続きが負担になっているためである。また、権限移譲されることで都道府県から国(地方厚生局)への副申・進達に係る郵送期間分を短縮することもできるため、事務権限の移譲による効果(事務処理期間の短縮)は得られるものとする。</p> <p>○ 以上のことから、早急に都道府県における実態の把握に努め、事務権限の移譲を実現していただきたい。</p> <p>○ なお、本県においては毒物又は劇物に係る事故等の発生時にはこれまで国や近隣の都県等に迅速に情報提供しているところであるが、権限移譲に際しては、事故等発生時の国と都道府県の役割や対応等を明確化する必要がある。また、移管事務の取扱いについても、国と都道府県間の情報共有の仕組みや都道府県が保管すべき資料及び移管を受ける資料等について、整理する必要があると考える。</p>	<p>【福島県】</p> <p>①該当なし</p> <p>②都道府県及び地方厚生局における登録可否等の判断基準が同一であることから、都道府県からの進達及び地方厚生局からの交付に係る期間(概ね7～10日間)が短縮可能となり、事務処理期間の短縮につながるものとする。</p> <p>③品目追加による登録変更申請等の際、立入調査の日程調整や登録までの事務処理経過の説明の時に、できるだけ早く登録がほしい旨、要望を頂く場合が多い。(昨年度は、申請件数3件中2件の業者において要望があった。)</p> <p>以上のことから、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務に係る権限を国から都道府県への移譲を求める。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>権限移譲に当たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。</p> <p>なお、複数都道府県にまたがる事業者の取り扱いについては留意が必要。</p>
<p>一定規模以上の土地の形質変更は大量の土壌の搬出や形質変更に伴う汚染の発生契機となることから、一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質変更に着手する日の30日前までに、都道府県知事に届出を行い、都道府県知事は、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、調査をさせて、その結果を報告すべきことを命ずることとしています。</p> <p>平成28年12月12日付け「今後の土壌汚染対策の在り方について(第一次答申)」(中央環境審議会)において、「法第4条第1項の届出をして第2項の調査命令を受けてから調査に着手するというこれまでの手続の他に、前もって土壌汚染状況調査(地歴調査により汚染のおそれがないことが判明した場合には、試料採取等は不要。)を行い、その結果を届出時に報告する方法も選択できるよう制度に位置付けるべき」と答申されており、法改正を行ったところ。</p> <p>保安林で行われる治山工事など土壌汚染のおそれが低い土地や環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかになっている土地については、地歴調査で把握を行い、土壌汚染状況調査結果を報告することが可能となり、手続きの迅速化が図られました。</p> <p>なお、同答申において「都市計画法の都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべきである。」と答申されており、引き続き、検討してまいります。</p>	<p>○ 改正法4条3項の規定に基づく手続の迅速化については、調査結果報告に係る手続を前倒しして、調査命令に係る事務を省略するものであるが、そもそも本件のような汚染のおそれが考えにくい土地における形質変更について、調査命令を发出する可能性は極めて低い。また、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出が必要となることは変わらず、改正法による効果は無いものと考えられる。</p> <p>○ 特に、栃木県から提案した、保安林内で行われる治山工事については、保安林が水源のかん養等を目的とするものであり、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されていることから、人為的な土壌汚染が発生する可能性が極めて少ないものと考えられる。</p> <p>○ また、自然由来の土壌汚染については、治山工事の目的が「土砂の流出防止」「飛砂・落石の防止」等であり、大規模な掘削を伴わず、むしろ現況の山腹斜面や渓岩・渓床を維持・安定化するものであることから、法第4条の規定に基づく届出の現行の適用除外項目と同様に、仮に土壌汚染が存在しても拡散するおそれが小さいものと考えられる。</p> <p>○ 一方、例えば、①環境影響評価法に基づく調査を実施しているもの、②土壌汚染対策法に基づき過去に調査を実施し、汚染の無いことが明らかになっているもの等についても同様に、それぞれの制度において環境の保全に十分配慮がなされていることや汚染の無いことが確認されていることを客観的に判断することが可能であり、届出の対象外として支障が無いものと考えられる。</p> <p>○ したがって、栃木県としては、これらの行為については同条の規定に基づく届出が不要な行為とするよう、引き続き検討をお願いしたいと考えている。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>提案の実現を求める。</p> <p>ただし、保安林内の治山工事など自然由来の土壌汚染等の影響も含め、届出対象外とできる場合について、早急に検討を行うこと。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
41	別府市	公費負担医療における特例的な自己負担上限額の算定式の廃止	公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額が適用されているが、この特例的な算定式を廃止し、健康保険医療に係る高額療養費の自己負担限度額を適用することを求める。	公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額(80,100円+(医療費-267,000円)×1%)が適用されている。しかし、公費負担医療受給者に高所得者が多くないことから、健康保険医療に係る高額療養費の自己負担限度額(70歳未満の場合、5つの区分)と同じ算定式を適用した場合には公費負担を軽減することができる。 なお、公費負担医療のうち、指定難病特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費については、特例的な算定式ではなく、所得区分に応じた自己負担限度額が設定されている。	厚生労働省	ひたちなか市、豊橋市、豊田市、出雲市、飯塚市	○公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額(80,100円+(医療費-267,000円)×1%)が適用している。しかし年度末に、該当者の所得区分を確認して、高額療養費の自己負担限度額を適用し再計算した結果で歳入更正等を行っているため、「制度改正による効果」欄にある効果はない。ただし、今回の制度改正を行うことにより、年度末の歳入更正などの事務処理が不要となり、事務負担が軽減されることの効果は大きい。 ○福祉医療分のうち社会保険分を支払基金に委託する場合には、同様の支障が生じることから課題となっている。 ○提案により公費負担は抑えられるが、医療保険者の負担は増となる。 国民健康保険者の負担が増えると被保険者の保険料負担が増えることになるため、国民健康保険者の立場からは本提案に反対である。本提案を基に改正されるのであれば国民健康保険者の負担増となる影響額について財政支援措置を講じるよう要望する。また、事務量について、現時点では方法及び対象者が未定ではあるが、所得照会に対する回答や限度額適用認定証の発行件数の増加が予想され、被保険者数が30万超の本市では事務量の増加が見込まれる。
42	九州地方知事会 【重点41】	大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災自治体への支援を行うための法制の見直し	大規模災害発生時において、県域を越えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援職員の出発要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することを求める。	【支障事例】 九州地方知事会では、平成28年熊本地震において、発災直後から、九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カウンターパート方式」(被災市町村ごとに支援担当県を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、熊本県及び同県内市町村の復旧・復興に向けた支援を行ってきた。 各支援担当県は、当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市町村の関係に係る規定はなく、県と市町村が一体となって支援を行う法的スキームが確立されていない状況。 こうした枠組みは、九州・山口9県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。 ※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況 延べ26,305人(うち市町村職員10,375人、39.4%)	内閣府、総務省	酒田市、常総市、多治見市、亀岡市、大阪府、兵庫県、伊丹市、倉吉市、鹿児島市	○災害時における早期の応援職員派遣は初動体制において、必須である。東日本大震災以降、本県では、県が取りまとめチームを組み被災地支援を行っている。熊本地震の際、全国市長会からの要請で、南阿蘇に職員を派遣したが、現地への交通手段や職員の宿営方法など情報が無く、移動しながらの調整であった。派遣する側のコントロールは県がその役を担うべきと感じた。支援をする側として、市町村は、支援要請がないと動けないため、県がとりまとめを行い支援活動することは、大変有用であるとする。これらの経験から、法的裏付けにより、すべての県が同様の体制を組むことができれば、災害に対する日本国の強靱化が計られると考える。 ○熊本地震の際、被災県等から県を通じて県内市町村へ応援要請があり、その際に、法的根拠が不明確であったため、応援に要した費用を誰が負担するのか、間接的な応援要求の法的根拠など疑義が生じ、応援の可否を判断するのに少なからず影響があった。また、反対に平成28年に発生した地震においては、被災地として応援を要求しなければならない立場になったが、県を通じて他県等の応援を調整することとなった際にも、費用負担に係る疑義(最終的に誰が負担するのか)が生じ、不安を抱えながら応援要求の判断をしなければならぬ状況にあった。提案内容のような広域応援の際に、市町村の立場としても、間接的な応援要求の法的根拠、費用負担等を明確にしていた方が、迅速に応援の可否を判断でき、円滑な被災地支援に繋がるものと考えられる。 ○平成28年熊本地震の際には、法的根拠がないままで、支援することについて、本市の中でも議論があったため、本提案の災害対策基本法の改正がされた場合、より迅速な支援が期待できる。 ※法的根拠のない派遣については、費用負担の明確な答えがなかったため、主に財政的な点について議論があった。 ○災害時相互応援協定などを締結し、被災時の相互応援について取り決めているものの、協定締結以外の地域への応援のために、派遣の根拠が法的に明確化されることが、迅速かつ円滑な活動につながると思われる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○公費負担医療に係る高額療養費の支給について、現在、指定難病特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費を除き、所得区分にかかわらず、年齢に応じて一律の自己負担限度額が適用されている。全ての公費負担医療における高額療養費の自己負担限度額を所得区分に応じて設定することとした場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理対応が可能なのか、 ・医療保険財政が厳しい中、保険者の理解が得られるか、 <p>等慎重に検討する必要があり、直ちに対応することは困難である。</p>	<p>事務処理については、現状においても公費負担医療の利用の有無に関わらず、負担限度額認定証を発行(表記される内容は区分ア～オのいずれか)しているため、特別な事務処理が増えるものではなく、対応可能である。医療機関、国保連合会、社会保険診療支払基金へ難病医療及び小児慢性特定疾患と同様の請求をするよう周知徹底することが必要となるだけである。</p> <p>また、保険者の理解については、社会保障制度の根底に関わる他法優先の考えが及ばず、より多くの公費が投入される結果となっている制度の是正という趣旨から、理解を求めていくべきものと考えられる。</p> <p>現行の運用を継続することは、大きな税負担を国民全体に強いるものであり、社会保障制度の長期的な健全運営のため、早期に改善することが求められるものと考えられる。</p>	<p>【豊田市】</p> <p>全ての公費負担医療における高額療養費の自己負担限度額を所得区分に応じて設定することとした場合、当課の事務負担の軽減を図ることができる。しかし、その実現のためには公費医療担当課との調整が必要であり、また公費医療担当課においては受給者証の様式や記載内容、発行時期の見直しなどが追加業務として予想される。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、公費負担、事務処理を鑑み、総合的に検討すること。</p>
<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等を踏まえ、検討して参りたい。 <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等を踏まえ、検討して参りたい。 	<p>提案の実現に向け、積極的な検討をお願いしたい。</p>	<p>-</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
46	九州地方知事会	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化を求める。具体的には、農地法第5条許可を要しない場合を規定する農地法施行規則第53条にJAXAによる保安用地取得を位置付けるなど、手続きの簡素化を求めるもの。	【現状】 ○鹿児島県種子島に所在するJAXAのロケット発射施設周辺の半径3キロメートル内の土地について、ロケット発射に伴う爆風等に対応する保安用地とするため、JAXAは平成4年度から土地の買収を進めている。 ○全体の土地取得計画のうち、農地については約28.2haを取得する計画となっており、平成28年度末時点で15.6haを取得済み。 【支障事例】 ○平成17年度以降は農地の累計取得面積が4haを超えたことから、それ以降に農地を新たに取得する場合、その面積の多寡に関わらず、取得する毎に大臣許可(平成28年度からは大臣への協議)を得ている状況。 ○当初の計画に基づく農地取得のため、国との協議についても事実上形骸化している。 ○公共性が高く、かつ当初の保安用地取得計画に沿って土地取得を進めているにも関わらず、今後も計画区域内の全農地の取得が完了するまでの長期にわたり、協議を断続的に行っていく必要があると予想される。	農林水産省	高松市	-
47	九州地方知事会	肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定に係る有効期間の延長	肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間は「1年以内」とされ、当該受給者のほとんどが更新手続きを行っている状況にあることから、認定の有効期間を延長することを求める。	【支障事例】 肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定については、医師が治療を継続する必要があると認めた場合に更新の申請を行うことができるとされているが、核酸アナログ製剤治療は重症化予防のため、10年以上継続することが大半である。そのため、当該受給者のほとんどが毎年更新手続きを行わなければならない、受給者にとって負担となっている。	厚生労働省	北海道、埼玉県、静岡県、川崎市、相模原市、新潟県、静岡県、豊田市、鳥取県、島根県、倉敷市、愛媛県、五島市	<p>○本県の年間更新件数 1,104件 ○本市における核酸アナログ製剤治療の申請は、新規が年間40~60件、更新は年々増加し、平成28年度には324件となり、平成23年度と比較し倍増している。 受給者のほとんどは毎年更新手続きが必要であり、受給者の負担となっている。 また、職員の事務負担も増加している。 ○効率的な事務につながることや患者においても利便性が向上するため制度改正の必要がある。(H28年度申請数 175件) ○提案趣旨に賛同する。なお、複数年の有効期間の認定に当たり、財源の担保が必要である。肝炎治療特別促進事業は、法律に基づく事業ではなく国要綱に基づき実施する事業であるため、事業の法制化により、財源の確保と事業実施の安定化を図ることが同時に必要と考える。 ○年間更新件数が多く、有効期間が延長された場合、受給者の更新手続きに係る負担及び職員の事務負担の軽減が図られる。※H28更新件数 約7,000件 ○本県においても、年間約2,500件の更新申請があり、対応の事務量となっている。 国においては、平成28年4月から、更新申請の簡素化が図られたところではあるが、当県の肝炎治療認定協議会においては、医学的な観点からも、1年毎の検査結果や治療内容の確認は基本的には不要ではあるとの意見をj得ている。しかしながら、治療経過中に悪化により、薬剤変更をする例も見られるため、更新期間の設定については、審議が必要との意見も併せて出されている。 階層認定については、階層が上がる場合、数年間変更が保留される可能性が高くなるが、件数としては極少ないため、大きな影響はないと考えられる。 ○本市においても、毎年200件以上の方を対象に更新申請を受理し県へ進達している。 更新手続きにあたり患者様の負担となるのは、 ①更新手続きに伴う、窓口への来訪、必要書類の取得に係る時間的制約 ②診断書作成料、住民票、課税証明等必要書類の取得に係る金銭的負担 があり、昨年度より川県では、必須項目の記載された採血結果、お薬手帳の写しの添付を行うことで継続的に治療が必要と判断され服用を続けていることが分かれば診断書の提出が不要となり②について患者様の負担の軽減が図られている。 年に一度の更新手続きが必要となっている背景には自己負担限度額の設定があるとも思われ、(患者と患者の属する世帯全員の市町村民税の所得割の合算で、1万円又は2万円)、相模原市では新規・更新含めた申請者のうちほぼほぼ1万円の判定となっている事実がある。そこで、有効期間の延長と併せて自己負担額の本化(一律1万円)も提案する必要があると思われる。 ○本市においては、年間250件前後の更新事務手続きを行っており、有効期間が延長されれば、受給者の負担軽減と共に、職員の負担も軽減できるため、本提案に賛同する。 ○患者負担の軽減及び県事務負担の軽減につながるものとする。 本県の平成28年度更新件数:1,024件 ○本県 800件 ○当県においても年間700件程度の更新申請があり、有効期間の延長により受給者の負担軽減につながる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>4haを超える農地転用に係る国との協議に際しては、許可申請内容の分かる概要書、農地転用許可申請書及び申請書の添付書類の写しの提出を求めているところ、同一事業の目的で複数回に分けて転用許可申請があった場合については、申請の度にこれらの資料の添付が行われていることが多い。今後、国との協議が必要な場合であって、同一事業の目的で複数回に分けて転用許可を行うときには、協議の中で既に提出した資料の添付を省略できる旨の通知を発出し、手続の簡素化を図ってまいりたい。</p> <p>なお、4haを超える農地転用について、同一の事業目的のために複数回に分けて農地転用許可申請があった場合であっても各申請について国との協議を要することとしているのは、農地転用によって周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがないことを国として申請ごとに確認する必要があるためであり、当該協議を不要とすることは困難である。(農地法第5条第2項第4号)</p>	<p>農地法施行規則第53条に位置づけられ、農地転用の許可が不要とされている独立行政法人水資源機構等については、公共性が極めて高い事業の実施等に伴うものや用地の選定について任意性が低いことなどから、周辺農地に係る営農条件への支障の有無について確認を行っていないものとする。</p> <p>JAXAによる保安用地取得についても、独立行政法人水資源機構等と同様であると考え、見解を示していただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>
<p>現行では核酸アナログ製剤治療を開始した患者の大部分が治療を生涯にわたって継続する必要があり、ご指摘の通り、平成22年度より肝炎治療特別促進事業において核酸アナログ製剤を助成対象として以降、多くの患者で数年以上の長期投与を続けている。</p> <p>自己負担限度額の設定のための所得状況の確認については、公平性の観点から一年毎に確認する必要があると考えている。また、一方、今後も医師の診断書の提出を1年毎に求め、認定協議会を開催して認定を判断する必要があるかどうかについては、核酸アナログ製剤による治療によりB型肝炎の重症化が防止され、病態の変化がほとんど起きない、という声も踏まえ、肝炎治療戦略会議等の有識者を含めた会議を開いて検討する必要がある。</p>	<p>核酸アナログ製剤治療を開始した患者の大部分が治療を生涯にわたって継続しなければならない現状を踏まえ、医師の診断書等の提出を求め認定協議会の協議を経た認定を毎年行わねばならないか、肝炎治療戦略会議等の有識者を含めた会議にお諮りいただきたい。また、今後の検討スケジュールの見通しの提示及び検討状況の逐次報告をお願いする。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案の趣旨は尊重するが、認定の期間を検討するに当たっては、以下の点について留意が必要である。 (理由) ① 医療費を公費で負担していることから、定期的な更新手続は必要と考える。 ② 定期的に更新手続を行うことは、患者に定期的な受診・検査を促すことになり、重症化予防につながる。有効期間が長期となった場合、却って病状悪化の発見が遅れることも想定され、患者の不利益になる。 ③ 平成28年度から更新申請の際に、血液検査の結果と薬が処方されていることがわかる資料の両方を以て診断書に代えることができるようになり、患者負担は軽減された。 ④ 有効期間が長期となった場合、自己負担額の決定の問題が生じる(当初の課税年額で決定した自己負担額が、途中で変わっても確認できない)。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
48	九州地方知事会 【重点48】	原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務の国から都道府県への移譲	原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務に係る権限を国から都道府県に移譲することを求める。	【現状】 毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物劇物製造(輸入)業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務については以下の区分で行うこととされている。 〔厚生労働大臣〕 ・原体の製造(輸入)を行う業者 〔都道府県知事〕 ・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)又は原体の小分けのみを行う製造業者 ・製剤の輸入のみを行う業者 なお、厚生労働大臣が行うこととされている事務については、都道府県知事が申請書受付、現地調査及び登録可否に係る副申を地方厚生局に行っている。 【支障事例】 ・厚生労働大臣が行う事務については、都道府県と地方厚生局間の郵送等に時間を要するため、都道府県知事が行う事務と比べ1か月程度多くの時間がかかっている。 ・原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者からは、地方厚生局での登録票発行を急いでほしい旨の要請が寄せられている。 ・なお、これまでに各申請に対する処分(登録可否等)について、福岡県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはない。したがって、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。	厚生労働省	福島県、滋賀県、徳島県	○当県では、地方厚生局登録業者が多数を占めており、これらの業者からの相談・申請が多く、急を要する毒物劇物の追加製造・輸入の申請があった場合、早急な対応が困難であり、業者の利益及び利便性を損ねる。 ○毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づく、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務のうち、厚生労働大臣が所管している事務については、提案県と同様に、県知事が所管する事務と比べ副申等の手続に要する期間分多くの時間を要している。 これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の副申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等がないのも提案県と同じ状況であり、事業者の利便性の観点から都道府県において処理できるのが望ましいと考える。 ○当県においても、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者からは、地方厚生局での登録票発行を急いでほしい旨、要請があったケースがあった(特に、登録変更申請について)。 ・なお、これまでに各申請に対する処分(登録可否等)について、当県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはなく、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。
49	九州地方知事会 【重点15】	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	業務管理体制の整備に関する事項の届出先は都道府県(地域密着型は市町村)とされており、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業者の指定権限と一体的な運用が可能となるよう中核市への届出とする制度に改めることを求める。	【現状】 中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市が有しているが、中核市の監査により、取消相当事案が生じた場合は、その時点で山口県に対し、当該事業所を運営する法人の業務管理体制の特別検査の要請がなされる。特別検査の要請を受けた本県は、それまでの処分に関与していないことから、当該中核市から経緯を聴取することから対応を開始することとなり、事務に相当の時間がかかり、迅速な対応が困難になっている。 【支障事例】 当県において、不正請求等による指定取消処分に相当する可能性がある事案が発生した場合、県と中核市の間で情報共有や検査日の調整等に時間を要するほか、事業者負担に考慮して中核市による聴聞と県による検査の日程を合わせるなどするため、検査の実施までに相当の時間がかかっている。 また、実際に当該処分を受けた事業所については、業務管理体制の特別検査によって法人の役員等の組織的な関与があったと認められた場合、連座制が適用され、別途、中核市による同一法人内の他事業所への聴聞等が行われ、その結果によって処分する場合もあるが、そのための監査の実施に時間を要し、処分の決定までに時間がかかることで、多くのサービス利用者が不利益を被るといった支障が生じる場合もある。	厚生労働省	北海道、青森市、大府、鹿児島市	○中核市において、不正請求を理由に指定取消処分に相当する事案が発生し、都道府県に対して業務管理体制の特別検査が要請され、法人の役員等の組織的な関与を確認することとなったが、情報提供や検査日の日程調整等に時間を要することなどに支障がある。 迅速、適確な対応のため、業務管理体制に係る権限を委譲し、指導・監督権限の一元化を図る必要がある。 ○介護サービス事業者への指導等と、業務管理体制の整備に関する監督等を一体的に行うことができることから、迅速かつ適確な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。 ○本市においても、指定権限と指導・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ的確な対応が可能となり、事務の簡素化・効率化が図れると考える。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>毒物又は劇物のうち特にリスクの高い原体(100%の純度のもので毒性・劇性が非常に強い)は、広域的に流通するものもあり、不慮の事故及び何らかの甚大な災害等が発生した場合、自治体を越えた広域的影響を及ぼす恐れがある。そのためにも、このような事態が発生した場合、国では係る事態に対応するため、迅速に情報を把握する必要がある。自治体において災害発生時等における対応及び事務取扱の状況等について把握した上で、地方厚生局と情報共有しながら当該情報の把握を可能とする組織体制の構築等の整備が行われれば、事務権限の移譲が可能であると考えられるため、まずは都道府県における実態の把握を行うことにより事務権限の移譲について検討したい。</p> <p>なお、本提案を行った自治体が主張する提案理由は、①地方厚生局において審査期間が長期(1か月以上)に及ぶこと、②地方厚生局へ進達後の地方厚生局から当該進達案件について都道府県に対する協議がないこと、③原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者から、早急な登録の要請があることの3点である。</p> <p>①に関しては、事務処理期間が長期(1か月以上)に及ぶ事例について自治体に確認を行ったが、自治体から具体的な事例の提示はなされていない。当該事務の標準事務処理期間は60日と規定されているが(平成6年9月28日 薬務局長通知、薬発第836号)、書類に不備等なければこの期間より短期間で(平成28年度実績では平均処理日数は3.8日)処理されている。地方厚生局において1か月以上時間を要する場合は、書類の不備等必要な手続きを行っているためであって、事務処理に時間を要している訳ではないと考える。②に関しては、仮に都道府県に登録等に係る事務権限を移譲したとしても、登録基準は都道府県であっても地方厚生局であっても登録可否等の判断は同一であることから、書類の不備の是正等に要する期間が短縮するとは考えにくく、結果として、事務権限の移譲による効果(事務処理期間の短縮)は得られないものと考えられる。③に関しては、事業者より事務手続きを急ぐよう要望いただいているという事例を、当方では把握しておらず、具体的に御教授いただきたい。</p>	<p>○化学物質の中で人に対する毒性が強いものを毒物劇物として指定しており、原体のみ毒物劇物に指定されている物質も多い。このことから、毒物及び劇物に指定されているものであれば、製剤であってもリスクが高いものであり、原体の製造(輸入)業のみを国の事務とする必要性はないと考える。そもそも、製剤の製造(輸入)、原体の製造(輸入)にかかわらず、現地調査は都道府県が実施している。</p> <p>○甚大な災害等が発生した場合であっても、毒物劇物監視指導指針に従い、厚生労働省へ通報・報告を行っており、かつ、厚生労働省及び自治体間の緊急連絡先も共有されており、情報の把握を可能とする組織体制は構築されていると考える。</p> <p>○そもそも、製剤の製造(輸入)か原体の製造(輸入)かの違いにより、申請書等のあて先や手数料の納付方法が異なるなど、事業者にとって、分かりにくい制度となっていることが問題である。都道府県に登録の権限を一元化することにより、事業者にとって分かりやすい制度となり、国が積極的に取り組んでいる申請者側の行政手続きコストが削減できる。また、少なくとも、地方厚生局での事務処理期間を短縮することができる。</p> <p>○都道府県には、申請者から、いつ登録されるのかとの問合せが寄せられており、その際には、原体の製造(輸入)業については地方厚生局において登録票を作成する等の法制度に関する説明を行った上で、すでに副申書を添えて厚生局に対して進達を行っていること、厚生局から登録票が届き次第連絡する旨を告げて対応しているところである。</p>	<p>【福島県】</p> <p>①該当なし</p> <p>②都道府県及び地方厚生局における登録可否等の判断基準が同一であることから、都道府県からの進達及び地方厚生局からの交付に係る期間(概ね7～10日間)が短縮可能となり、事務処理期間の短縮につながるかと考える。</p> <p>③品目追加による登録変更申請等の際、立入調査の日程調整や登録までの事務処理経過の説明の時に、できるだけ早く登録がほしい旨、要望を頂く場合が多い。(昨年度は、申請件数3件中2件の業者において要望があった。)</p> <p>以上のことから、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務に係る権限を国から都道府県への移譲を求める。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>権限移譲に当たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。</p> <p>なお、複数都道府県にまたがる事業者の取り扱いについては留意が必要。</p>
<p>介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年中に周知する。</p> <p>・ 地方自治法第252条の17の2第1項</p> <p>また、多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は困難と考える。</p>	<p>○業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を中核市に移譲した場合、中核市が行う処分等に係る県との調整が不要になることによる事務の効率化や事業者に対する指導の一元化など、中核市が処理できるものについては、できるだけ中核市に移譲することにより、地域の自主性及び自立性を高め、二重行政の解消が図られるメリットがあると考えます。</p> <p>○なお、本事務の移譲により、中核市において業務管理体制の整備届の審査事務等が発生するが、現行制度においても、同一市内でのみ地域密着型サービスを提供している事業者に係る業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を行っていることから、権限移譲による混乱は想定し難く、中核市へ本事務の移譲がなされても問題ないと考えます。</p> <p>○また、地方自治法上の事務処理特例制度による権限移譲の手法では、複数の中核市を抱える都道府県においては同一都道府県内の中核市間で取扱いに差異が生じることが考えられること、都道府県と中核市間の合意形成に時間がかかるおそれがあること、体制的に事務の受入れが可能であれば、あえて事務処理特例により都道府県ごとに異なる取扱いをとる必要はないと思われることから、法改正による全国一律の対応を図るべきと考える。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案に沿って、業務管理体制の整備等に係る事務権限を中核市へ移譲するべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>手挙げ方式も含めた検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
50	九州地方知事会	特別児童扶養手当に関する監査権限の道府県から指定都市への移譲	特別児童扶養手当に関する監査権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】 特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市(管内区役所、福祉事務所等含む。)への監査指導は事務連絡において道府県が行うこととされている。 熊本県では、認定事務を行っている区役所に対し監査指導を実施しているが、同様に指定都市本庁においても管内区役所等への積極的な指導・研修をすることとされており、二重指導が懸念されている。 また、道府県の場合、実際に認定業務を行う県の出先機関等に対し、道府県本庁が内部監査を行った上で、厚生労働省の指導監査を受ける取扱いであることから、同様に、指定都市においても、区役所に対し指定都市本庁が内部監査を行う方が監査手続としての整合性が図られる。	厚生労働省	北海道、新潟市、静岡県	○市町村(政令市を含む)への指導監査は国、県で行っている。本県政令市は認定事務を区役所に委任していないため、現在支障となる事例はないが、今後市役所本課から区役所に認定事務を委任した場合は効率性の観点から市役所本課が監査を実施することが望ましい。 ○区役所の負担軽減と行政の効率化が図られる。
51	九州地方知事会	特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲	特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】 特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市が行った処分に対する審査請求先は事務連絡において道府県が行うこととされている。 処分庁(区役所)と当該処分に対する審査庁(道府県)が異なるため、受給者にとって分かりにくく、手続きが煩雑になっている。 また、熊本県では審査に必要な資料の収集等に相当の時間を要している。 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条では、「都道府県知事のした特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当(以下「手当」という。)の支給に関する処分」に不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。」と規定され、処分庁が審査請求先とされているところであるが、指定都市については、県と同様の認定事務を行っているにも関わらず、その取扱いが異なっている状況。	厚生労働省	北海道、静岡県、大阪府	○現在、政令市の処分に係る審査請求の実績はないが、審査にかかる資料の収集や手続きの煩雑さの観点から処分庁である政令市が審査請求先となることが望ましい。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>平成27年度に特別児童扶養手当認定事務等の道府県から指定都市へ移譲した際に、引き続き道府県が指定都市(本庁、区役所等)を監査することとしていたが、認定事務等の移譲から丸2年が経過したことから指定都市による内部監査で足りると考えられるため、道府県の指定都市に対する監査を解除し、指定都市の区役所等への監査・研修については指定都市の本庁が行うこととする。</p> <p>なお、指定都市に対しては、国から通知及び事務連絡により、監査担当職員の実質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いする。</p> <p>注)上記の実施にあたっては、指定都市の業務が増加することとなるため、全指定都市または指定都市市長会から了解を得ることが条件と思われる。</p>	<p>早期の実現をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 指定都市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。</p>
<p>法定受託事務に関する審査請求の取扱いを定めた地方自治法第255条の2第1項の規定においては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事が行った処分については大臣に対して、市町村長が行った処分については都道府県知事に対して、それぞれ審査請求を行うこととされている。</p> <p>特別児童扶養手当に係る事務は法定受託事務であることから、基本的には、地方自治法の規定が適用されるが、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「法」という。)第27条の規定において、都道府県知事が行った処分に関する審査請求については、都道府県知事に審査請求することができることとされている。この規定は、都道府県知事による不利益処分を受けた者が、厚生労働大臣に対して再審査請求を行うことができるよう、救済機会の確保の観点から特例的に設けられているものである。(特別児童扶養手当制度は国が定める認定基準に基づき、各都道府県知事・指定都市市長が認定を行っていることから、処分庁に係わらず、最終的な審査は厚生労働大臣が行うことが必要である。)</p> <p>一方で、指定都市市長が行った特別児童扶養手当の処分に関する審査請求は、地方自治法の規定に基づき、都道府県知事に対して行い、都道府県知事の裁決に不服があれば、特別児童扶養手当法第30条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣に再審査請求を行うことができる。</p> <p>このように、指定都市市長が行った特別児童扶養手当の処分については、厚生労働大臣への再審査請求の機会が確保されていることから、法第27条と同様の特例を設ける必要性はない。</p>	<p>本提案は、行政の効率化や事務処理期間の短縮を目的とした提案であることから、「救済機会の確保」及び「厚生労働大臣への再審査請求の機会の確保」の観点ではなく、「住民の利便性の向上・行政の効率化」の視点で再度検討をお願いしたい。</p> <p>管理番号52「生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲」においては、「都道府県並びに権限が委譲される指定都市及び指定都市と同様に大都市特例が講じられている中核市(以下「指定都市等」という。)の意見及び相互の調整状況を踏まえて検討」するとの回答がなされており、同様の取扱いをお願いしたい。</p> <p>なお、指定都市を審査請求先とすることに際し、現行の都道府県知事の裁決に不服がある場合と同様の取扱いとなるよう、特別児童扶養手当法に厚生労働大臣に対して再審査請求を行うことができる旨を規定することにより「救済機会の確保」及び「厚生労働大臣への再審査請求の機会の確保」は担保されようとする。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案の趣旨を踏まえ適切に検討すべき。 【全国市長会】 慎重に検討されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
52	九州地方知事会 【重点20-①】	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】 道府県内の審査庁は1か所(知事)であり、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要している。(生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況。)また、指定都市の処分に対する審査庁が道府県であることは、指定都市の受給者にとって分かりにくい。(熊本市には、生活保護に関する審査請求提出先の確認が年間数件寄せられていることである。)	総務省、厚生労働省	北海道、宮城県、京都府、大阪府、熊本	○指定都市が処分庁となる審査請求が多数を占めており(平成28年度においては、審査請求総数15件のうち10件が指定都市の事案)、法定期限内の裁決に当たり大きな支障となっている。 ○審査請求も半数以上が政令市に係るものであり、裁決権限を委譲し分散することにより、今後請求があった場合の事案処理の加速化が図れるものと思われる。 (H28:49件中31件(63.3%)、H27:74件中42件(56.8%)) また、指定都市の市民にとっても、区役所の次の段階が市役所本庁ではないというのほわかりにくいと思われる。 なお、現状において、審査に当たった資料の収集や弁明書の作成、照会に対する回答などは、審査庁と処分庁(区役所)が直接連絡を取り合うことはなく、一度市役所本庁で集約し、各区役所に割り振りしている実態にある。 ○域内の審査庁が1か所(知事)であり、審査請求件数も多く、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要していることから、生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況である。
53	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村 【重点22-①】	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(母子保健法第二十条による養育医療の給付)	母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	内閣府、総務省、厚生労働省	盛岡市、秋田市、常総市、ひたちなか市、平塚市、海老名市、豊橋市、田原市、高槻市、伊丹市、徳島市、北九州市、大牟田市、雲仙市、熊本市、延岡市	○当団体では養育医療の給付の申請において必要な所得税額証明書として、①確定申告の控(1面)又はそのコピー又は②源泉徴収票又はそのコピーを提出することを原則としている。 徴収基準額の基礎が所得税から市町村民税所得割額へ変更することになれば、①～②の書類が不要となり、住民の負担が減少する。 ○所得税での確認のため、保護者の源泉徴収票や税務署発行の納税証明書等の提出が必要になり、保護者の手続き負担が大きく、書類が揃わず給付決定に時間がかかる場合がある。他の医療費助成の制度と同等に市町村民税での徴収基準額の認定にすると、迅速で確実な決定が出来る。情報連携についても提案団体と同様の意見である。 ○本市においても同様の事例が発生しており、番号制による他市町村との情報連携が開始されても、徴収基準月額が市民税額ではなく所得税額で決定される現行においては、必要な情報を取得することができない。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○ 現行制度においては、生活保護の決定及び実施(以下「保護の決定実施」という。)に関する処分に対する審査請求の審査庁は、都道府県知事と規定している。</p> <p>これは、一定程度の件数を審査することにより知見の蓄積が行われることで処分の判断基準、内容及び手続きに関して統一性が高まり、行政の効率的な事務処理となるとともに、不服申立を行った被保護者の迅速な救済に繋がるとの観点から規定したものであるが、厚生労働省としては、本提案に関する対応については、都道府県並びに権限が委譲される指定都市及び指定都市と同様に大都市特例が講じられている中核市(以下「指定都市等」という。)の意見及び相互の調整状況を踏まえて検討したい。</p> <p>○ なお、総務省としては本提案について異議はないもの。</p> <p>(参考) 生活保護に関する審査請求について 指定都市等へ権限委譲した場合、都道府県知事が行う審査請求の一部が指定都市等に委譲される。</p> <p>生活保護に関する都道府県の審査請求 ・都道府県分 審査請求(件) : 13,946 上記のうち、処理期間6ヵ月超(件) : 3,037 ※保護の決定実施等に関する処分とそれ以外の処分に対する審査請求件数の合計。 生活保護に関する指定都市等の審査請求 ・指定都市分 審査請求(件) 95 上記のうち、処理期間6ヵ月超(件) 23 ・中核市分 審査請求(件) 不明 上記のうち、処理期間6ヵ月超(件) 不明 ※保護の決定実施等に関する処分以外の処分に対する審査請求件数。 ※中核市については公表されていない。</p> <p>(出典:「平成26年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果」(平成27年12月 総務省))</p>	<p>検討を進め、早期の実現に努めていただきたい。</p> <p>また、本提案は、指導監督権限を有する指定都市への権限移譲に関するものであるが、厚生労働省は中核市への移譲も併せて検討することである。中核市への権限移譲については、厚生労働省において論点整理の上、検討を進めていただきたい。</p> <p>なお、「一定程度の件数を審査することにより知見の蓄積が行われることで処分の判断基準、内容及び手続きに関して統一性が高まり、行政の効率的な事務処理となるとともに、不服申立を行った被保護者の迅速な救済に繋がるとの観点から規定した」とある。平成26年4月1日から平成29年7月1日までの熊本県への審査請求62件中、半数以上の35件が熊本市(指定都市)分であり、権限移譲が実現されれば、指定都市での一定程度の件数の審査により知見の蓄積が行われると考える。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>
<p>【内閣府】 厚生労働省において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。</p> <p>【総務省】 事務の所管省庁において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。なお、当該事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなるため、上記の徴収基準額の改正によって地方税関係情報を提供することは可能である。</p> <p>【厚生労働省】 養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準を所得税額から市町村民税所得割とすることについて、利用者の費用負担への影響や、他制度との整合性等も勘案しながら、検討してまいりたい</p>	<p>母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえうえて、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
54	九州地方知事会 【重点22-①】	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による療育の給付)	児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	内閣府、総務省、厚生労働省	海老名市、豊橋市、北九州市、熊本市	○当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上や情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認のためにも提案に同意する。
55	九州地方知事会 【重点22-①】	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費)	(1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	内閣府、総務省、厚生労働省	豊橋市	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府】 厚生労働省において、児童福祉法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。</p> <p>【総務省】 事務の所管省庁において、児童福祉法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。なお、当該事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなるため、上記の徴収基準額の改正によって地方税関係情報を提供することは可能である。</p> <p>【厚生労働省】 養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準を所得税額から市町村民税所得割とすることについて、利用者の費用負担への影響や、他制度との整合性等も勘案しながら、検討してまいりたい。</p>	<p>児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていたいただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。</p> <p>また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【内閣府】 まず、厚生労働省において、児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の徴収金基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。</p> <p>【総務省】 まず、事務の所管省庁において、児童福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。</p> <p>また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。 <p>当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。</p> <p>そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。</p> <p>【厚生労働省】 (1)の提案内容については、現在措置されている者等の費用負担への影響や、自治体における課税階層区分の認定事務への影響を慎重に見極めた上で、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。</p> <p>(2)の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の規定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、両府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていたいただきたい。</p> <p>なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。</p> <p>また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
56	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村 【重点22-①】	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の六によるやむを得ない事由による措置)	(1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	内閣府、総務省、厚生労働省	ひたちなか市、秩父市、豊田市、伊丹市、高砂市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながることや認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。
57	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村 【重点22-①】	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置)による措置)	(1)身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①番号法別表第二の第二十及び第五十三の項の第四欄に地方税関係情報を新たに規定する。 ②地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ③必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十四条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報照会ができない。また、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	内閣府、総務省、厚生労働省	ひたちなか市、秩父市、豊田市、高砂市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながることや認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府】 まず、厚生労働省において、児童福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある、それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。</p> <p>【総務省】 まず、事務の所管省庁において、児童福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。</p> <p>また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。</p> <p>当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。</p> <p>そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。</p> <p>【厚生労働省】 (1)の提案内容については、現在措置されている者等の費用負担への影響や、自治体における課税階層区分の認定事務への影響を慎重に見極めた上で、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。</p> <p>(2)の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の規定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、両府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。</p>	<p>児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。</p> <p>なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。</p> <p>また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【内閣府】 まず、厚生労働省において、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある、それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。</p> <p>【総務省】 まず、事務の所管省庁において、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。</p> <p>また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。</p> <p>当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。</p> <p>そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。</p> <p>【厚生労働省】 (1)の提案内容については、現在措置されている者等の費用負担への影響や、自治体における課税階層区分の認定事務への影響を慎重に見極めた上で、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。</p> <p>(2)の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の規定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、両府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。</p>	<p>身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。</p> <p>なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。</p> <p>また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
58	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村 【重点22-①】	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置)	(1)老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上で情報連携の方策について検討を行う。 ②徴収基準額の認定に必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第三十三条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	内閣府、総務省、厚生労働省	旭川市、ひたちなか市、秩父市、川崎市、伊丹市、宇和島市、北九州市、朝倉市、熊本市	○本市においても扶養義務者からの費用徴収額を決定する際に、所得税額を基礎として費用徴収額を決定しているケースがある。現在は扶養義務者から収入申告の際に源泉徴収票を添付資料として提出してもらい、そこから所得税額を把握しているが、今後は番号法の施行に伴って、そういった添付資料の提出を簡略化していくことも考えられる。 扶養義務者からの費用徴収額を決定するために、現状では市町村民税や所得税の課税状況を把握することが必須である。それらを情報提供ネットワークを通じて取得し、費用徴収額を決定できないということであれば、行政運営の効率化、国民の利便性の向上を目的とする番号法の趣旨に照らすと本末転倒であり、この提案事項に賛同する。 ○当市においても、費用徴収事務を行うにあたり、賦課認定、および費用徴収額の決定に税情報を職権として調査することも多いため、事務煩瑣となり、さらには調査から決定までの迅速性に欠ける。 情報照会が可能となることで、利用者側に求める手続が簡素化され、事務の効率化、迅速化が図られる。
59	岡山市	地方創生推進交付金の認定スケジュール及び申請手続等の見直し・簡素化	○新規申請、継続申請を問わず、年度当初から執行が可能となるよう、認定スケジュールを改めること。 ○継続事業について、実施計画中の経費の内訳の部分的な増減があるものの、新年度の総事業費が採択時の総事業費と比較して、増減なし又は、2割以内の減額など軽微な修正は、「(実施)計画の変更を伴わない継続事業」として取扱うこと。(新規事業の追加を除く) ○申請に係る取扱い、Q&A等は、可能な限り早期に通知すること。また、具体的な申請・認定スケジュールは早期に示すとともに、申請様式の送付も速やかに行うこと。	○29年度事業を対象とする新規申請及び継続事業のうち、事業内容の変更を伴う場合の交付決定は、5月末頃の予定である。その結果、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 特に、継続事業については、①実施計画の変更を伴わない部分と②実施計画の変更を伴う部分に分類され、それぞれ別に申請を行い、交付決定が行われることから、地方にとって事務の負担が極めて大きい。 ○また、実施計画の経費の内訳が1つでも増額となる場合は、総事業費に変更がなくても、『事業費が増額する場合』と判定され、当該経費に係る事業については、年度当初から事業着手できないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができない。 ○国から具体的な申請スケジュール及び申請様式が示されない中、旧年度の様式で29年度事業に係る実施計画を作成することを余儀なくされた。3月上旬になって、ようやく国から申請スケジュール、様式等について通知があったが、事前相談の受付期限まで実質4日、正式提出期限まで2週間しか期間がなかった上、その間、申請様式の修正もあり、資料作成のやり直しの事務作業は、大きな負担となった。	内閣府	北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、福島県、郡山市、ひたちなか市、群馬県、八王子市、三鷹市、神奈川県、川崎市、新潟県、新潟市、三条市、富山市、長野県、静岡県、富山市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、小牧市、滋賀県、京都市、城陽市、大阪府、松原市、広島県、山口県、高松市、愛媛県、福岡県、熊本市、宮崎県、宮崎市、延岡市、鹿児島県、鹿児島市	○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。 ○新規分及び変更を伴う継続分については、交付決定日が5月31日だったため、事業を年度当初から着手するにあたり、対象事業費の約3割が交付金を活用できず、県費対応で着手することとなった。 ○本県においても、6つの継続事業のうち、「特区等を活用した産学官連携モノづくり高度化事業」始め5つの事業について、総事業費が2割以内の減額となる経費の部分的な増減を行ったが、それらが「変更を伴う継続事業」として扱われたことから、5月末の交付決定まで事業に着手できず(「変更を伴わない継続事業」は4月1日交付決定)、当初計画した年間スケジュールに基づいた事業実施が困難となり、効果的な事業の実施に支障が生じた。 また、次年度の事業申請に関する詳細が申請期限近くまで示されていないため、県の予算換算時期において、どのような事業が申請できるかが不明であり、計画的な事業設計が困難であった。 ○軽微な変更があるために継続事業として申請できないケースは今後増加していくと推測されるので、取り扱いを弾力化し、手続きが容易な継続事業として申請できる環境を整備すべき。 ○地方創生推進交付金の事業内容の変更を伴う場合の交付決定が5月31日で、交付決定前の事業着手が認められないことから、事業の実施が短期間に限定されるため、実施が不可能となる事業がある。 また、複数年で契約している事業については、①実施計画の変更を伴わないものとして4月1日の交付決定が必須であり、実質的に事業の変更を行うことができない。 地方創生推進交付金の継続事業に伴う事務手続きで、①実施計画の変更を伴わないもの②実施計画の変更を伴うもの、申請手続きが別になり、県を通じての事務手続き期間が非常に短いため、事務負担が大きい。 地方創生推進交付金の申請様式の修正が作成後に度々あり、資料を作り直す作業に負担を感じる。 ○現在の申請スケジュールでは、継続事業のうち、事業内容に変更を伴う部分についての交付決定が年度途中となり、年度の途中からの執行となるため、変更を伴わない部分との一体的な事業執行が出来ない。 ○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのために3月の予算案議決後直ちに公募手続等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府】 まず、厚生労働省において、老人福祉法による福祉の措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要があり、それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。</p> <p>【総務省】 まず、事務の所管省庁において、老人福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。</p> <p>また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。</p> <p>当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。</p> <p>そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。</p> <p>【厚生労働省】 (1)の提案内容については、現在措置されている者等の費用負担への影響や、自治体における課税階層区分の認定事務への影響を慎重に見極めた上で、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。</p> <p>(2)の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の規定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、両府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。</p>	<p>老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にさせていただきたい。</p> <p>なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。</p>	<p>【宇和島市】 ○具体的に提供可能な特定個人情報の項目については、主務省令に委任されているものと解されるが、地方税法上の守秘義務の趣旨とも照らし合わせ、当該事務に係る情報提供については、国民の利便性の向上に寄与するものであることから、情報提供が許容されるよう規定整備が望まれる。</p> <p>○費用徴収額の決定に当たっては、扶養義務者に対し、算定根拠資料となる、源泉徴収票及び所得課税証明書等の関係書類の提出を求めるが、様々な事情から求めに応じられないケースも多々ある。このような場合、職権として調査、閲覧することとなるが、これらの情報が特定個人情報とされていないことを理由に情報の照会ができないとなると、認定事務の煩雑化、非効率化を招き、ひいては国民へ手続き上の負担を課すことにもなりかねない。所管府省において番号法の趣旨である「国民の利便性の向上」という観点からも、規定の見直しを行っていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。</p> <p>また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>・実施計画の変更の有無にかかわらず、申請の受付時期を更にする等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>・地方創生推進交付金の運用に当たっては、平成29年度においても交付上限額の引き上げ、ハード事業割合の緩和など、地域の実情を踏まえた弾力化を行ったところであり、今後とも運用の改善に努めてまいりたい。</p> <p>・事務連絡等については、早期の通知に努めてまいりたい。なお、平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡においてお示ししているところ。</p>	<p>○平成30年度地方創生推進交付金については、新規申請・変更申請ともに平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付けるとの事務連絡が通知されている。これにより年度当初からの事業着手が可能となることから、実現を強く希望する。</p> <p>○回答に「事務連絡等については、早期の通知に努めてまいりたい」とあるが、地方創生推進交付金第2回申請(平成29年7月7日付け事務連絡、8月31日実施計画提出期限)については、募集があること自体は想定はしていたものの、前年度の推進交付金第2回申請(平成28年7月6日付け事務連絡、9月30日実施計画提出期限)と比較すると、事務連絡による通知が同時期であるにも関わらず、実施計画の提出期限が1カ月前倒しされたところ。</p> <p>募集を実施することについての事前アナウンスが無い中で、短い期限の募集が行われており、地方が事業設計に十分な期間がとれない等、申請事務に支障が生じている。引き続き、事務連絡等の早期通知を強く希望する。</p> <p>なお、地方創生推進交付金(拠点整備)第3回の募集(平成29年7月18日付け通知、8月31日提出期限)については、全く募集があること自体想定していなかった。</p> <p>○また、継続事業に係る変更申請事務の運用については、多くの自治体が事務負担を感じており、弾力化による負担軽減を強く希望する。</p>	<p>【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。</p> <p>【広島県】 ・年度は前年度より2ヶ月前倒した交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。</p> <p>・総事業費の枠内で経費の内訳を変更する等の軽微な変更について、地方公共団体の負担が軽減されるよう、手続の簡素化について検討していただきたい。</p> <p>【福岡県】 平成29年度第2回推進交付金の内示が出る10月中旬頃に、次回申請用として平成30年度分の実施計画様式等を示していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
60	掛川市、袋井市 【重点32】	公営住宅法第47条に規定されている「管理代行制度」の拡充	管理代行制度の対象が、現行法上では公営住宅法第2条第2号に掲げる公営住宅又はその共同施設に限定されている。この条件について、改良住宅、従前居住者用賃貸住宅(再開発住宅・住環境整備モデル住宅等)や、自治体が独自に整備した住宅等についても、管理代行の適用を受けることを可能とすること	○国の要領や条例制定により、土地区画整理事業により建設した住宅及び、自治体が独自に整備した住宅は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、管理者が異なる可能性があるほか、同一管理者であっても委託の手続の違いにより委託時期にずれが生じる可能性がある。また、併用により協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になる。 ○条例等により同様に管理している住宅の委託先や、手続が異なることで郵送先等の案内が複数となり、混乱や間違いの原因になる。	総務省、国土交通省	沼津市、浜田市、福岡市、大牟田市	○管理代行と指定管理では、受託者が行える業務の内容に違いがあるため、窓口が管理代行者に一本化されることにより、住民サービスの向上につながるが期待される。また、管理委託先の一元化は、事務手続きの簡素化になることから、事務処理コストの削減にもつながる。 ○本市では、公営住宅とその他の種類の住宅との合築住宅や併存住宅が多数ある。改良住宅や更新住宅等は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、指定管理者の指定や協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になっている。 ○改良住宅において、根拠法は異なるが公営住宅同様に家賃が応能家賃であることから、公営住宅と一元管理することが望ましいため、管理代行・指定管理制度を併用し、1管理者へ委託を行っているが業務が煩雑となっている。 ○本市では、平成21年度から市営住宅の管理方法として管理代行制度と指定管理者制度を併用した管理を住宅供給公社が行っている。公営住宅法に基づく住宅に係る事務については、指定管理者制度及び市直営で行っていたものを管理代行制度に移行している(滞納者、不正入居者等への明渡請求事務は市直営業務)。一方で、住宅地区改良法等公営住宅法以外の住宅に係る事務については、管理代行制度に移行した公営住宅と同様の事務を引き続き指定管理者制度及び市直営で行っている。同様の事務手続きでありながら、公営住宅、公営住宅以外で管理方法が異なることは、業務の効率化の観点からすると、非効率である一面がある。市営住宅の管理については、住宅地区改良法等公営住宅法以外の住宅にも管理代行制度を導入することにより、市営住宅管理の一層の効率化、入居者サービスの向上が期待できる。また、管理代行制度の拡大は、市営住宅の管理方法の選択肢が広がることにつながり、各々の管理者の管理事務の実情に応じて、きめ細かに管理方法を設定できることが期待される。
61	愛知県 【重点34】	PFI事業により将来の用途廃止が確定している行政財産(土地)に係る売払い制限の緩和	PFI事業契約が締結され、将来、公共又は公共用に供されないことが確定している行政財産(土地)については、現に建屋が存在し、行政サービスが提供されている間においても、売払いを可能とすること。	本県では、運転免許試験場の建替整備(現地建替)をPFI事業として実施し、施設の集約化等により余剰地を生み出し活用することとしている。その際、地方自治法第238条の4第1項の規定により、行政財産については売払いができないとされていることから、施設の建替終了後に余剰地となることが確定している敷地についても、既存の建屋による行政サービスの提供が継続されている間における売払いが困難である。 【計画の時系列】 事業スケジュール(予定) ア 事業契約の締結 平成29年10月 [事業契約締結の相手方: PFI事業者] イ 施設的设计・建設期間(引き渡し)※この間における余剰地となることが決定している土地の県から第三者への売却が困難 (ア) 四輪技能試験コース 平成30年12月末 (イ) 二輪技能試験コース、二輪発着場、二輪車庫 平成31年2月末 (ウ) 庁舎、四輪車庫 平成32年1月末 (エ) 平面駐車場 平成32年10月末 (オ) 立体駐車場、四輪発着場、外構 平成33年2月末	総務省	宮崎市	○PFI事業における余剰地活用は、財源確保や周辺との一体的な整備に対して有効な手法とされている。 ・PFI事業による民間ノウハウを活用した施設整備では、ハコモノの整備だけでなく、施設を中心としたまちづくりに寄与する整備計画とする必要があり、本提案の実現により、効率的かつ効果的な事業推進が可能になると考える。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【総務省】 公営住宅法第47条第1項に基づく管理代行制度を所管する国土交通省において、検討すべきものである。</p> <p>【国土交通省】 本提案は、土地区画整理事業及び自治体が独自に整備した住宅等の管理の問題であり、公営住宅法上の問題ではない。 なお、公営住宅法の公営住宅以外の住宅の管理を法人その他の団体に委託するため指定管理者制度を用いる場合にあっては、管理代行制度で公営住宅の管理を委託した地方住宅供給公社等を指定することは可能である。また、管理代行制度と指定管理者制度の手続きの違いにより、協定書や仕様書等の作成に二重の手続きがかかる点については、管理代行者と指定管理者で協定書等の内容の共通化を図る等の工夫をすることで、煩雑性の軽減、事務処理コストの削減は可能であるほか、委託時期のずれについても、指定管理に係る公募、議会手続等を十分な余裕をもって計画的に行うことで、委託時期にずれが生じないようにすることが可能である。 これらのことから、地方公共団体が独自で整備した住宅等については、管理代行制度を導入する必要性に乏しいと考える。</p>	<p>本提案は公営住宅及び公営住宅に準じて管理している住宅の管理業務の外部委託について、管理戸数の大半を占める公営住宅における管理代行制度をベースに一本化することが最も効果的であることから、その実現により外部委託を継続的に選択しやすい体制を整えることを目的としており、それらの住宅の指定管理者に地方住宅供給公社を指定することでは支障事例の解決に至らない。また、本提案の実現により管理業務の外部委託の選択が容易になることによるデメリットは生じない。 公営住宅の使用関係においては過去の判例等により、入居者決定を除く管理関係の規定は行政処分にあたらず、入居者の選考及び決定は行政処分にあたるとされているが、このことに関する貴省の見解を伺いたい。また、公営住宅以外の住宅においても条例規定によりどの範囲まで業務が委託できるかについても明確化されたい。仮に委託可能な範囲を条例で規定することで公営住宅と同様の管理運営を行うことが可能であれば、当市は直ちに条例改正等の必要な措置を講じ、公営住宅以外の住宅について適用する予定である。 なお、第一次回答にある二制度の併用に関する工夫は当市で既に措置済みであり、それでもなお煩雑な事務を実務担当者1～1.5人工が担わざるを得ない地方自治体の実情を御理解いただき、引き続き規制緩和について検討されたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>貴県の提案は、PFI事業における設計等の進展により余剰(予定)地が確定した段階で、行政財産である当該余剰(予定)地の売り払い契約を締結しようとするものである。 この点、将来における行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で当該土地を売り払う内容の契約であって、契約締結後の事情変更等にも支障なく対応できる限り、行政財産として供用している間に契約を締結することは可能である。 よって、貴県の提案については、上記に該当する限り、現行法において対応可能である。 なお、昭和58年1月13日行政課決定は変更することとし、通知等により周知を図ることとする。</p>	<p>・総務省一次回答は、本県提案に沿うものである。 ・については、現行の行政課決定(昭和58年1月13日)の変更についての速やかな周知をお願いする。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
63	愛知県	農地集積・集約化等対策費に係る繰越等の手続きに関する事務の都道府県知事への委任	農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業にかかる財政法第43条第1項に規定する繰越の手続き及び同法第43条の3に規定する翌年度にわたって支出すべき債務の負担の手続きに関する事務について、都道府県知事へ委任していただきたい。	本県が実施している農林水産省の農業農村整備関係の補助事業にかかる繰越等の事務は、農地集積・集約化等対策費を除いて全て知事に委任されている。農地集積・集約化等対策費については、委任がなされていないため、県と東海財務局が直接やりとりをすることができず、繰越事務を進めるにあたって当該事業のみ別途東海農政局に申請を行っている。これによって、他の補助金と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が東海財務局と東海農政局に分かれるなど、事務が煩雑になっている。また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。	農林水産省	埼玉県、徳島県、愛媛県、佐賀県、宮崎県	○農地集積・集約化等対策費については、県知事への繰越事務委任がなされていないため、県と四国財務局が直接やりとりをすることができず、繰越事務を進めるにあたっては、中国四国農政局に申請を行うことになる。これによって、他の補助金事業と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が四国財務局と中国四国農政局に分かれるなど、事務が煩雑となることが予想される。○本県では、農地耕作条件改善事業は平成28年度まで国から事業主体への直接補助で実施していたため、県は繰越事務に携わっていなかった。しかし、平成29年度から県を経由する間接補助で実施することとなり繰越事務についても県を経由することとなる。このため、他の農業農村整備事業(補助事業)と同様に財務局へ申請が行えるよう、都道府県知事へ事務を委任していただきたい。○繰越事務については、農地集積・集約化等対策費のみ知事に事務委任されていないため、本県においても関東財務局と直接やりとりをすることができず、別途関東農政局に申請を行っている。このため、他の補助金と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が関東財務局と関東農政局に分かれるなど、事務が煩雑になっている。また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。○農地集積・集約化対策事業に係る繰越手続きについては、九州農政局を経由することから事務委任されている農業農村整備事業と比べて手続き期間を要している状況で、補正予算時などは、先ずは繰越手続きで適正な工期を確保した後に補助金申請を行う必要があることから、補助金申請手続きも遅くなり、事業の着手にも影響している。
66	広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く)に分かれている。両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかと経営革新等支援機関の意見もある。また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	-	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>農地耕作条件改善事業に関して、繰越し及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手續きに関する事務を、都府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととすれば、現状、当該事務に関しては、都府県から地方農政局を経由しての財務局協議が必要となっているところ、都府県から直接の財務局への協議が可能となることから、都府県の事務の効率化等に資する可能性がある。</p> <p>一方、上記の事務委任を行うためには、予算決算及び会計令第140第3項に基づき、都府県の知事の同意が必要となる。</p> <p>このため、全都府県の意向を確認した上で、当該事務委任を是とする都府県に対し、委任を行う方向で検討したい。</p>	<p>農林水産省一次回答は、本県提案に沿うものである。については、早期に事務委任が実現するよう速やかな対応をお願いする。</p>	-	-
<p>中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、平成28年7月より制度を開始し、1年間で約24000件の認定を行っている。本制度は経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野を指定し当該分野に特化した経営力向上の実施方法を定める「事業分野別指針」を策定し、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野別指針を踏まえて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受けるスキームとなっている。</p> <p>各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握し、指針を策定した各事業所管大臣が、事業分野ごとの汎用的な知見に基づき、直接審査・認定したほうが、本計画による経営の向上の上では効果が高いという考え方に基づくもの。また、現在まだ施行後1年を経過したところであり、事業分野別指針の内容を含め、国側で制度全体の運用状況を直接把握し、改善に務めるべき段階。これらの理由から、今後もし引き続き国で認定を行うことが適当と考える。</p>	<p>住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものと考えられる。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して、行うべきである。</p> <p>本提案は、「経営力向上計画」と「経営革新計画」が、中小企業等経営強化法に基づき定める計画であり、数値目標や支援措置等において共通点が多くあることから、申請者の利便性の向上及び都道府県の一体的な支援実施による中小企業者等の成長促進のため、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう、認定権限の移譲を検討いただきたい。</p> <p>なお、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握することについては、国が都道府県に対し、逐次、情報提供を行うなど、国との連携が図られれば十分対応可能であり、また、各事業所管大臣が事業分野ごとの汎用的な知見に基づき認定することについては、都道府県の各事業所管部局が指針に基づき認定することで対応が可能であると考えられる。</p>	-	<p>【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
67	広島県、中国 地方知事会、 宮城県	経営革新等支援 機関に係る認定 権限の都道府県 知事への移譲	中小企業等経営強化法に 基づく、各主務大臣の経 営革新等支援機関に係る 認定権限を都道府県知事 に移譲する。	地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小 企業者等に身近な存在である都道府県が地域の実情に即して行 うべきであり、経営革新支援機関の認定も同様である。 現在、経営革新等支援機関の認定権限は国、経営革新計画の認 定権限は都道府県と分かれており、都道府県において、一元的に 中小企業支援を行うべきである。 また、経営革新等支援機関認定の申請先が、国の出先機関(経 済産業局、財務局)になっていることから、遠方の申請者にとつて は移動や申請手続きが負担となっている。 【参考】 ■経営革新等支援機関 中小企業・小規模事業者に対して事業計画策定支援等を通じて 専門性の高い支援を実施する機関	金融庁、経済産業 省	-	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>中小企業等経営強化法に基づく各主務大臣の経営革新等支援機関に係る認定に係る権限について、都道府県知事への委譲は行わず、引き続き、国が行使することとしたい。</p> <p>本措置は、全国に約385万者いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ごとのバラツキがあるなどの課題が存在し、中小企業等の取組を支援する体制が不十分であったため、支援の質を全国レベルで担保し事業者支援を行う観点から、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第44号)によって措置されたもの。</p> <p>また、自由民主党中小企業・小規模事業者政策調査会において「得意分野や技能水準の見える化により、適切な認定支援機関の可視化を進め、必要であれば更新制の導入等の制度の改正も視野に入れ、国が責任を持って信頼される支援機関の絞り込みを図るべき」との提言があったことに加え、平成28年11月以降、中小企業・小規模事業者に関する総合的・基本的な政策について審議する場である「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会」において、認定経営革新等支援機関制度の今後のあり方について議論を行い、平成29年6月、中間整理を公表し、同整理では、中小企業大学校等における研修の充実等を通じた認定経営革新等支援機関の支援能力の能力向上、認定支援機関に対する更新制の導入などを、国が主体となって行うことが求められている。</p> <p>そのため、国が主体となって上記取組を対応するために、申請のあった権限等については、引き続き、国が対応していく必要がある。</p>	<p>住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものと考えられる。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して、行うべきである。</p> <p>本提案は、都道府県が地域を支える中小企業・小規模事業者等の支援を一元的に行うことにより、中小企業者等の利便性の向上及び中小企業者等の成長促進を図るものであり、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう、認定権限の移譲を検討いただきたい。</p> <p>なお、機関ごと地域ごとのバラツキについては、全国レベルの情報を国が地方に提供することで解消可能であり、全国レベルで支援の質が担保できると考える。</p>	-	<p>【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
68	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援知事同盟、広島市	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的に処理できる体制を確保するよう、国において所要の整理を行うこと。	【申請業務(市町村)上の支障】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。 【審査等業務(都道府県)上の支障】 単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方で、修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。 【これまでの国の対応】 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。 【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助	内閣府、文部科学省、厚生労働省	青森市、秋田市、山形県、栃木市、茨城県、川越市、船橋市、横浜市、新潟県、新潟市、石川県、長野市、大垣市、磐田市、豊橋市、豊田市、知多市、京都市、大阪市、堺市、箕面市、神戸市、伊丹市、倉吉市、徳島県、今治市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎市、大村市、熊本市、宮崎県、宮崎市、延岡市、沖縄県	○単一制度でありながら、施設整備の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請事務をおこなうのは不合理であり、事務の軽減の観点からも一元化するべき。 ○本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請を行うこと等により、県・市町村・事業者とも相当の事務の負担となっており、これを解消するためには制度の一元化が必要である。 ○【支障事例】 市で事業を行う際に、県の予算化も同時に行う必要があり、柔軟な事業展開が困難。 保育部分と教育部分の基準額をそれぞれ別々に算出し、足し上げた額が全体の基準額となるため、同じ定員規模であるのに、認定こども園が保育所かで基準額が異なることなどにより不公平感がある。施設全体の定員規模で基準額が算出できるよう、改善していただきたい。 ○施設整備の補助制度については、2つの交付金の申請(保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金)が必要である現状においては、事務負担(行政のみならず、申請する事業者についても)が大きく、効率的ではないと考える。提案にあるように国においては一元的に処理できる体制整備を行っていただきたい。 ○【申請業務(市町村)上の支障】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。 【審査等業務(都道府県)上の支障】 単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方で、修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。 【これまでの国の対応】 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。 【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助 ○幼保連携型認定こども園の整備において補助金を申請する際、単一施設の整備にも関わらず、保育所機能と幼稚園機能を併せ持つことから、厚生労働省及び文部科学省それぞれの担当窓口とそれぞれの交付要綱に基づく協議・調整・申請書を作成する必要があることから、事務の支障を来している。また、申請時期が異なるため、内示の時期も厚生労働省4月・文部科学省6月とそれぞれ異なっており、内示率も統一されていない。そのため一方の内示率のみ着目し低い可能性を想定すると、事業を進めていこうと、町の財政面に大きな影響を及ぼすおそれがある。 また申請の際に、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 幼保連携型認定こども園は、一つの法律に基づく単一の施設であることから、厚生労働省・文部科学省それぞれの補助制度に係る手続きにあたっては、事業者や市町村における書類作成事務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や審査期間の短縮を考慮し、これら2つの補助制度の所管または申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的な処理ができる体制を検討していただきたい。 ○幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化について 27年度整備 認定こども園幼稚園 29年度整備 認定こども園幼稚園 認定こども園は、教育と保育の両方を実施する施設だが、整備費補助の申請手続きが1号認定こども分(幼稚園部分)は「認定こども園施設整備交付金」を所管する文部科学省、2、3号認定こども分(保育所部分)は「保育所等整備交付金」を所管する厚生労働省にすることとなり、書類作成の手間が重複した。 また、各号の子どもが共有する部分の按分等にも大変な手間がかかり、按分方法の調整等があると両方の交付申請額に影響を及ぼし、国との連絡にかなりの時間を費やした。今年度も30年4月を目指して幼保連携型認定こども園の整備があるが、現在、文部科学省に協議した補助の内示が保留となっており、事業者の資金計画自体を変更する可能性もある。さらに、厚生労働省分は内示が出ているが、補助金全ての方が揃わないと着手手続きを進められないことから、最悪の事態としては30年4月に定員増を認めない事態も想定される。このように、一つの施設の整備に関して、補助金の手続きがバラバラに非常に非効率的であり、また、待機児童対策が進まない要因となり得る。 ○本県においても、提案団体の審査等業務上の支障と同様の支障が生じているため、現行制度を見直ししてほしい。 ○単一施設の整備であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ申請を行っており、補助対象経費の算定についても各共用部分ごとに按分計算を行うなど事務の負担となっている。 ○幼稚園を幼保連携型認定こども園とするための施設整備の計画において、2本の交付金等の協議を行わなければならない、計画の変更においても、それぞれに変更の手続きを行うことは非常に煩雑であり、交付金制度の一元化に賛同する。 ○現時点で当該交付金の活用事例はないが、事業者・市町村における書類作成や事業計画の審査等に係る事務について、煩雑な手続きが必要となっている。 ○これまで本市において本案件に係る事例を取り扱ったことはないが、認定こども園整備に係る交付金は、同一の法律に基づく、同一の施設であり、申請者も同一法人であることから、申請を厚生労働省、文部科学省それぞれに行うことは、申請者や関係自治体にとって負担感が大きく合理性に欠ける。 本文付金の所管庁については、これまでの経緯等から内閣府に一本化し、審査過程において必要があれば内閣府から厚生労働省、文部科学省へ協議等を行うといったしくみに改めるのが合理的と考えられる。 ○【支障事例】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要とされることによる弊害が現に生じている。 具体的には、今回2省に事前協議を行っている同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出たものの、文部科学省所管分は内示保留となったために、民間事業者の整備事業に支障を来している。 事務処理上の非効率性のみならず、事業実施への大きな影響も問題となっているため、一元的な処理体制の確立又は十分な連携体制の確保について、迅速に措置していただきたい。 ○本市においては、安心こども基金が活用できたため、具体的な支障事例は発生していないが、提案にあるとおり、同一施設整備に係る交付金の申請手続きが一元化していることによる不要な事務処理や事務の非効率化が想定されることから、制度改正が必要と考える。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省】 認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業募集や内示時期を合わせる対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取り組み、事務負担の軽減を行ってきたところであるが、更なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努めてまいりたい。</p>	<p>これまで改善の取組はされているところであるが、共用部分の按分計算や所管する省庁ごとの協議・調整が必要であるといった支障は依然として解消されていない。同一の法律に基づく、同一の施設に対する補助制度であり、本来不要な手続きを解消するため、補助制度の一元化を実現していただきたい。</p>	<p>【横浜市】 現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期をあわせる」「様式の統一化」など限定的な対応に留まっており、支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。 【熊本市】 事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園というひとつの児童福祉施設に対して、異なる二つの省庁から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求める。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助が行いにくい一番大きな要因となっている。(弊害の事例:同じ規模の保育所及び認定こども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等) 【箕面市】 ○交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における幼保の定員数による按分方式を廃止し、どちらか一方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求める。 【長崎市】 内示の状況により予算議案の手続きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の報告をしておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。 【山形県】 申請時期等を合わせる等ではなく、全体を一つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事務の軽減にはつながらず、不十分である。 【磐田市】 事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
							<p>○【支障事例】 厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの補助対象経費の算定に当たっては、施設の面積や定員等により按分を行わなければならない状況である。 【制度改正の必要性】 事務の負担軽減を図るため、認定こども園に対する補助制度の一本化が必要である。 ○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に整理することが求められる。 ○共用部分の経費を按分する等の作業を経た各省庁への申請事務については、それぞれの文書を作成・点検するなど、認定こども園運営者及び市における事務の煩雑さを招いている。 ○国の制度に起因した支障事例であり、市等の業務改善では事務の煩雑さの解消を図ることができないことから、国として業務の在り方を整理し、業務の効率化に向けた取組を進めていただきたい。 ○幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金の申請様式については、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されているところではあるが、依然として保育所相当部分については厚生労働省、幼稚園相当部分については文部科学省にそれぞれ申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分については、クラス定員等により便宜的に按分をし、保育所相当部分と幼稚園相当部分を算出して補助金を計算しているが、同一の法律に基づく、同一の施設であるため、本来は不要である手続きが生じている状況となっている。 ○本年度において、幼保連携型認定こども園の増改築を計画しているが、整備対象施設の機能区分ごとに定員や、面積に基づき費用按分をしたうえで、保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金(対象施設に児童館機能が含まれていたため)の申請手続きを進めている。 費用按分に関する検討にも時間を要し、また、申請手続きについても、交付金毎にスケジュールが異なるため、効率的に申請手続きを進めにくい状況がある。 ○本市においても、県との連携にズレが生じ、文科省関連の県予算の確保に課題が生じた例がある。(※市は必要、県は不要という判断)補助金の一元化は課題であり、県を通すことで、県の予算措置(バイパス)の手続きも要することから、厚生労働省よりも文部科学省に対し、具体的な状況や意見が届きにくくなっている。</p>
69	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	保育士登録の取消に係る仕組みの構築	児童福祉法第18条の19等の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者等については、保育士登録を取り消し、その者に通知の上、保育士登録証を返納させることとなっている。しかし、刑の確定情報が速やかに提供されなければ、適切に保育士登録の取消等の事務ができな	平成28年1月、本県で保育士登録者が逮捕される事案が発生した。禁固以上の刑が確定すれば、保育士登録を取り消す必要があるため、逮捕後の情報収集を行ったが、情報を容易に入手できないことから、新聞報道等により探知し、本籍地を調査、本籍地の市区町長へ犯歴情報を照合したうえで、取消処分を行った。 平成28年11月、神奈川県では過去に強制わいせつ罪で実刑判決を受けていたにもかかわらず、保育士登録が取り消されていない保育士が逮捕される事案が発生した。欠格事由に該当した場合、保育士は登録を行った都道府県知事に届け出なければならないとされているが、当該事例では届出がされていなかった。 神奈川県での事件を受け、平成28年11月17日の(参)厚生労働委員会では、再発防止策についての質問がされ、欠格事由に該当する場合の都道府県知事への届出の徹底を周知すること、及び保育士の犯歴情報を把握するため、法務省の犯歴情報との突合が考えられるが、実効性のある対策を講ずることができるのか、関係省庁と連携して検討する旨を厚生労働省は答弁しているが、その後の検討状況について周知がされておらず、今後、類似の事件が起こる可能性は解消されていない状況にある。 取消事案を新聞報道等でしか把握できない現状において、都道府県が同法に規定する処分を行うため、保育士登録をしている保育士の本籍地の市区町村に対して一律に犯歴照会を行う方法は、合理的ではなく、また、都道府県及び各市区町村における作業が膨大になることから、都道府県が取消等の対象となる事案を把握できるような制度を見直し、適切に取消ができるようにする必要がある。	法務省、厚生労働省	北海道、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、徳島県、宮崎県	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【厚生労働省】 保育士登録の取消しに係る事務の運用については、現在、関係省庁等と詳細な内容を検討中であり、今後通知等により、各自治体にお示しすることを考えている。</p> <p>【法務省】 厚生労働省の回答につき意見なし。</p>	<p>保育士登録の取消しに係る事務の運用については、保育士登録の情報と法務省の犯歴情報とを突合した上で、取消しが必要な保育士について国から該当の都道府県に情報提供するなど、地方の事務負担に配慮した効果的・効率的な方法を検討し、早期に対応方法を示していただきたい。</p>	<p>【静岡県】 関係省庁との協議内容等について、適宜、都道府県に情報提供いただくなど、要望内容が反映されるよう配慮願いたい。</p>	

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
70	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	保育対策総合支援事業費補助金の適切かつ円滑な事務の執行	保育対策総合支援事業費において、新規に補助事業を行う場合、当年度の国庫補助要綱を予算成立後速やかに周知・施行することで、県や市町の補助業務を円滑に実施する。	平成28年度に国においてスタートされた「保育補助者雇上強化事業」について、その交付要綱が平成28年12月に発出され、県の要綱改正や市町、保育施設への周知は平成29年に至った。当初予算を要求する時点で、間接・直接の区分や政令市・中核市の扱いが示されず、予算の積算に支障が生じた。その上、当該補助金は、年度当初からの保育補助者の雇上げ経費を補助するもので、年度末に近づいてのスタートでは、目的を果たすことができず、当初予算額(265百万円)の大半(202百万)を減額補正する結果となった。今後も新規事業の実施が見込まれるところであり、円滑な事務の執行を確保する必要がある。	厚生労働省	旭川市、山形県、海老名市、静岡県、浜松市、伊丹市、知多市、鳥取県、徳島県、北九州市、大村市、佐賀県、宮崎県、沖縄県	<p>○保育対策総合支援事業費補助金等の国庫補助事業における新規・拡充事業については、区市町村の当初予算要求の時期を十分勘案した上で、実施スケジュールを決定してもらいたい。当初予算で要求できない場合は、補正予算での対応となり、年度当初から実施することができない。</p> <p>○当該補助金において、事業者に対し申請意向の事前調査を行い、その結果に基づいて補正予算を組んだが、確定した要綱による申請要件が厳しかったため複数の事業者が申請を辞退し、執行率が20%程度となった。</p> <p>○保育対策総合支援事業費補助金については、平成28年度において、平成27年度繰越分、平成28年度当初分及び二次補正分の3種類の事業があり、事務が複雑な上に、国庫補助要綱等の周知が遅く、補助事業の円滑な実施に支障が生じた。(二次補正分の事業については、平成28年度中の実施ができなかった。)</p> <p>○保育士等の確保が困難な状況下で、本補助事業を活用し、待機児童を解消していくためには、補助要綱等の速やかな周知・施行が必要であると考ええる。</p> <p>平成28年度の本要綱は平成28年12月に発出されたが、そのため予算の積算が遅れ、平成29年度に向けた事業の周知等に支障が出た。また、要綱内容に不明点があり問い合わせをしたが、回答に時間がかかることが多くさらに事業の周知等が遅れる結果となった。保育士資格取得支援事業や保育士試験による資格取得支援事業においては、保育士試験や養成校への申込期限があるため、周知等が遅れると事業実施に大きな支障が出てくる。そのため、補助金要綱の早期発出もそうであるが、あらゆるパターンが想定される事業もあるため、FAQの作成は必要と考ええる。保育士資格取得支援事業について、対象者の条件を常勤職員としているが、常勤職員で働く対象保育士が、常勤職員として勤務しながら本事業を実施するのは難しいと考える。代替雇上費においても、市町村の予算の関係上、対象日数が多く計上できない実態も考ええると常勤職員に限定するのは事業実施が難しくなるため、せめて1ヶ月80時間勤務するなど、対象者の範囲拡大が必要と考ええる。</p> <p>○平成28年度に国においてスタートされた「保育補助者雇上強化事業」について、その交付要綱が平成28年12月に発出され、県の要綱改正や市町、保育施設への周知は平成29年に至った。当初予算を要求する時点で、間接・直接の区分や政令市・中核市の扱いが示されず、予算の積算に支障が生じた。</p> <p>その上、当該補助金は、年度当初からの保育補助者の雇上げ経費を補助するもので、年度末に近づいてのスタートでは、目的を果たすことができず、当初予算額(265百万円)の大半(202百万)を減額補正する結果となった。今後も新規事業の実施が見込まれるところであり、円滑な事務の執行を確保する必要がある。</p> <p>○平成28年度保育対策総合支援事業費補助金の交付要綱の発出が遅かったため、小規模保育事業を行う事業者が施設改修を行う際の市の補助業務において非常に苦慮した。補助要綱の発出が早ければ、事業所の開所時期を早められた可能性もあり、保育サービス向上に直結している。年度当初の速やかな国庫補助要綱発出についての意見に賛同する。</p> <p>○厚生労働省の補助事業全般に言えることであり、市町の新規事業が当初ではなく補正対応となっていることから、改善を提案する必要がある。</p> <p>○「保育補助者雇上強化事業」に限らず、年度途中で国庫補助金の交付要綱が発出され、年度当初からの適り適用となる場合がありますが、補助要件が前もって明示されていないため、施設側として実施する意思があるにもかかわらず着手できない例が多いです。</p> <p>○通常、国庫補助事業を行う場合は、国庫補助の交付決定を受け市町村が事業者へ交付決定を行った日以降に事業着手するものであり、補助金交付の裏付けがない状態での事業着手は原則できないが、H28年度の当該補助事業に係る国の交付決定がH29.2.28とほぼ年度末であり、保育所等改修費等支援事業(小規模保育事業所開設のための改修事業)について、国の交付決定までに事業に着手せざるを得ない状況となった。</p>
71	富山県 【重点49-①】	自転車競技法の開催届出に係る都道府県經由事務の廃止	自転車競技法の開催届出に係る都道府県經由事務の廃止	競輪施行者である市町村が競輪を開催しようとするときは都道府県知事及び所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出ることとなっている。しかし、都道府県の事務と、市町村の実施する競輪事業との関係性は非常に薄いため、開催届出を都道府県知事經由とすることの必要性は極めて乏しく、非効率になっている。本県では、年間平均6件程度の開催届出に対して形式確認を行った上で、所轄経済産業局に送付しているが、これまで書類不備等を指摘した事例もなく、実質的に形骸化している經由事務を行っている状況にある。また、施設等改善競輪(自転車競技法施行規則第18条)及び市町村が実施するオートレースの開催届出(小型自動車競走法第4条)は所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出ることになっており、都道府県知事の經由は不要となっている。なお、競馬法及びモーター競走法については、開催届出に関する規定は存在しない。	経済産業省	福島県、川崎市、大阪府、広島県、愛媛県、大分県	<p>○本県においても、年間平均5件程度の開催届出に対して形式確認を行った上、所轄経済産業局に送付しているが、これまで書類不備等を指摘した事例もなく、単に經由事務を行っている状況にあり、都道府県にとって經由事務は負担となっている。また、都道府県の事務と、市町村の実施する競輪事業との関係性は非常に薄いため、事務処理が廃止されることにより、都道府県に支障を来すこともない。都道府県の經由事務を廃止する方が、届出内容の訂正等がある際に所轄経済産業局と市町村が直接やりとりすることで事務負担の軽減・処理日数の短縮化につながるため、制度改正は必要である。</p> <p>○本県においても、年間4件程度の開催届出がなされ、形式確認を行った上で所轄経済産業局に送付しているが、これまで書類不備を指摘した事例はここ数年なく、実質的に經由事務を行っている状況である。制度改正により、都道府県の經由事務処理負担の削減につながるほか、競輪施行者である市町村においても都道府県に提出する開催届出書類の削減ができ、一連の事務負担の軽減及び処理日数の短縮化が期待できる。</p> <p>○本県では、年間平均5件程度の開催届出に対し、所轄経済産業局への進達を行っている。しかしながら、富山県からの意見同様、県の事務と市町の実施する競輪事業との関係性は非常に薄いため、開催届出を都道府県知事經由とすることの必要性は極めて乏しく、經由事務は実質的には形骸化している状況にある。加えて、開催届の文書は量が多く、送付にあたり、競輪施行者である市町、經由事務を行っている県双方の負担が大きい。</p> <p>○都道府県の經由を廃止することで、本市から経済産業省へ到達する期間が短縮でき、開催計画確定から国への提出期限までの事務処理可能期間に余裕が持てることから、事務のミス等のを軽減することができると考えられる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>保育対策総合支援事業費補助金の円滑な執行のため、平成29年2月20日に児童福祉主管課長会議で実施要綱の案を提示した上で、予算成立後の平成29年4月28日に交付要綱の案を周知するなど、早期の情報提供を行ってきたところであり、引き続き、適正かつ円滑な執行に努めていきたい。</p>	<p>平成29年度の交付要綱の施行・周知は平成29年8月3日付けとなっており、平成28年度に比べて早期に対応されている。しかし、案の段階では県要綱改正はできないため、予算成立後速やかに、案ではなく最終的な要綱を施行・周知していただきたい。</p>	<p>【静岡県】 自治体の要望として、自治体の予算編成や予算の執行が円滑に行えるよう交付要綱等関係規程の速やかな提示を求めているものの、申請に先立つ事前協議も行われていない中、平成29年度においても8月25日を期限として交付申請するよう通知があり、自治体が事業を行うための財源の裏づけである交付決定はさらに時間を要する見込みである。交付要綱案の提示だけでは早期の情報提供や適正かつ円滑な執行に努めているとは言えない。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>本件については、具体的な支障事例を踏まえて検討していきたいと考えている一方、競輪場の設置や移転については、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴いたうえで許可している実状も踏まえると、一部の団体からの要望のみではなく、全国知事会・全国市長会・全国町村会等からの意見も考慮したうえで慎重に対応させていただきたい。</p>	<p>経由事務の廃止により、競輪施行者である市町村と都道府県がともに事務負担の軽減につながるものであり、共同提案団体のいずれも同様の支障事例を抱えておられるようなので、引き続き廃止に向けて検討を進めていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 自転車競技法の開催届出に係る都道府県経由事務については、義務付け・枠付けに係る自転車競技法に関する地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止するべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
72	越谷市 【重点6】	家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和	家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする。	家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業は、「卒園後の受け皿」「保育内容の支援」「代替保育の提供」につき、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務がある。地域型保育事業の対象年齢を考慮すれば「卒園後の受け皿」の確保は当然であり、定員規模を考えれば「保育内容の支援」が必要なことも理解でき、施設からも協力が得られやすいが、「代替保育の提供」については、施設側の抵抗感が強く、市としても現実的に困難と感じている。教育・保育施設では、保育者確保に苦勞しながら基準に違反しないよう運営しており、中には待機児童対策のため弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もある。そのような状況で、教育・保育施設が他事業所の児童の受入れや代替職員への派遣を行うことは困難であり、代替保育中の事故に係る責任の所在等についても懸念がある。現在は、平成31年度末までの経過措置期間内であるため、可能な内容から連携するよう市から施設へ依頼しているが、「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携3要件全てを満たす連携施設の確保が必要であるため、「代替保育の提供」がなければ地域型保育給付費が減算されてしまう。また、このまま「代替保育の提供」の連携施設を確保できなければ、経過措置期間経過後は、地域型保育事業の認可の取消しに繋がりがかねない。①地域型保育事業所(家庭的保育事業所を除く)による代替保育の提供を可能とする。②一時預かり事業(幼稚園型除く)、ファミリー・サポートセンター等の活用を可能とする。などの方策を担保したうえで、「代替保育の提供」について任意項目化できないか。	内閣府、厚生労働省	練馬区、逗子市、知多市、京都市、徳島県、宇美町、大村市	<p>○代替保育の提供が必要となる事業は、地域型保育事業施設側の突発的な事故や事件、感染症等による複数の欠勤によるものが想定される。</p> <p>「代替保育の提供」としては、①地域型保育事業施設に連携施設から代替職員を派遣してもらうケースまたは②連携施設に児童の受入れを依頼するケースのいずれかとなる。</p> <p>①については、家庭的保育事業における代替保育の提供は現実的に極めて困難であると考えられる。家庭的保育事業の保育室(自宅)で代替保育を提供する場合は、他者(=代替職員)が自宅等に入り保育をすることになるため、家庭的保育者およびその同居者の抵抗感が非常に強いことが想定される。</p> <p>②連携施設に受け入れを依頼する場合は、越谷市の支障事例にあるとおり、連携施設において面積基準を満たせなくなることが考えられる。突発的な事業による場合は、給食の提供および午睡の寝具など、連携施設にて円滑に保育を実施する体制を整えることが難しい。一義的には、制度上の「代替保育の提供」は、児童および保護者への負担もあることから、予定により保育が提供できない場合については、あらかじめ当該事業者内で保育体制を整える運営責任があると考える。人材確保が困難な状況の中、突発的な事業に対して全ての連携施設が即応できるゆとりはないため、複数施設との連携は必須である。このため、「代替保育の提供」に限っては、連携施設の範囲を拡大し、小規模保育事業、事業所内保育事業および自治体の設けた一定の基準を満たす認可外保育施設(東京都認証保育所)も対象に含めるのが妥当と考えられる。</p> <p>○本県内の地域型保育事業においても同様であり、「卒園後の受け皿」としては一定の理解・協力を得ることは可能であるが、「代替保育の提供」については、保育士不足の中で協力を得られる連携施設の確保は困難である。</p> <p>○本市において、保育士の確保が難しい状況にあることや、弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もあるため、教育・保育施設が他事業所の児童の受入れや代替職員への派遣を行うことは非常に困難である。</p> <p>○本市においても、公立施設が地域型保育事業の連携施設となる場合、「代替保育の提供」については、現実的に困難と感じている。家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする意見に賛同する。</p> <p>○待機児童対策のため弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もあり、教育・保育施設が他施設へ代替職員の派遣を行うことは困難。</p> <p>○当市において、子ども子育て支援計画の中、保育必要量の確保について小規模保育事業の設置を促進し対応していくとしている。今年度すでに3園開所しており、現在も開園についての相談を受けているが、連携施設の確保が一つの課題となっている。現在経過措置があるため、当市では小規模保育事業の卒園後の受け皿の設定ができれば認可しているのが実情である。全国的に保育士、幼稚園教諭の確保が困難な状況の中、代替保育の提供を求めることは現実的ではないと考えられる。「代替保育の提供」を任意項目とすることで、小規模保育事業開設の促進ができる。</p> <p>○代替保育の提供については、「職員を回す余裕がない」「事故が発生した場合の対応に不安」等の理由により、施設側の抵抗感が強い。一時保育実施園に対しては、「可能な範囲での受入れでも可」との指針を示し、連携施設となってももらえるよう要請しているところであるが、仮に連携協定の締結に至った場合であっても、実質的に機能していない。</p> <p>○当市においても、地域型保育事業所の「卒園後の受け皿」「保育内容の支援」「代替保育の提供」につき、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務については、現実的には対応が困難であり、経過措置期間後、認可取消しに繋がりがかねない問題と認識している。特に「代替保育の提供」については、同様な理由で非常に対応が難しいと思われる。経過措置期間内の現状においても、給付費の減算を行っており、全国的な状況調査を行った上で、「連携3要件」については、見直しを行っていただきたい。</p> <p>○認可に係る協議の際、連携施設の設定において、保育士不足であるため、「代替保育の提供」について連携先から難色を示される事例があった。また、連携施設が幼稚園の場合、保育士は配置されていないため、「代替保育の提供」は無理があると思われる。これらのことから任意項目とすることに賛同する。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府、厚生労働省】</p> <p>○ 家庭的保育事業等は0歳児から2歳児までの保育を担う事業であり、当該事業における連携施設の設置は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会を提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。</p> <p>○ このため、平成31年度までの5年間の間、一定の条件を満たす場合には連携施設の確保をしないことができる経過措置を設けつつ、「代替保育の提供」等の連携協力が確保されていない場合には、地域型保育給付費を減算することとしている。</p> <p>○ 「代替保育の提供」等が家庭的保育事業等を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要なものであることに鑑みると、本件提案は対応が困難である。</p>	<p>○ 第1次回答では、「代替保育の提供」だけでなく「卒園後の受け皿」と「保育内容の支援」にも言及され、その重要性を踏まえ対応困難と回答いただいたが、本市の提案は「代替保育の提供」に係る事項であり、「卒園後の受け皿」と「保育内容の支援」については本市もその重要性を十分認識している。「代替保育の提供」の任意項目化に特化した回答をいただきたい。特に、対応策として以下の提案をしているが、その点も検討いただきたい。</p> <p>・教育・保育施設以外での事業(小規模保育事業、一時預かり事業等)による代替保育の提供を認める。</p> <p>・同一法人・系列法人内での人員調整による対応が可能なことや、地域型保育事業所で確保した保育者により対応可能なことが確認された場合には、代替保育の提供に関する連携施設確保は不要であること及び連携施設に関する減算もしないことを明確にし、明文化する。</p> <p>○ 本市では、対応策として、教育・保育施設以外での事業による代替保育の提供を提案しているが、それは、職員配置や面積の基準の遵守、普段保育していない児童を預かるリスクという点で、教育・保育施設とそれ以外の事業で差はないとの考えからである。対応困難と回答いただいたが、代替保育の提供者を教育・保育施設に限るのなら、その理由を御教示いただきたい。また、市内幼稚園からは、幼稚園は3歳以降の教育を担う機関で0・1歳児保育の実績がなく、代替保育の提供には不安があり連携できないとの意見もある。一方、小規模保育事業は0・1・2歳児に特化しており、一時預かり事業も0・1・2歳児に対応している。その点も踏まえ、代替保育の提供者を教育・保育施設に限る理由をお示しいただきたい。</p>	<p>【練馬区】</p> <p>○ 制度上求められている連携施設の役割には、保育連携、代替保育、受け皿確保があるが、これらを一つの施設で設定することは不可能である。本区では、地域型保育事業と認可保育所等との数的・位置的なバランスから、おのずと連携項目別に連携施設を設定、あるいは、受け皿のみで複数施設と連携するなど、複雑で負担が大きくなる仕組みとなっている。</p> <p>○ 保育連携や代替保育は、地域型保育施設と連携施設との距離、位置関係および周辺の環境が重要であり、受け皿にあっては受入れ定員枠の確保が最大の課題である。</p> <p>○ これらの課題がある一方、待機児童解消に向け、地域ごとの保育需要に対応した地域型保育施設の整備を、当面の間進めていかなければならない状況である。このような自治体においては、利用調整もしており、受け皿の確保と利用調整を円滑に実施する仕組みも必要となる。これらのことから、経過措置期間内に全ての連携項目における設定を成し遂げることは、極めて困難である。</p> <p>○ 制度上、代替保育等の必要性は理解しているため、その円滑な設定の支援となるよう、制度の見直しを求める。連携施設は、家庭的保育事業者等が確保しなければならないとされているが、待機児童が生じ、行政が保育の利用調整を行っている現状では現実的に困難である。実際には、行政が制度の説明からスキームの設定、事業者間の調整、利用調整事務の再構築など、大きく関与し支援を行わなければならない状況である。</p> <p>①連携施設の対象範囲の拡大 ②待機児童解消と合わせて取り組むことを鑑みた経過措置期間の弾力的な運用 ③連携を受入れる保育所、認定こども園、幼稚園について、「連携を求められた場合は、最大限の協力をもって応じるように努める」など役割を明文化する等の方策をもって制度を見直していただきたい。</p> <p>【逗子市】</p> <p>○ 代替保育の提供については、現実的に機能させることの困難性がある。対象児童の性格や特性、アレルギーの有無等実際の保育は、国家資格を所持していても慣れない者が、急に入って対応できるものではないと認識している。連携施設側で受け入れることについても、当日勤務可能な保育士と保育室の面積基準で、最低基準を満たせる保障は無い。また、卒後の受け皿についても、利用調整基準に基づく調整を行うことが前提で有る中で、1対1の連携協定で卒園児全員を受けることは、事実上不可能に近いものと理解している。当市の家庭的保育事業においても、非常勤職員を複数雇用し、急な職員の休暇に対応可能な体制を取る等、リスク管理を行っており、運営手法により対応可能と認識している。については、「代替保育の提供」及び「卒後の受け皿」については任意項目とすべきと考える。</p> <p>○ 現行制度で運用する場合、「卒後の受け皿」については市内全ての認可保育所と連携協定を締結する必要があるものと考えており、責任の所在を伴う制度としての意義を持ちえないと考える。</p> <p>○ 特に、「代替保育の提供」の連携施設がないことをもって、「連携施設加算」の全額を減額する対応は行わないでいただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>○ 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>○ 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>○ 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
74	愛媛県 【共同提案】 広島県、松山市、八幡浜市、愛南町	地方創生推進交付金活用事業について、4月1日からの事業着手が可能となる作業体制の構築	地方創生推進交付金について、地方の創意工夫が生かされるよう、以下の措置を求める。 ・4月1日からの事業着手が可能となるよう交付決定を前倒しする。 ・申請様式を早期に示したうえで、国と地方公共団体間での相談機会や説明の機会を十分に設ける。	・地方創生推進交付金の対象事業について、新規事業や増額変更を伴う継続事業は、交付決定が5月下旬であることが原因で年度当初から事業実施ができない。 ・特に、プロフェッショナル人材戦略拠点事業については、実質的には継続事業であるにもかかわらず、4月1日の交付決定が認められなかったため、交付決定前の財源について県費対応せざるを得ない状況となった。 ・申請様式が地方公共団体に示されたのが事前相談期限の数日前であり、庁内での検討に必要な時間が確保できなかったことや開催する予定とされていたブロック別個別相談会が実施されなかったことから、地方の考えや熱意を国に十分に伝えることができなかった。	内閣府	北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、福島県、郡山市、茨城県、ひたちなか市、群馬県、埼玉県、八王子市、神奈川県、新潟県、新潟市、三条市、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、富土市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、滋賀県、城陽市、大阪府、島根県、山口県、高松市、福岡県、五島市、熊本市、宮崎県、延岡市、鹿児島県、鹿児島市	○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。 ○本県においても、平成29年度継続事業に係る変更申請について、5月末の交付決定まで増額分等の事業着手が認められず、4月当初から着手する必要のある事業については、一般財源で対応せざるを得なくなり、執行手続きも大変複雑になっているため、同様の措置を講じられたい。 ○【支障事例】 ・新規分及び変更を伴う継続分については、交付決定日が5月31日だったため、事業を年度当初から着手するにあたり、対象事業費の約3割が交付金を活用できず、県費対応で着手することとなった ・特に、プロフェッショナル人材事業については、年度当初から着手するにあたり、対象事業費の約9割が交付金を活用できず、県費対応で着手することとなった ○平成28年度については、交付決定が8月下旬であったため、その間事業を実施することが出来なかった。平成29年度については、事業内容及び事業費の軽微な変更についても認定手続きが必要となり、交付決定が5月下旬となったことから、委託を分割するなど事業実施にあたって負担が生じた。また、手続き面では事業内容の変更の有無それぞれに対応する必要があったほか、スケジュール及び様式等についても示されるのが遅く、短期間での準備を余儀なくされるなど、事務作業の面において負担となった。 ○29年度地方創生推進交付金の新規事業について、事業着手が5月末以降であったことから、年度当初から実施せざるを得ない事業については、交付金を想定して当初予算に計上した事業であっても、取り組みそのものを、交付金対象事業から外すこととなった。 ○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。 ・また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で変則的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。
75	愛媛県 【共同提案】 広島県	補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和	地域グリーンニューディール基金事業に係る補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和	・県の補助金を活用して省エネ設備を導入した事業者(ホテル事業)が、その後、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により義務付けられた耐震診断を受診した結果、耐震性がぜい弱であり、補強箇所が多数にのぼることが判明したため、やむを得ず建築物の建替えを決定した。 ・県の補助金は国の補助金を原資にしていること、また、導入した設備は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過していないことから、その一部について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び環境省の財産処分承認基準に準じて、譲渡、廃棄等の財産処分、補助金返還を行わなければならない事例が発生した。 ・本県では、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、民間建築物の所有者に対し、建替えや耐震改修の費用等の補助を実施しているところであるが、今後も国の補助を受けた建築物や設備の財産処分を行わなければならないケースが想定される。	環境省	徳島県、福井市	○グリーンニューディール基金には、対象施設が地域の避難所であることという要件があるため、将来的に防災拠点としての役割を担っていく上で、耐震診断による施設の改修等に伴う財産処分は多いに想定される。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>・申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>・事前相談やサテライトオフィスにおけるアウトリーチ支援等、国と地方公共団体の相談機会の創出に努めてまいりたい。</p>	<p>提案趣旨に沿った対応を検討していただいております。確実に実行していただけるようお願いいたします。</p> <p>また、30年度以降のプロフェッショナル人材戦略拠点事業については、継続事業として取り扱い、4月1日付の交付決定をお願いいたします。</p>	<p>【群馬県】</p> <p>平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。</p> <p>【福岡県】</p> <p>平成29年度第2回推進交付金の内示が出る10月中旬頃に、次回申請用として平成30年度分の実施計画様式等を示していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>・地域グリーンニューディール基金(以下「GND基金」という。)事業により取得した財産の処分の制限については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「平成21年度地域環境保全対策費等補助金(地域グリーンニューディール基金)交付要綱」、「地域グリーンニューディール基金事業実施要領」及び「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」(以下これらを「適正化法等」という。)において取扱いが規定されている。</p> <p>・GND基金の運営主体である貴県において、財産処分を含む補助金の執行については適切な対応をお願いしているところであるが、貴県の補助金は国の補助金を原資にしており、GND基金事業により取得した財産の処分は適正化法等に基づき制限されるべきであり、ご提案のような事案についての補助金返還要件の緩和は困難である。</p> <p>・なお、建築物の建替えに伴い、GND基金事業により導入した設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合には、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」第3の2.(1)オ.(イ)に該当するものとして、国庫納付の条件を付さずに財産処分を承認するものとし、補助金の返還は要しないものとする。</p> <p>・環境省としては、引き続き補助金等に係る予算の適正な執行に努めて参りたい。</p> <p>○環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準(抜粋)</p> <p>第3 国庫納付に関する承認の基準</p> <p>2. 地方公共団体以外の者が行う財産処分</p> <p>(1)国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合</p> <p>地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。(イ及びウについては、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。)</p> <p>オ. 次に該当する取壊し等</p> <p>(イ)老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等</p>	<p>建築物の建替えに伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合は、補助金返還不要とのことであるが、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」(以下「承認基準」という。)第3の2.(1)オ.(イ)は、文言上、設備ではなく施設に限定されている。返還不要の根拠を明確にするため、承認基準に設備も対象である旨明記していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
76	伊丹市 【重点11-①】	児童手当における学校給食費の徴収権限の強化	児童手当法第22条第1項の規定による保育所等の保育料に係る児童手当からの特別徴収について、学校給食費等にも適用拡大を求める。また、学校給食費等滞納金についても、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しを求める。	○伊丹市における平成28年度学校給食費は、調定額約5億2千万円中、平成29年5月時点で約250万円が滞納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、伊丹市では市からの電話・文書・訪問催告などの、あらゆる接触手段に回答がなく、また、裁判所からの支払督促にも反応がない上に、財産の所在も不明であるため、強制執行等の手続等も先に進まない受給者に対しては、そもそも特別徴収の同意を得ることが難しい状況にある。 ○学校給食費については私債権として位置づけられていることから、地方税の滞納処分による処分を行うことができない。そのため、債権管理を行うに当たって財産調査や強制徴収を行うことができず、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保について支障が生じている。	内閣府、文部科学省	旭川市、朝霞市、新発田市、大垣市、多治見市、浜松市、愛知県、豊橋市、箕面市、倉吉市、倉敷市、山陽小野田市、大村市、雲仙市、大分県	○当県では、学校と保護者との信頼関係に基づき、きめ細かな給食費の徴収が可能な私会計による給食費の徴収を過半の自治体が行っている一方で、学校給食の公会計化を実施している自治体もある。給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めるべきである。 ○学校給食費の滞納が解消せず、納付者との公平性が確保できていない状態にある。 ○当市における平成28年度学校給食費は、約20億7千万円で、そのうち平成29年3月末時点で約830万円が未納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、申出数としては少なく、未納金の回収において大きな効果が得られていない。 ○当市における平成28年度学校給食費は、調定額約18億円のうち未納金額約300万円である。また、平成28年度の児童手当徴収実績は9名362,570円であり、電話連絡や戸別訪問により接触ができ、申出があった者に限定される。学校給食費は私債権であり、強制徴収権もないため、滞納額の削減が進まず課題となっている。児童手当からの特別徴収の適用拡大は、適正な債権管理の運用及び徴収事務に係る人権費等のコスト削減効果が期待できる。 ○当市においても、提案団体が示す事例のように、給食費の滞納については大きな課題となっている。給食費滞納額については、督促状の送付等により支払いを求めているが悪質な滞納者に対しては効果がなく事務的な負担も大きい。児童手当受給者の申し出による児童手当からの徴収を実施しているが、悪質な滞納者については同意を得ることが難しい状態である。しかし、当市の給食費の取り扱いについては、公会計化は行っており、学校給食費での私会計の取り扱いであるため、提案団体が提案している強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要と考える。 ○学校給食費の滞納者に対して、架電や面談、家庭訪問、督促通知等の様々な手法を用いて滞納対策に当たっているが、一部の滞納者にはどれも効果がなく状況で未納額の解消に苦慮している。児童手当受給者からの申し出なく、特別徴収を認めることで、未納額の抑制や教職員等の負担減、受益者負担の公平性を図ることができるなどの多くの効果が期待できる。 ○学校給食費の未納は保護者間の負担の公平性を著しく欠くばかりか、食材選定の制約や給食の質の低下など給食提供に支障を来すものである。当市の平成28年度分給食費未納額は平成29年5月末時点で約90万円である。(収納率99.87%) 未納対策として、教育委員会からの文書催告や学校職員の面談等による催告を実施している。その際、児童手当法第21条の受給者の申し出による児童手当からの特別徴収の制度を案内しているが、その制度の適用を拒む保護者が結果的に未納者となっている。このような悪質な保護者に対し、学校職員は再三の連絡を取るなど、徴収事務に多大な時間を費やしている現状である。 児童手当からの強制徴収が可能となれば、給食費の未納が解消されるため、学校事務の負担軽減が大いに期待できる。 ○平成28年度学校給食費の滞納額は、単年度で約200万円。電話、文書、訪問催告などの手段で接触をしているが、入金が少ない。 ○当市における平成28年度学校給食費は、調定額約35億3千万円中、平成29年3月時点で、約295万円、過年度分で約300万円が滞納となっており、その縮減は長期に渡る課題である。市から児童手当と学校給食費の振込口座と同一にするように依頼文書を出しているが、同意を得ることが難しい状況にある。本市の場合、学校給食費については公会計と私会計が混在している。特に私会計においては、徴収困難な状況が続いており、学校給食を実施する上で公平性を保つことが難しい状況にある。 ○当市においても、学校給食費の未収金削減は課題となっている。平成28年度の現年度分においては、収納率99.1%と公会計化(市による直接徴収)してからは一番の数字となったが、約1千2百万円の未収金が発生している。市や学校での文書催告にも応じず、支払督促等の法的手続によっても未納の解決が図れない事象は多々あるため、児童手当からの特別徴収が認められることで学校給食を実施する上での公平性の担保や、歳入の確保が図られるとともにコスト削減効果(催告にかかる事務負担、郵便料、法的手続に係る手数料等)も期待できる。しかし、特別徴収については、生活困窮世帯からの徴収が妥当かどうかという判定基準も重要であるように考える。 ○当県においても、特別支援学校において学校給食費の滞納に対応するため、職員が何度も徴収へ出向いた事例がある。 ○当市においても学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定により、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、滞納者に連絡をとり、同意を得ることが困難な状況にある。このため伊丹市が提案されている児童手当法第22条の規定が学校給食費にも適用されることになれば、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できると考える。 ○学校給食費は他の債権とは異なり、滞納を理由として、児童・生徒の給食を停止することが望ましくないため、私会計で運用している現在においては、当該児童・生徒の給食費は他の保護者の負担となっている。現在、適切な時期を見据えて、公会計への移行を検討しているところであるが、保護者間の公平性の観点から学校給食費の未納問題も課題として挙げられており、強制執行等の手続き等を実施する目的も検討理由の一つである。また、学校給食は、児童手当法第1条に掲げる目的(次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること)を実現するための重要な役割を果たしており、上記の問題解決の手段及び法の趣旨から鑑みても受給資格者の申し出なく、強制的に徴収できるよう制度見直しを実施することは望ましいと考える。 ○当市においても給食費の未納が問題となっている。本人からの申し出により特別徴収も行っているが、納付義務者からの反応・行動が無ければ裁判手続きによる強制執行手続きを行わなければならない。しかし、そのためには相当の事務量が必要であり、簡単に実施できるものではない。 ○当市では、給食費未納者が児童手当受給者で、手当の支給方法が口座振り込みである場合、支給方法を現金支給に変更する旨の同意書を徴収し、支給日に担当課に出向き徴収している。しかし、現金支給への変更に応じない者や、訪問しても不在で同意書の徴収が出来ない者については納付に結びつかないため、提案のように児童手当受給者から同意を得なくても手当からの特別徴収が認められれば、当市においても未納額の圧縮につながると考える。 ○当市においても、学校給食費の未納・滞納状況は安全・安心な学校給食の提供を目指す学校給食実施の大きな課題となっている。当市における学校給食費の納入は原則口座引き落としとしているが、未納・滞納状況にある保護者に対しては、再度の引き落とし通知、現金納入の通知、納入に係る来所相談通知、訪問徴収等様々な取組を実施している。しかしながら、長期に渡る滞納状況にありながら納入督促を無視する保護者や市外への転出等を繰り返す所在不明になる者などが多数存在する。このようなことから、提案にあるように、「児童手当」における学校給食費の徴収権限の強化を強く求める。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府、文部科学省】 ○月々に徴収する学校給食費及び学校給食費の滞納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前提として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。 ○現在、学校給食費は私債権であり、また、学校給食費の会計処理の扱いについても、児童生徒が食べる給食の対価と言えることや、学校給食実施の実態が各地域により様々であることなどから、公会計とするか、私会計とするかは、自治体の裁量に委ねているところであり、現在、全自治体の半数以上が私会計である。（H28文部科学省調査では、1,729自治体のうち983自治体（全体の57%）が私会計である。） ○ご提案の事項の実現に向けて、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けるには、学校給食費の会計処理を公会計とする必要があるが、一方で、全体の半数以上の自治体が私会計であり、かつ、提案自治体の中には、私会計の取り扱いであるため、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要という意見もあることから、それら私会計の自治体の実情も踏まえつつ、どのような対応が可能か、検討してまいりたい。</p>	<p>○学校給食は、学校給食法第4条に基づき、全国の公立小学校において99%以上の割合で実施されており、また、すべての児童生徒の健康の増進、体位の向上を図ることを目的とした教育活動の一環（昭和45年2月28日保健体育審議会答申）として位置づけられている。市町村の立場として、すべての児童生徒に給食を提供している中、たとえ学校給食費の滞納が理由であっても、教育現場の実態としては学校給食を停止するということを決して選択し得ない。 ○また、生活保護制度上の教育扶助や就学援助等の支援制度などにより、全ての児童生徒への実施が担保されている一方で、電話催告・訪問催告・支払督促申立にも応じない悪質な学校給食費滞納者は、現行制度では財産調査が不可能なため滞納の解消が困難であり、学校給食費における負担の公平性が担保されていない。 ○従って、学校給食費が公法上の負担義務であるということを明確にすると同時に、学校給食費の公金管理の法的位置づけを明らかにしながら、強制徴収及び児童手当からの特別徴収が可能となる制度改正を早急に検討していただきたい。また、負担義務の明確化に向けた具体的な検討スケジュールを早急に示して頂きたい。</p>	<p>【箕面市】 国が法改正も含めた包括的な徴収制度を構築することにより、等しく給食費の徴収が可能になると考えるので、引き続き児童手当から学校給食費の強制徴収が可能になるよう検討されたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
77	全国市長会 【重点23】	道路運送法21条に基づく実証運行期間の緩和	道路運送法第21条第2号による実証運行実験においては、運行期間が1年以下でなければ許可ができないこととなっているが、地方自治体が地域公共交通の維持・再編を目的として実施する実証運行路線と位置づけられる場合には、運行期間の延長等の柔軟な取扱いを可能とすること。	地方自治体が、道路運送法第21条第2号許可により実証実験を行い間断なく本格運行に移行するためには、本格運行移行のための手続期間等を考慮すると、実証実験の期間中に本格運行のための道路運送法4条に係る許可申請をしなければならず、本格運行の計画の検証のためのデータ収集期間が1年未満となってしまう、実証期間の確保が不十分な場合がある。 例えば、冬期の降雪量が多い地域では、季節によって利用者数や運行状況が大きく異なるなど、年間を通じた検証データの収集が必要となるなか、住民の周知なども別途必要となっている。 21条許可の期限終了までに適切な運行形態が判断できないと、切れ間の無い公共交通の提供に支障をきたし、利用者の利便性が損なわれたり、本格運行への移行後も運行形態の変更が必要となり、変更手続に時間を要することとなるなど行政内の事務負担の増加にもつながる。 【実例】 21条許可によりデマンドタクシーの実証運行を行ってから本格運行へ移行した。降雪地域においては冬期間とそれ以外の期間で利用状況に差が生じるが、本格運行移行のための手続や調整に半年ほど期間を要したため、年度下半期の利用状況の検証を十分に本格運行の計画に反映することができなかった。これにより、本格運行に移行したところ、利用状況の予測と実態に差異が生じ、予算不足や本格運行移行後のダイヤ変更が生じた。	国土交通省	ひたちなか市、伊豆の国市、福知山市、宮崎市	○提案事項のように1年間での実証運行では、検証から本格運行までに時間と労力が要することがあると推測する。本市においては、半年間の実証運行を実施し、半年程度の検証及び準備期間を設けて、本格運行に移行した。道路運送法21条許可は、実証運行を開始すると、実証運行中に変更する手続きが無い場合、運行に支障をきたした。そのため、実証運行を開始すると、地域ニーズに対応した運行ができない状況である。(当初から本格運行実施は、路線廃止のリスクが高いため、敬遠される。)本格運行に向けて、運行実績データ収集や検証、地域公共交通会議での承認等、クリアする障害や事務手続きが多い状況である。実証運行から本格運行に移行する際の切れ目のない公共交通の提供は、住民が望む運行形態であるが、予算承認からの運行事業者決定、免許手続き、住民周知など期間的に困難を有している。 ○コミュニティバス等の導入においては、運行コストや利用者ニーズの把握が重要であり、それらを考慮した運行計画を立てる必要がある。 道路運送法第21条による実証実験運行期間は、運行コストや利用者ニーズを掴む為に重要であり、実証実験運行期間の延長等柔軟な取り扱いが必要だと考える。
78	宮城県	指定都市都道府県調整会議における加えることのできる構成員のうち地方議会からの代表者の選出方法について、地方議会に裁量権の付与	指定都市都道府県調整会議に加えることのできる構成員について、地方自治法第252条の21の2第3項第3号及び第6号の「選挙により」と法定化することではなく、地方議会において選出方法を決定することができるように見直す。	指定都市都道府県調整会議の構成員については、地方自治法に、「～次に掲げる者を構成員として加えることができる」と規定され、構成員の追加に市長と知事の裁量がある。しかし、構成員の選出方法については、「選挙により」と法定化されている。選出方法については、全国一律に法定されるのではなく、それぞれの議会の判断に任せることが地方分権の本旨に沿うものである。また、本件については、広域連合の議会の議員の選出方法と同じであるが、当該調整会議は二重行政の解消等を目的とした場であり、その合意事項は法的拘束力が及ばないものであるため、こうした会議の構成員を議会から選出する際に、広域連合同様の選出方法を法定化することは、手続きとして過大である。本県では議長を構成員に選出している。諸事情により議長が辞任し、併せて当該会議の構成員を辞任した場合なども、その度に「選挙により」選出することが必要となり、議会の負担が増える。さらに、議会でのそのような判断にも関わらず、議長を辞任した場合でも、当該構成員からの辞意がない限り、構成員として調整会議に参加することになり、選出の趣旨から考えて望ましくない事態を招くこともあり得る。また、調整会議の開催前に急遽構成員を辞めた場合に、構成員をすぐに選出できず、調整会議を開催できないことも考えられる。	総務省	-	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>乗合旅客の運送については、本来、道路運送法(以下「法」という。)第4条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて行うべきものであるところ、法第21条の規定は、突発的に発生する需要等に可及的速やかな対応を図ることを目的として一般貸切及び一般乗用旅客自動車運送事業者が乗合を行うことを例外的に認めることをその趣旨とするものである。このため、その許可の期限も原則として1年以下とすることとしているところ(「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて」(平成26年国自旅第433号 自動車局長通知))。</p> <p>御指摘のような実証実験については、その確実な成果を得ることを目的として実験開始後の計画変更又はデータの収集不足等を理由に21条許可の再申請がなされた場合には、上記の通知に基づき再度許可を行うことを明確化し、周知を図ることとする。</p>	<p>実証実験について、データの収集不足等を理由に21条許可の再申請を行った場合、再度許可を実施することについては、地方運輸局、運輸支局で確実に実施されるよう周知徹底するとともに、その旨を実証実験の主体である地方公共団体に対し、周知することを求める。</p> <p>第1次回答では「本来4条許可を受けて行うべきであるところ、21条許可は例外的に認めるものであり、期間を1年以下としている」旨を回答しているが、例外的であると1年以下しか許可しない理由が明確でない。1年間という数字に明確な根拠がないのであれば、当初から1年以上の実証実験を行う計画である場合、1年間という原則に囚われず、地域の実情に合わせて21条許可の期間を設定できるようにする等、地域公共交通の現場のニーズに即した対応を行うべきである。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>指定都市都道府県調整会議については、いわゆる二重行政の解消を図るため事務の執行に関する調整を行う場であることから、地方自治法第252条の21の2第2項においては、事務を執行する責任があり統括代表権や予算編成権を有している指定都市の市長と都道府県の知事を最低限必要な構成員として位置付けている。</p> <p>さらに、協議の対象となった事務が各団体においてスムーズに執行されるよう、団体意思を決定し事務を監視する権能を有する議会が調整の場に関わることが望ましい場面も考えられる。調整会議において議員を構成員とする場合、調整会議において協議を行う都度、調整相手となる団体と適切な調整を行うにふさわしい者を「議会の代表者」として適正な手続きによって選出する必要がある。</p> <p>したがって、調整会議の構成員の選出方法について、同法第118条の規定によらず、一律に地方議会の裁量に委ねることとする貴県の提案は、当該構成員が「議会の代表者」であることの適正性を担保する選出方法とは必ずしも言うことのできないものであることから、適当ではない。</p> <p>なお、同条第2項において、より簡便な手法として指名推薦も認めているところであり、構成員を早急に選出する必要がある場合であっても十分対応可能であると考えられる。</p>	<p>地方議会の代表者の選出方法を地方議会の裁量に委ね、その結果、選出された議会の代表者が適正性を欠くことになるとする論拠が明確ではありませんが、会議規則によりこれまで行われてきた地方議会の決定の正当性をも否定しかねない意見であると考える。</p> <p>当県としては、議員からの選出方法について、法により全国一律に選出方法を規定しなければならない必然性はなく、法によらず、地方議会が地域の実情に合った方法を自ら選択し、選出することができるようにすることこそが、地方分権の趣旨に沿ったものと考えている。</p> <p>なお、地方自治法第118条第2項による簡便な対応についても意見があったところであるが、当県は、上述の趣旨から、議員の選出方法について地方議会が自ら決定できるようにすることを提案しており、選出方法の簡便化を求めているものではない。当県が想定している具体的な規定は、例えば、地方自治法第110条第13項と同様に、会議規則に委任し、地方議会が定める方法により、代表者を選出できるようにすべきであるということである。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
79	宮城県、山形県、広島県 【重点16-①】	介護支援専門員の登録削除における都道府県知事の裁量権の付与	介護保険法第69条の39第3項第3号による介護支援専門員の登録削除における都道府県知事の裁量権の付与(「削除しなければならぬ」→「削除することができる」又は同法第69条の39第3項第3号の規定を第69条の39第2項に移す)	本県において近年、介護保険法第69条の39第3号の規定により介護支援専門員の登録削除が3件発生したが、いずれも更新手続きを失念し、介護支援専門員証が失効した状態で業務を行ってしまったことによるものである。 現在の規定では、酌量の余地なく削除するという非常に厳しい処分となっているが、介護支援専門員は、利用者個人との信頼関係のもと、生活状況や身体状況を把握しケアプランを作成する専門職であるため、削除となると事業者及び利用者の負担が大きい。	厚生労働省	岩手県、神奈川県、大阪府	○同様の支障事例は本県でも発生しうる。発生した場合、介護支援専門員の過失の程度に対して処分の程度が著しく重く、均衡のとれた対応に苦慮すると思料。 ○登録削除に関する法規定を認識していなかったことは介護支援専門員として明らかに自覚不足ではあるが、失効から1ヶ月以内に施設を通して申し出があったケースもあり、一律に削除とするには事業者及び利用者への負担が大きい。
80	宮城県、山形県、広島県 【重点16-②】	介護支援専門員の登録の欠格期間の緩和	介護保険法第69条の2第1項第6号及び第7号による介護支援専門員の登録の欠格期間を(社会福祉士の欠格期間と同様に5年→2年)に緩和する。	処分後の欠格期間が5年と、社会福祉士等の欠格期間2年と比較して長期であり、処分対象者が復職するためのハードルが高くなっている。 介護支援専門員が勤務する居宅介護支援事業所等は小規模事業所が多いため、欠格期間が長期であると処分対象者の雇用維持が困難となる。また、事業者及び利用者にとっても、新たな人材を確保し信頼関係を再構築するのは大きな負担となっている。	厚生労働省	岩手県、川崎市	○介護支援専門員の欠格期間を他資格に比べて長期とする合理的理由がなく、実質的な復職の機会を過度に制限することは、本人及び介護サービス利用者の利益を損なうことになる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○介護支援専門員は、利用者の心身の状況を勘案して利用するサービスの内容等を定めたケアプランを作成するが、ケアプランの内容が不適切な場合、利用者の心身の状況に合わないサービスが提供され、その状況が悪化するおそれがある。そのため、現行制度においては、定期的に必要な知識・技術を身につける研修の受講を義務付ける資格の更新制を導入しており、本条は更新研修の設定を担保するもの。</p> <p>○今回の提案は、更新研修の未受講や更新手続きの失念、また、更新研修を受講しない介護支援専門員によるケアプランの作成、利用者へのサービス提供を助長しうるものである。</p> <p>○ご指摘のような事態が生じないよう、更新研修の受講及び更新手続きの案内等の徹底をお願いしたい。</p>	<p>○介護支援専門員に定期的に必要な知識・技術を身につける研修の受講を義務付ける資格更新制の意義、重要性は理解しているが、本条を「登録を削除することができる」とする場合には、適用対象を、研修を修了したにもかかわらず手続きを失念していた場合などに限定することにより、「更新研修の設定」を十分担保できると考える。また、同じく登録の削除を定めた第2項においても、介護支援専門員の義務(名義貸し禁止、信用失墜行為禁止、秘密保持等)の遵守については、「登録を削除することができる」規定により担保されている。</p> <p>○本条が「登録を削除することができる」に改正され、都道府県知事に裁量権が付与されたとしても、削除の可能性は残されており、現行制度における介護支援専門員の義務等(名義貸し禁止、信用失墜行為禁止、秘密保持等)の遵守と同様の抑止効果が確保されるものと認識している。このことから、本提案によって「更新研修の未受講や更新手続きの失念、また更新研修を受講しない介護支援専門員によるケアプランの作成、利用者へのサービス提供を助長する」ことにはならないと考える。</p> <p>○提案と平行して、本県では証の更新忘れ防止のため、①年度当初の介護保険事業所への研修受講案内通知、②更新研修の講義の中での周知徹底、③複雑な研修体系の中各自が受講履歴を管理できるよう、研修受講者等に「研修受講履歴等管理票(本県独自様式)」を配付し活用を推奨するなどしている。それにもかかわらず更新手続き忘れを完全に防止できないのが現状であるが、今後も、更新研修の受講及び更新手続きの案内等の徹底を図ってまいりたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>○介護保険制度では、要介護者等に対して、その心身の状況や置かれた環境等に即しつつ、心身の状態や個々の課題(ニーズ)等を十分把握した上でケアプランが作成され、それに基づき適切な介護サービスが提供されるようにするケアマネジメントの仕組みが導入されており、そのケアマネジメント業務において中心的役割を果たす介護支援専門員は、介護保険制度上、極めて重要な役割を担っている。</p> <p>○また、介護支援専門員は、要介護者等に身近に接するとともに、介護保険サービスの調整や給付管理、他のサービス事業所の請求事務にも関わっていることから、不正請求等の不正行為を起さないよう、高い倫理観並びに法令遵守が特に求められる。</p> <p>○そのため、介護支援専門員の資格取得にあたっては、社会福祉士や介護福祉士等の法定資格に基づく業務等に通算して5年以上従事することを試験の受験要件としており、また、不正行為等により登録が削除された後の欠格期間を社会福祉士や介護福祉士等の欠格期間より長く設定している。</p> <p>○このような仕組みが、介護支援専門員や介護保険制度全体に対する信頼感の維持に寄与しているところであり、今回の提案のように、介護支援専門員の欠格期間を短縮することは、介護支援専門員による不正行為を抑止する効果や介護支援専門員等に対する信頼感の低下につながるものであり、慎重な検討が必要である。</p>	<p>○ケアマネジメント業務において中心的役割を果たす介護支援専門員は、介護保険制度上、極めて重要な役割を担っており、高い倫理観並びに法令遵守が求められる。</p> <p>○そのため、登録削除処分を受けた場合に一定の欠格期間を設けることは、不正行為の抑止効果や、信頼感の維持に必要なことと認識しているが、5年間という欠格期間は、国家資格である社会福祉士や介護福祉士の2年間と比べ非常に厳しいものとなっている。</p> <p>○国家資格である社会福祉士や介護福祉士の倫理観の保持や法令遵守等不正行為の抑止が2年間の欠格期間で担保できるのであれば、公的資格に属する介護支援専門員についても十分担保できるものと考えられる。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
81	宮城県、三重県、広島県	同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準の見直し	常時在宅での介護を要する障害者が在宅での就労支援サービスを利用中に重度訪問介護等を利用できるようにすることを求める。	常時在宅での介護を要する障害者が、在宅で就労支援サービスを利用する場合、その利用時間中に重度訪問介護等訪問系サービスを利用したときには、訪問系サービス事業者は通知(平成18年10月31日障発1031001号)により報酬を請求することができない。そのため、常時在宅での介護を要する障害者は就労系サービスと訪問系サービスのどちらかを選択することとなり、就労支援サービスの利用を断念せざるを得ない	厚生労働省	-	-
82	宮城県	強い農業づくり交付金等における配分額の算出方法の明示	強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地パワーアップ事業について、交付金を配分した後に、当該配分額の算出方法を明示する。	強い農業づくり交付金等について交付決定された額が、当県において、既に示されている算定基準に基づいて算定した額より少なかったため、東北農政局に確認したが、具体的な算出根拠は示されなかった。県としては、配分された額の算出根拠が分からないため、各事業者に対する助成金の配分の基準の作成及び減額される事業者に対する説明に大変苦慮することとなった。そこで、農林水産省に照会したところ、明示されていない条件により算定していることが判明した。交付金額の多寡は事業を大きく左右するため、減額する率の算定方法等について明示される必要がある。《明示されていない条件の例》 評価結果の配分額への反映について、達成率の平均値を算出する際には、100%を超える達成率の場合には、100%にすること等。	農林水産省	福島県、石川県、京都府、宇和島市、沖縄県	○強い農業づくり交付金においては配分額だけが示され、その算定過程は示されない。交付決定時に、配分額と算定過程が併せて明示されていれば、減額配分となった場合、事業実施主体や地元市町村に対して理由を示したうえで説明を行うことが容易であると考え。 ○強い農業づくり交付金について、評価結果の配分額への反映に関する算定根拠が明らかにされていないため、割当額が推測していた減額率以上で配分があり、また、ペナルティは配分する事業実施主体に起因するものではなかったことから、その後の配分作業や減額等の説明に苦慮することとなった。評価結果の反映の算定基準を明らかにしていただくことで、配分作業や減額等の説明が効率的に行うことができる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>通所困難な障害者が就労支援サービスと同じ時間帯に、生活支援に関する訪問系サービスを利用することは、自立支援給付の二重給付になるため、認められていない。</p> <p>なお、就労支援サービスを障害のある方に提供する場合は、在宅・通所の利用にかかわらず、就労支援サービス事業者が就労の機会や生産活動の機会のほか、その他必要な支援も行うこととなっている。</p> <p>就労系障害福祉サービスにおいては、これまで一定の要件の下、通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対して支援した場合に、報酬の対象として認めることとしているところであり、こうした取組により在宅就労を推進したところであるが、更に促進するためにどのような対応が可能であるか、障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論を踏まえ検討したい。</p>	<p>現在、就労支援サービス事業所において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するにあたり、一定の要件を満たす場合に限り、報酬の算定が可能となっているが、これは在宅における就労支援サービスを認めるものであって、就労支援サービス利用時間中に生活支援に関する訪問系サービスを利用することは認められていない。</p> <p>常時在宅での介護を要する障害者の在宅就労を推進するためには、障害者が在宅で普段と変わらない状態で安心して就労支援サービスを利用できるようにすることが重要であり、そのために在宅での就労支援サービスを利用する時間中の訪問系サービスの利用が必要である。</p> <p>提案内容の実現に向けて、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、関係団体等へのヒアリング等を踏まえ、前向きに検討していただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>強い農業づくり交付金等の予算配分に当たっては、施設導入による成果目標を事業実施主体が自ら設定し、その内容をポイント化してポイントの高い順に配分する仕組みとなっている。また、同時に、達成困難な成果目標を設定して予算配分を受けることなどを防止する観点から、成果目標の達成度を予算配分に反映しているところである。</p> <p>評価結果の配分額への反映については、「強い農業づくり交付金の配分基準について(16生産第8451号)」に基づき、都道府県知事から報告のあった成果目標の達成度の過去5ヶ年の平均値を算出し、その達成度の区分に応じた乗率を都道府県からの交付要望額に乗じて得た額を配分することとしている。</p> <p>予算配分に用いる成果目標の達成度及び乗率については、都道府県の各年度の達成度から算出可能であることに加え、乗率は2の通知で公表していることから、従来より必要に応じて情報提供しているところであるが、今後は、都道府県向け割当内示の通知と併せてお知らせすることとしたい。</p>	<p>割当内示時に乗率をお知らせするとの回答だが、当方の要望は、国の基準「強い農業づくり交付金の配分基準について」の記載からは読み取れない算定基準(100%以上は100とし、0%未満は0とする)を明示していただきたいというもの。</p> <p>割当内示の通知と併せてお知らせいただくとともに、これらの算定ルールも含めて、割当額となった根拠をお示し頂きたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
83	宮城県	強い農業づくり交付金等における前々年度の不用額の配分額への反映に係る不用額の算出から入札請差の除外	強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地パワーアップ事業について、前々年度の不用額の算出に入札請差が含まれるが、不用額の算出に当たっては、入札請差を除外する。	強い農業づくり交付金等においては、工事の請負契約等は原則一般競争入札に付すものとされており、一般競争入札の結果生じた請差は変更交付申請により国庫に返還しているにも関わらず、前々年度の不用額の配分への反映に係る不用額に入札請差が含まれている。一般競争入札により事業費の削減を図っているにも関わらず、後々のペナルティとなって配分額が減額されるという非合理的な取扱いであるため、事業主体からの指摘が多くなされており本県としては、説明に大変苦慮している。	農林水産省	福島県、栃木県、石川県、京都府、奈良県、宇和島市、佐賀県	<p>○入札によって生じた差額が、翌々年度のペナルティとなって配分額の減額に反映されてしまうことは、事業実施主体の事業費削減の努力に対して非合理的な取扱いであり、本県もこれにより減額配分を受けたことがある。</p> <p>○当県においても、一般競争入札により事業費の削減を図っているところであるが、一般競争入札の結果生じた請差のため、ペナルティとして配分額が減額されている。</p> <p>○現ペナルティ規定によって、農業経営の効率化が図られているとはあまり思えない。なお、当該交付金事業については、手続きが煩雑であることから、事業の継続を断念する事例が現実的には多い。</p> <p>○強い農業づくり交付金等については、要望時から適正な要望額になるよう事業実施主体に対し指導を行っているところであり、結果として入札残が生じた場合、多くの不用額を出した事業実施主体に対するペナルティではないこともあり、配分作業や減額等の説明の際に理解が得にくい。</p> <p>ペナルティ規定の合理化により、配分作業や減額等の説明が効率的に行うことができる。農畜産物輸出拡大施設整備事業費の配分額において「前々年度の不用額の配分額への反映」の規定により、入札請差が含まれている不用額を基に計算されたペナルティにより減額された。一般競争入札により事業費の削減を行い、変更交付申請の事務手続を行っているにもかかわらず、後々のペナルティとなって配分額が減額されることは、非合理である。不用額の算出には、入札請差を除外することを求める。</p> <p>○一般競争入札により事業費の削減を図っているにも関わらず、後々のペナルティとなって配分額が減額されるという非合理的な取扱いであるため、不用額の算出に当たっては、入札請差を除外していただきたい。</p>
84	宮城県	農林水産省が所管する補助金等の申請手続きの早期開始について	交付額の内示後に行っている事業計画の事前協議等を内示前にも行えるようにしていただきたい。	強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業(のうち整備事業)、東日本大震災農業生産対策交付金等農林水産省所管の補助金等については、国から県への割当内示後45日以内に国に対し交付申請を行わなければならないが、割当内示から交付申請までの間に国との事前協議や計画申請・承認手続きなど限られた時間で煩雑な事務を行う必要がある。強い農業づくり交付金を例に示すと、割当て内示後1、 ①実施計画の事前協議(実施主体、市町村、県、農政局)2週間程度 ②事業計画の妥当性等協議(県、農政局)1週間程度 ③計画承認・内示(実施主体、市町村、県) ④交付申請(実施主体、市町村、県、農政局) ※①と②の手続き終了後に公文書による手続きである③と④の事務を行っている。 しかし、現行の制度では、それらの事務を45日(土日祝日を含む)以内で実施しなければならず、短期間で事務量が膨大となっている。また、申請者から国に関係書類が提出されるまでに市町村及び都道府県を経由することになり、事務スケジュールが例年厳しいものとなっている。 申請期間内に速やかに事務処理を完了させられるよう、事前協議等を内示前にも可能となるようにしていただきたい。	農林水産省	福島県、栃木県、滋賀県、宇和島市、熊本市	<p>○配分額が減額となった場合には、事業実施主体や地元市町村と再協議を行い、事業実施の可否や事業内容について再度調整を行う必要があるため、交付申請までの期間については、弾力的な対応が望ましい。</p> <p>○本市においても強い農業づくり交付金に取組んでいるが、国から県への割当内示後45日以内(土日祝日を含む)に計画承認申請や交付申請、さらに事業主体においては一般競争入札の公告や入札等を実施しなければならず、短期間に膨大な事務量となっていることから、45日間については少なくとも「土日祝日を含まない期間」となるよう県を通じ要望しているところ。</p> <p>○割当内示後45日以内の交付申請手続については、毎年限られた日数の中で多くの作業を行わなければならない、厳しいスケジュールとなっている。計画の事前協議を内示前に行うことが可能となれば、各機関における事務手続の効率化や事業実施の円滑化につながる。</p> <p>○当市においても、予算計上時期に関して、提案団体における支障事例と同様に、財政部局との折衝に苦慮しているところである。また、事業の実施に当たっては、事業計画認可、予算措置・執行、現実の作業を踏まえたスケジュールの整合性ばかりに気を取られている状況にあり、手続きに係るスケジュールの見直し、手続きの簡略化について検討をお願いしたい。</p> <p>○強い農業づくり交付金および産地パワーアップ事業(整備事業)に関して、本県も宮城県と同様、事前協議等に日数を要している。については、「補助金額の配分(内報)」→「妥当性協議」→「内示」→「交付申請」という形の事務手続きに変更していただきたい。</p> <p>○提案県と同様の状況である。事業、年度により差はあるが、特に事業件数が多い場合は、事務スケジュールが厳しい状況となっている。</p> <p>○平成29年度事業において、同一市町村、同一事業主体からの2事業の計画申請が上がり、事業主体等が地元調整に時間を要したため、定められた期間内に近畿農政局との事業計画の妥当性の協議を終えることができず、近畿農政局に交付申請の遅延届けを提出せざるをえなかった。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>不用額を可能な限り減らし、限られた予算を有効利用する観点から、これまで各都道府県の不用額を予算配分に反映している。その際、入札請差などの不用額は、予め見込むことが困難な場合も多いことから、例年、秋頃に各都道府県において、活用予定のない不用額の調査を行い、国に返還いただいた上で、活用予定のある都道府県に再配分するなど、国全体としての有効活用を図っており、この際の返還された額については、不用額の算定対象としていない。</p> <p>一律に不用額の算出に当たって入札請差を除外することは、過大な交付金要求を助長するおそれがあるため、困難である。</p>	<p>10月末までに発生した請差については不用額から除くとのことであるが、そもそも入札により請差が発生することは事業実施主体の責によるものではないことから、不用額に含まれることは公平性の観点から合理性を欠くと考える。</p> <p>なお、不用額調査を秋頃に行うことだが基準等には特に定められておらず、H28年度強い農業づくり交付金においては、「10月末までに入札を行うこと」という事務連絡が直前のH28.10.28付けで出されただけだった。</p> <p>不用額によるペナルティは事業実施主体の負担が増えることに繋がる重要なことなので、期限ぎりぎりの事務連絡という方法ではなく、国の基準に定める等明確化すべきであるとともに、秋頃の不用額調査については、入札不調により10月末までに契約を終えられない場合も多いことから、冬頃に調査することとする又は現状よりも早期に入札が終えられるように、当該年度の予算成立後に速やかに割当内示を提示するなどの運用改善をお願いしたい。</p>	<p>【奈良県】</p> <p>農作業や施設の利用計画等の都合により秋頃の不用額調査以降の入札になれば、これらの場合の入札減については不用額の算定対象となり、後々のペナルティとなって配分額が減額されることになる。</p> <p>したがって、単年度予算主義と交付金の有効活用は理解できるが、配分額の減額を見越した交付金要求を助長する恐れもあるため、無駄な予算支出を抑制するためにも、不用額の算出に当たって入札請差を除外する必要があると考える。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>原則、割当内示を受けて採択が決まった事業について、妥当性協議を行っているところ。</p> <p>一方で、着工時期を急ぐ等の特段の理由がある場合は、割当内示前に協議を行うことも可能なため、個別に御相談に応じたい。</p> <p>なお、この場合は、事前協議が整ったとしても、都道府県への交付金の配分対象とならないこともあり得ることに御留意願いたい。</p>	<p>特段の理由がある場合には事前協議が可能とのことなので、本省だけでなく地方農政局にもその旨周知していただくようお願いしたい。</p>	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
85	宮城県 【重点45】	河川管理施設の維持又は操作等の委託をうけることができる者の要件の見直し	河川法第99条、河川法施行規則第37条の6において、河川管理施設の操作等は地方公共団体、河川協力団体又は河川の維持管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは一般財団法人とされているが、地域の実情に応じてそれ以外の地元自治会や企業等にも委託可能となるようにしていただきたい。	水門や陸閘等の河川管理施設については、市町村又は河川法施行規則第37条の6の要件を満たす団体(河川協力団体又は河川の管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人)に限られている。 当県においては、フェンスで囲まれた一般企業が所有する土地を通らなければならない位置に整備した陸閘があり、災害時等には当該企業への確認、開錠依頼等を行わなければならない。県又は委託を受けた市町村等が迅速に対応することができない。 また、災害発生時に迅速に対応するためには、水門、陸閘付近の地元自治会や企業に操作を委託することが有効な対策と考えられるが、当該規定で委託先が限定されていることにより、そのような対策を講じることができない状況である。 なお、海岸施設の水門、陸閘の操作については、法令で委託先まで限定されておらず、「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」において地域の実情に応じて委託先を決定できるようになっている。	国土交通省	埼玉県、新潟市、福井市、長崎県	○平成19年に本県は内閣府に「公共サービス基本方針の見直しに関する要望」でも、民間委託を提案した。しかし、排水機場の操作は操作規則により、定められ、創意工夫を図る余地がなく、民間による創意工夫を目指している公共サービス改革法に合致しないという理由と公共性が極めて高い性質のため、官が責任をもって実施するものであるという理由から実現しなかった。現状でも、年々、県及び市職員が削減されており、管理体制が厳しい。官が責任を持った条件で、民間操作委託などが可能となれば、河川管理施設の管理体制の選択肢がひろがる。 ○本市の管理河川は、延長1.65kmの準用河川1本のみであり、水門や陸閘等の河川管理施設がないため、現時点で支障事例はない。しかしながら、地域の実情に応じて、委託先が決定できるように要件を見直すことには同意できる。 ○災害発生時に迅速に対応し、浸水被害の軽減を図るためには、地元事情に精通した水門、陸閘付近の地元自治会や企業に操作を委託し、連絡・協力体制を構築することが有効な対策と考えられるため、制度改正は必要であると考ええる。
86	宮城県	河川敷地占用許可について、個人に対し菜園等を設置できるよう許可要件の見直し	河川敷地占用許可準則第6占用主体、第7占用施設に、個人が設置する菜園を追加していただきたい。	本県が管理している河川敷地の一部において、菜園の設置を希望する住民が複数いるが、河川敷地占用許可準則の規定により、現状は個人を対象として河川敷の占用を許可することができない。 また、町内会等に菜園用の河川敷地占用及びその管理を打診したこともあったが、断られた経緯がある。 当該河川敷には、現在、占用を許可している公園等はなく、県としても年に数回の除草等を実施する必要があることから、河川管理の支障とならない範囲での有効活用を考えている。 そのため、占用料の徴収、抽選の実施等により機会の公平性を担保する、河川管理上支障となる工作物等の設置を行わせない、除草等を適切に行う等の条件の下で、菜園の用に供するための河川敷の占用を個人に対して許可できるよう、関係規定の見直しを求めるものである。	国土交通省	仙台市、長崎県	○本県において、該当事例はないが、河川管理上支障がなく、対象者の選定の公平さが担保できれば、占用料収入も確保されることから、制度の見直しの検討には値すると考える。 ○個人等で除草を条件に占用許可対象を広げられれば、良好な環境の維持、管理費の削減が見込める

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>河川の水門、排水機等の操作は、上流の降雨状況や下流の水位など流域の状況を把握した上で、本川支川の逆流防止を図るために内外水位差を確認しながら操作のタイミングを判断する必要があるなど、流域に大きな影響を及ぼすため、河川管理者により適正に操作が行わなければならない、また河川管理者が最終的な責任を負わなければならない。</p> <p>河川法第99条及び同法施行令第54条において、「水門、排水機等の操作を伴う施設」のうち、当該施設の操作の及ぼす影響が委託しようとする地方公共団体の区域に限られるものについては、例外的に当該地方公共団体にのみ操作を委託する事が出来ることを認めている。この場合は、当然委託を受けた地方公共団体が責任を負うことになる。</p> <p>一方、河川管理者の責任の下、民間企業等に操作にかかる作業をさせる方法としては、個人を施設操作員として委嘱を行うものや、契約により民間企業が操作の補助を行う業務を実施するものがある。これらは、河川法で禁止しているものではない。</p> <p>したがって、本提案及び追加提案の求めるような課題についても、現行制度の中で対応可能と考える。</p> <p>ただし、上記の方法等により、河川管理者以外の者に河川管理施設の操作にかかる作業をさせる場合であっても、本来管理者である河川管理者が自ら操作できる状態を担保しておくべきであり、宮城県の提案にある平常時・緊急時に直接操作できない状態は、支障事例というよりは河川管理者として責務を果たしていない状態にあり、早急な改善が求められる。</p>	<p>提案における支障事例については、現行制度で対応可能と認識したところである。</p> <p>現在民間事業者と協議を行っているところであり、河川管理者として責任を果たせるよう早急に対応したいと考えている。</p>	-	<p>【全国知事会】 地方自治体が管理する河川施設の管理基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する又は条例による補正を許容するべきである。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p>
<p>河川敷地は洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、毎年全国各地で洪水が発生し、そのたびに河川敷地を洪水が流下している。</p> <p>河川敷地への菜園等の設置は、これに伴う農機具小屋やビニールハウス、柵や添え木や鳥よけネットなどの設置などが想定され、洪水の際には、これらが流下し、河川管理施設の損傷、また河川環境や海洋環境を汚染する恐れがあることから、治水上又は環境上の観点から適切な管理運営が必要となる。</p> <p>また、平時においても、車両進入による堤防の損傷、農薬の散布による水質汚濁、本来河川にない植物を栽培することによる当該種の野生化や河川固有種との雑交配など生態系への影響、耕作放棄地の取扱いなど、菜園運営の観点だけでなく、広く河川管理上の問題の発生が想定される。</p> <p>これらのことから、河川敷地の菜園等としての利用については、河川管理者が公共用物としての活用の在り方について検討し、治水上、利水上又は環境上の支障が生じないよう配慮した上で、地方公共団体が占用主体となり、地域住民の福利厚生のため、これを行うことは可能であり、現行制度で貴県・貴市が実施することができる。</p> <p>占用者は、先に述べた河川管理上の問題が生じないよう占用地を適切に管理する責任を有し、また、問題が生じた場合には、適切な対応策を講じる責任があるが、個人の占用者がこの責任を果たすことは困難であるとする。</p>	<p>菜園等の設置に係る占用については、基本的に地方公共団体が占用主体となるのが原則であると考え、河川管理者による許可条件の設定や定期的な現地確認の実施等により、個人にも占用地を適切に管理させることができないか、引き続き国と相談させていただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
87	宮城県、広島県 【重点30】	甲種農地の転用等の許可に係る土地収用法関連要件の緩和	甲種農地に係る転用等の許可について、現行、土地収用法第26条第1項の規定による告示が要件とされているが、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる場合に係る転用等については、土地収用法第26条第1項の規定による告示要件を、不要としていただきたい。	本県において施行する都市公園(広域防災拠点)整備に伴い、貨物駅の移転が必要となっているが、当該貨物駅の移転予定地が甲種農地となっている。これまでの説明会において、当該甲種農地の提供に反対する土地所有者はおらず、取得自体は円滑に行える見込みだが、甲種農地の転用のためには、土地収用法第26条第1項の規定に基づく事業認定の告示が必要となる。そのため、土地収用法に基づく事業認定について、東北地方整備局に相談を行ったが、地方整備局からは反対者がいない場合の事業認定はできない旨の意見があった。すなわち、現行制度では、事業への反対者がいない場合は、結果的に甲種農地の転用許可ができないという制度の欠陥があるため、事業の円滑な実施に支障をきたしている。	農林水産省、国土交通省	福井県、高松市	○当市においては今のところ支障事例は生じていないが、提案団体の具体的な支障事例にあり、制度の欠陥という指摘に同感である。農地法施行規則第37条第1項第1号に規定する「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」を甲種農地にも適用できるようにすることで、公益性の高い事業を円滑に推進することが可能となり、賛成である。
88	◎忍野村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 【重点47】	国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し	航空法第132条の2の規定に基づき、国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行方法について、飛行空域となる当該市町村の意向が反映されるような仕組みとなるよう見直しを求める。 ①大臣承認に関しては、現場の実情を把握している飛行空域となる当該市町村に対し、同承認に関する情報を共有することとする。 ②大臣承認を受けた無人航空機の飛行であっても、観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行を確認した場合には、当該市町村から現場での飛行方法の注意や中止を求めることが可能となるようにする。	手軽に所持できるようになったドローンの飛行方法は、航空法の改正により明確化されたが、飛行実態を見るとそれが遵守されているとは思えない。 特に、観光地やイベント会場などの多数の者が集合する場所での飛行が見受けられるため、安全な飛行方法の徹底が求められる。 また、航空法による承認は国土交通大臣となっていることから、現場を管理する市町村には承認の有無が把握できないため、ドローン飛行の管理・監視もできない状況である。 本村は、富士山麓に位置し、世界文化遺産のエリアで忍野八海に8つの構成資産を有しており、通年観光客が絶えない地域である。 最近、この忍野八海にドローンが飛行することがあり、観光客がいる上空や構成資産である池の上空を飛行していることから、観光客の安全面や墜落時の構成資産への影響が懸念される。 また、当該空域は飛行禁止区域ではないものの、夜間飛行など特別なケースで大臣承認を得ている場合、承認に関する情報がないためルールに則った飛行なのかどうかの判断も出来ず、住民の問い合わせや飛行上のトラブルなどにも対応することができない状況である。	国土交通省	ひたちなか市	○当市も観光施設は多々あり、中でも全国有数の紅葉の景勝地となっている場所においては、紅葉シーズンである11月には約40万人の来場者が訪れる。施設の自主規制として、来場者の上空は飛ばさないなど安全に配慮してもらうようお願いをしており、現在は危険がない状態を確保しているが、法的拘束力がないため、悪質な操縦者がいれば来場者等に対し危険を伴う可能性がある。 ○空撮のためのドローン使用に係る手続に関する質問もあることから、安全管理の面で同様の不安があるため、提案団体の示す制度改正は必要なものと考え。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【農林水産省】</p> <p>農地法において、第1種農地は、おおむね10ha以上のもたまりがあるなど良好な営農条件を備えている農地とされている。このうち、都市計画法において市街化を抑制すべきとされている市街化調整区域内の農地であって、高性能農業機械による営農に適しているなど特に生産性の高い農地については、甲種農地として位置付けられている。そのような農地としての重要性に鑑み、甲種農地の転用許可については、土地収用法に基づく土地収用事業の認定を受けその旨が告示された事業に係る場合を含むごく例外的な場合に可能としている。</p> <p>一方、土地収用事業は、公共の利益となるものとして土地収用法に掲げられた一定の種類土地収用該事業について、認定を受けて行うものであり、土地の強制的な収用を可能とする事業の性質上、認定を受けた事業については、高い必要性とともに、事業が実施される確実性が認められる。</p> <p>このような土地収用法上の考え方がある中、特に重要な農地である甲種農地について転用を許可する上では、高い事業の必要性、事業が実施される確実性等が求められることから、事業認定の告示を要件としているところである。一方、土地収用該事業に当たるといことのみでは、具体的事業の高い必要性や事業実施の確実性が認められないことから、御提案のように当該要件を廃止することは適切ではない。</p> <p>なお、国土交通省に確認したところ、認定申請時点で土地の権利者の事業に対する賛否にかかわらず、起業者の申請に係る事業について、その用地内に起業者の取得していない土地があり、土地収用法第20条各号に掲げる事業認定の要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定を受けることが可能であり、本支障事例については既に東北地方整備局と宮城県との間で事業認定申請に向けた相談が開始されているところである。</p> <p>【国土交通省】 (土地収用法に基づく事業認定について)</p> <p>土地の権利者の事業に対する賛否にかかわらず、起業者の申請に係る事業について、その用地のうちに起業者の取得していない土地があり、土地収用法第20条各号に掲げる要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定を受けることが可能である。</p> <p>なお、支障事例に挙げられている事案についても、その用地の一部に起業者の取得していない土地があることから、東北地方整備局と宮城県との間で事業認定申請に向けた相談が既に開始されているところであるが、上記の趣旨を徹底するため、各事業認定庁あてに周知することとする。</p>	<p>甲種農地の重要性については認識しているところであるが、一方で、その例外的な転用許可条件を「土地収用法に基づく土地収用事業の認定を受けた事業」とした場合、土地の権利者の賛否によって転用許可の可否が左右されてしまうことから、「高い事業の必要性、事業が実施される確実性」を他の手法により判断すべきとの考えにより提案したところである。</p> <p>各省からの回答では、「土地の権利者の賛否にかかわらず、起業者の申請に係る事業について、その用地内に起業者の取得していない土地があり、土地収用法第20条各号に掲げる事業認定の要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定を受けることが可能」とのことであり、支障事例は解消するものと考えている。また、「逐条解説土地収用法」といった文献ではその解釈が曖昧であったことから、各事業認定庁あてに周知していただくことで、円滑な事業認定手続きに寄与されると考える。</p> <p>以上を踏まえ、引き続き、本事業の円滑な事業認定の告示に向けて事業認定庁との調整を進めていくこととしたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【求める措置①に対する回答】</p> <p>○航空局ホームページ (http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)において、飛行経路や飛行日時等の航空法第132条の2に基づく国土交通大臣の承認に関する情報を公表しており、飛行経路に含まれる市町村はこれを参照することで同承認を受けた無人航空機の飛行についての情報を得ることができる。</p> <p>○一方で、一定期間内に反復して飛行を行う場合や異なる複数の場所で飛行を行う場合には、期間や経路について包括的な許可承認も行っており、これらの情報をもって、個々の飛行を把握することは困難であるため、より詳細な飛行経路や飛行日時等の無人航空機の飛行情報を、飛行前に視覚的に関係者間で共有できるシステムについて、平成30年度中の導入に向けて検討中である。</p> <p>【求める措置②に対する回答】</p> <p>○航空法第132条の2に基づく国土交通大臣の承認は、無人航空機の飛行が航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことが認められる場合に行うものであり、御指摘の「観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行」が認められる場合には、承認の取消し等の措置を講ずることになる。このため、このような飛行の事実を把握された場合には、航空局に情報提供いただきたい。</p> <p>○なお、市町村が管理する公園等において条例等に基づき無人航空機の飛行を制限することや、「観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行」が認められる場合に、行政指導により飛行方法に関する注意を行うことや飛行の中止を求めることは、航空法との関係において妨げられるものではない。</p>	<p>【求める措置①に対する回答】への見解</p> <p>特定の日時に限定的なエリアでの飛行を許可した場合には、その市区町村に直接許可内容を通知する仕組みを検討してほしい。</p> <p>また一方で、一定期間内に反復して飛行を行う場合や異なる複数の場所で飛行を行う場合の許可については共有システムを開発中ということなので、より具体的で、市町村が必要とする情報が共有されることを求める。</p> <p>【求める措置②に対する回答】への見解</p> <p>国土交通大臣の承認は安全な飛行をすることを前提に行われていることは理解しているが、現に飛行している当日の気象状況や地域イベント等の内容などから市町村が住民や観光客の安全確保のため、その場で許可されている飛行の中止や禁止を求めるものである。以上の理由から市町村が飛行の中止等を求める仕組みを明確にしてほしい。</p> <p>また、市町村が管理する公園などの公共施設内での飛行は条例等で飛行を禁止している例は見受けられるが、管理権限の及ばない私有地を含む観光エリアなどで飛行を禁止する方法については不明な点が多いため、具体的な方法の通知等を求める。</p> <p>併せて「航空法との関係において妨げられるものではない」とのことを明確に周知する必要があると考える。</p>		<p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
89	高知県 【重点5】	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の登録人数要件の見直し	地方の実情に応じ、会員数50人未満の小規模な子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)についても運営が可能な制度とすること	【支障事例】 ファミリー・サポート・センターの運営については、50人以上の会員が必要とされているが、ニーズがあるにも関わらず、事業開始時に50人の会員を募ることが難しいという声が県内市町村から多数挙げられている。 【現状】 市町村単独で会員数50人の要件を満たせない場合、近隣の市町村と合同で事業の実施することができることとされているが、市町村の面積が広く、他の自治体とのアクセスが悪い場合等に、実際に稼働できる提供会員は同一市町村内に限られるため、合同で実施するメリットが乏しく、本県では、平成16年に高知市で開設されてから、平成28年に佐川町で開設されるまで、県内では実施市町村が1市のみという状況が続いていた。 【制度改正の必要性】 ファミリー・サポート・センター事業を実施している高知市の実績を基に、県内の人口が少ない市町村で予測される依頼会員の人数を算出すると、15人程度であり、実際に活動している依頼会員と提供会員の比率は3:2となっている。 県内では、会員50人未満の場合に高知版ファミリー・サポート・センター事業を単独費用で実施しているが、おおむね30人程度登録会員がいれば体制を確保することができると考えている。 昨年度高知版ファミリー・サポート・センターを開設した香南市についても、会員数が50人未満でも問題なく会員の依頼に対応し、センターの運営が実施できている。 登録人数要件を見直すことにより、小規模自治体においても、ファミリー・サポート・センターを設置しやすくなり、地域の実情に応じて、子育て世帯の多様なニーズに柔軟に対応できるようになる。	厚生労働省	福島県、鳥取県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県	-
91	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	公益法人に係る変更届出の提出書類の削減	公益法人が法令で定める軽微な事項の変更があった場合に提出する変更届の簡略化	代表者や法人名称等の変更の場合は、変更事項を記載したかがみ文書に、変更後の代表者名、法人名等を記載した別紙を添付させているため、内容が重複している。	内閣府	福島県	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【厚生労働省】 当該事業は、地域において子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織を設立して、会員間の相互援助活動を実施するものである。そのため、援助のニーズとニーズに対応できる体制があることを前提に、交付要綱において、会員数区分ごとに基準額を定めており、その下限を会員数50人～99人としているが、まずは実態を把握してまいりたい。</p>	<p>高知県では、会員数が50人未満の小規模なセンターを「高知版ファミリーサポートセンター」として県単独費用で補助を実施しているところであるが、会員数が50人未満のセンターでも、依頼会員からの依頼に応えられなかったケースはなく、ニーズに対応できている状況にある。地方には民間の子育てサービスが乏しく、サービスの選択肢が少ない。柔軟な子育て支援制度であるファミリーサポートセンターは地方でも必要とされており、早急に検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>公益法人が提出する変更の届出のかがみ文書には、変更された項目・概要を代表者、法人名称等に限らず記載していただくこととしており、法人情報の変更内容(変更前後の比較を含む)を把握するために求めている。一方で、公益法人の監督上、その法人の基礎となる情報を最新の状態で一元的に整理・把握する必要から、変更の届出の際に法人の基本情報を別紙に記載するよう求めている。</p> <p>なお、今回の提案の御趣旨である公益法人の事務負担の軽減に向けて、内閣府においても、公益法人が変更届等を提出する際に用いるシステム改修の検討を進めているところ。</p>	<p>内閣府では次年度後半からの適用を目指してシステム改修を現在進行中と向うが、今回の提案の公益法人の変更届等の書類削減もシステム改修に反映させるなど、公益法人の事務負担の軽減に向けて一層努めていただきたい。</p>	-	-

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
92	鳥取県、京都府、兵庫県、徳島県	公益法人に係る事業報告書等の提出書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書の添付書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書については、毎年度、社員名簿を添付させているが、直接の審査対象ではない。	内閣府	沖縄県	-
93	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	移行法人に係る公益目的支出計画の実施完了確認の提出書類の削減	実施完了年度において、実施完了確認が先に行われて、その際に実施報告書が添付書類として提出されれば、その後改めて実施報告書を重複して提出する必要はない旨の周知。	移行法人に係る公益法計画の実施完了確認を求める際にも、提出済の実施報告書及び添付書類を求めているため、重複する書類提出の削減について、該当法人からは手続の度に見直しの声がしばしば聞かれる。	内閣府	福島県、山梨県、愛媛県	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>公益社団法人における社員は、最高議決機関である社員総会において議決権を有する等、基本的な構成要素とされている。このような法人に関する情報については、行政庁において公益法人に係る情報の公開(請求があった場合の閲覧)を行っている(公益法人認定法第22条第2項、第3項)ことから、行政庁への閲覧請求に対応するためにも、公益法人に対して、事業報告等の提出の際に社員名簿の添付を求めている(同条第1項)。</p> <p>なお、法人の事務負担の軽減のため、事業報告等に添付する社員名簿は新たに作成することを求めておらず、既に法人において作成されている社員名簿(一般法人法第31条)を添付していただくこととしている。</p>	<p>事業報告の審査において社員名簿は必須書類と思われるため、提案であったが、公益法人に係る情報の公開(請求があった場合の閲覧)に行政庁が対応するためにも、公益法人に対して、事業報告等の提出の際に社員名簿の添付を求めているとの回答は、情報公開を推進する観点から理解できる。</p> <p>但し、社員名簿は、実質内容の審査は出来ないもので、情報公開の対象とならない住所入り社員名簿は、毎年提出が義務づけられている事業報告の添付書類から除外することとしていただきたい。なお、事業報告に添付する社員名簿の他に住所入りの社員名簿が適切に作成保管されていることの確認は、3年に1回実施する法人立入検査時に行えば十分と考える。</p>		
<p>公益目的支出計画の実施完了確認請求及びこれに対する行政庁の確認が行われた場合には、そもそも移行法人(整備法第45条の認可を受けて移行の登記をした一般社団法人又は一般財団法人であって公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けていないものをいう。以下同じ。)に該当しなくなるため、整備法上は公益目的支出計画実施報告書の提出を重ねて求めることはされていない。その理由は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行法人は、自ら作成した公益目的支出計画に基づく公益のための支出をすることにより、公益目的財産額に相当する額の全額を公益の目的に支出した場合には、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を行政庁に求めることができることとなっている。(整備法第124条) ・その際、移行法人は、公益目的支出計画実施完了確認の請求書に公益目的財産残額が0円となった事業年度に係る計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書を添付して、提出することとなっている。(整備法施行規則第34条) ・公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けた移行法人は、当該確認を受けた日から公益目的支出計画に基づく義務が解除され、行政庁による監督も終了することから、公益目的支出計画実施報告書の提出義務もなくなる。(整備法第123条) <p>今回の御提案を踏まえ、上記の制度趣旨については、移行法人の負担を増やすことのないよう、改めて都道府県に周知して参りたい。</p>	<p>公益目的支出計画の実施が完了した移行法人は、実施報告書を別に提出の必要はなく、直ぐ完了確認請求が行えるという見解について、従来は示されていなかったので、移行法人の負担を増やすことのないよう、上記の制度趣旨について改めて都道府県に周知したいとのことであるが、都道府県と合わせて移行法人に対して、早期に周知徹底するようにしていただきたい。</p>		

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
94	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、堺市 【重点23】	乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とするための規制緩和	既存の貨物自動車運送事業者だけでは当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な過疎地域等において、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと地域公共交通会議で認められ、協議が整った場合には、乗用タクシーにおいても少量貨物の有償運送を可能とする。	現在、中山間地では少子高齢化や人口減少が特に進んでいることから貨物や旅客の輸送量が限られており、事業の経営が成り立ちにくく、事業者の営業サービスが低下してきている。 中山間地の住民が買い物をする場合、移動の困難である高齢者等が多いため自らが店舗に行くことも難しく、また注文しても配送手段がないため必要な時に必要なものが直ぐに手に入らない状況で有り、日常生活に支障をきたしている。 現行、一般乗合旅客自動車運送事業者、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けた自家用有償旅客運送者及び地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業に係る自家用有償旅客運送者においては、少量貨物の有償運送を行うことが可能であるが、バス路線や自家用有償運送を行う団体がなく、乗用タクシーが住民の足となっているような過疎地域など、地域によってはカバーできない場所もあり、地域の実情に応じたより弾力的な仕組みを構築する必要があると考える。 また、一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者により貨物の有償輸送が行われていてもバス待合所等の荷物集積所まで荷物を取りに行き、自宅までこれを運ばなければならず、高齢者等にとってはかなりの重労働になる場合もあると考える。	国土交通省	伊豆の国市	○定期運行するバス事業では、全国的に社会実験等により、規制緩和や導入に向けた動きがある。タクシーは、不定期的な運行形態となるため、効率的な運行が求められる。また、料金設定や支払い方法、不在対応等についても協議を有する。地域のタクシー事業者の協力と理解が必要となる。地域公共交通会議での協議が必要と思われる。 ○市街地では宅配業者等により一日複数回荷物配送されるが、中山間地では一日一回しか配送されない地域もある。営業所の荷物受取のタイミングによっては翌日配送となることもあり、荷物の配達が遅れている地域がある。また、人口減少等によりタクシー利用者の減少により、地域によってはタクシー会社が撤退し、営業所のない自治体もあり、タクシーが移動手段となっている住民に影響が生じている。
96	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、岡山県、広島県、山口県 【重点23】	コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化	当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家用有償旅客運送事業者の車両も停車できることを明確化するとともに、地方公共団体等に周知すること。	路線定期運行バスの停留所には、区域運行や自家用有償旅客運送事業者の車両が停車できないため、路線バスと、区域運行や自家用有償旅客運送事業者によるコミュニティバス等との乗り換えを行う利用者は、路線定期運行バスの停留所から区域運行バス等の停車位置まで移動する必要が生じ、円滑に乗り換えを行うことができないとの解釈が生じている。 【実例】 既存バス路線が廃止された地区で4条許可による乗合タクシーを運行している。乗合タクシーは市街地に乗り入れる路線定期運行のバス路線に結節しているが、路線定期運行のバス停に乗合タクシーが停車できないため、路線定期運行のバス停から離れた場所に乗合タクシーのバス停を別途設置している。 これにより、利用者はバスの乗り継ぎのために徒歩で移動する必要があり、住民から乗り継ぎの不便を訴える苦情や利便性向上を求める意見が寄せられている。	警察庁、国土交通省	ひたちなか市、新潟市、魚沼市、伊豆の国市、福知山市、防府市、大村市、宮崎市	○本市でも、地域公共交通会議での同意を経て、一般乗合旅客自動車運送事業として4条許可で区域運行しているデマンド交通の利用者の乗降については、乗降場の目印を設置し、目印付近での乗降をお願いしている。これら区域運行しているデマンド交通の乗降が、路線定期運行バスのバス停と同じ場所にすることが可能になることで、乗継などの利便性がより一層向上することから、制度の改正が必要である。 ○コミュニティバス運行については、交通空白地の交通手段確保と同時に高齢者や障害者等の交通弱者に対してサポートを行うことを目的としており、屋根のない停留所では悪天候の場合に傘をさしてバスを待たなくてはならない状況となる。利用者の利便性向上のためにも、路線定期運行バスの停留所を利用することについて認めていただきたい。 ○路線バスを営業する運行事業者との協議が調えば成立すると考える。地域公共交通会議において、しっかりとした協議が必要である。バス停の管理や表示方法、費用の明確化が必要である。 ○全市的に、地域内移動を自家用有償運送、地域間移動を民間事業者による定期路線バスに委ねており、双方の円滑な乗継環境の整備によって、公共交通ネットワークを形成し、利便性向上を図る上で、自家用有償運送事業者の車両の停車は必要である。 ○自家用有償旅客運送による輸送が中山間地において多くあり、4条バス事業者と自家用有償旅客運送事業者が各々バス停を設置している。これにより乗り継ぎを行うバス利用者はバス停間の移動が生じており、利用者の不便となっている。本県において、道路交通法第46条の規定を適用し、4条路線バスと自家用有償旅客運送車両が同一のバス停として使用している箇所はない。 ○今後の公共交通網再編において路線定期運行のバス路線に結節点を設けることを検討しており、同様の支障が生じることが想定される。また、当該事業の改正は、路線定期運行のバス停留所と区域運行バス等の停車位置までの移動が不要になることから、利用者の利便性の向上だけでなく、安全性の向上に繋がるものとする。 ○本市においても、乗合タクシー等の導入を予定しており、今後同様のことが想定される。 ○コミュニティバスによっては、路線バスへの接続を強く意識した時刻設定をしているものもあり、利用者の利便性を考慮すると、運行事業者間での合意を得たケースについては、バス停での停車を認めていただきたい。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>自動車運送業の担い手を確保するとともに、人口減少に伴う輸送需要の減少が深刻な課題となっている過疎地域において人流・物流サービスの持続可能性を確保するため、自動車運送事業者が旅客又は貨物の運送に特化してきた従来のあり方を転換し、輸送の安全を確保する観点から旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の許可をそれぞれ取得した場合には、一定の条件のもとで、御提案の過疎地域におけるタクシー車両を用いた貨物運送を行うことを可能とするための措置を講ずることを検討しているところ、平成29年6月末より意見公募手続を開始しており、9月に許可の申請受付を開始する予定である。</p> <p>今回措置を講ずることを検討している過疎地域における取組以外の御提案のような措置については、輸送の安全の確保や利用者の利益の保護の観点も踏まえつつ検討する必要があるところであり、その検討にあたっては上記措置の実施状況や関係者の意見を踏まえる必要があるところ。</p>	<p>今回の第1次回答による制度が実施されれば、貨物や旅客の輸送量が限られている過疎地域において、当該地域内の住民に係る貨物輸送サービスを維持・確保する新たな方法が創設されることとなり、本県等が提案していた内容が満たされることとなる。</p> <p>一方で、平成29年8月7日付けで国土交通省より発出された通達によると、貨客混載が可能な対象地域は、過疎地域自立促進特別措置法(以下、「過疎法」という。)で規定する過疎地域(同法第2条第1項及び第33条の地域)であって、人口が3万人に満たないものとされている。</p> <p>市町村合併により合併する前より市町村の面積は広がっており、一つの市町村内でも地域により貨物・旅客の輸送量や輸送手段には大きな差異があることから、当面の実施状況や関係者の意見を踏まえた上で、今後、適用を「過疎地域等」とし、過疎法で規定する過疎地域に加え、各地方公共団体が規定する中山間地域の区域も対象地域にすべきと考える。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>国土交通省より警察庁に対して、「地域公共交通網形成計画等に定められた一般乗合旅客自動車運送事業等に使用される車両の駐(停)車に係る取扱いについて」(平成26年11月20日付け国総計第72号、国自旅第210号)を发出し、「地域公共交通網形成計画又は地域公共交通再編実施計画に定められた一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行及び区域運行に限る。)及び自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送(交通空白)及び過疎地有償運送に限る。)に使用される車両について、協議会で認められた一定の停留所」という基準を示しつつ、当該においては、停車又は駐車を禁止する場所の特例が認められるよう要望を行った。</p> <p>それを受け、警察庁より「地域公共交通網形成計画等に定められた一般乗合旅客自動車運送事業等に使用される車両の駐(停)車に係る取扱いについて」(平成26年11月20日付け警察庁丁規発第85号。以下「通達」という。)を发出し、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議等に当たっては、道路交通の実態に応じて、前記基準を満たす停留所の標示柱又は掲示板が設けられている位置から10メートル以内の部分について、道路交通法(昭和35年法律第105号)第46条の規定による当該車両に係る駐(停)車可の交通規制の可否を検討するなど、適切に対応するよう、都道府県警察に対して周知済みである。</p> <p>また、国土交通省においては、上記取扱いについて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第41号)に基づく地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定に当たり、両計画の策定手順、考え方を示した『地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き(第3版(平成28年3月))]に掲載し、ホームページにおいて公開及び周知している。</p> <p>なお、通達発出日から平成29年5月末までの間、都道府県警察が、前記「一定の停留所」に駐(停)車可の上記取扱いを実施するよう要望を受けた事実は把握されていない。</p>	<p>地域公共交通網形成計画(以下、「網形成計画」という。)の策定は、各地方自治体へ義務付けされているものではないこと、また、網形成計画は将来に向けた地域公共交通のグランドデザインであって、個々のバス停留所の取扱いについてまで定めているものではないことから、網形成計画とは関係なく、地域の実情に応じ、当該地域の地域交通関係者を交えた地域公共交通会議において合意が得られた場合には認めるべきと考える。</p> <p>また、停留所における車両の駐停車に係る取扱いについては、警察庁は各都道府県警察に対して適切な対応を行うよう通達を发出し、国土交通省は、ホームページ上で公開している「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」において記載して周知しているにも関わらず、自家用有償旅客運送の運行主体等である各地方自治体にまでこの制度の仕組みが周知しきれていないことから、警察庁及び国土交通省において連携をとりながら、地方自治体及びバス事業者への周知等の実効性ある方法について検討していただきたい。</p>	<p>【新潟市】 地域公共交通網形成計画は、マスタープランとしての役割を果たすものであり、路線に使う車両や停留所の具体的な位置などを定めることは、同計画の性質上難しいと考える。</p> <p>また、再編実施計画については、地域公共交通網形成計画(マスタープラン)を実現するための実施計画であることから、車両や停留所の位置などを定めることはできるが、同計画の策定にあたっては、関係する市町村や区域内の全ての交通事業者からの同意が必要などからも、当市も含め策定が進んでいないのが現状である。</p> <p>そのため、これら上位計画に位置付けないまでも、地域公共交通会議において交通規制の可否を検討し、合意されたものについては、駐車又は停車ができるよう柔軟に対応していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、地方自治体へ適切に周知を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
99	鳥取県、中国地方知事会、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県 【重点13-②】	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和する。	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和する。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第65条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)において、「指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従事者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を終了しているものでなければならない。」と規定されており、運営法人の代表者の要件が限定されているが、該当する研修等の開催回数が少ない場合も有り、経験に係る要件を満たすことができない者の新規参入を妨げる一因となっている。また、代表者交代等による事業の継承時においても、当該要件を満たす者が準備できるまでの時間を要し、「事業者の代表者」の変更手続が行えないなど、スムーズな事業継承を妨げている。 当該要件は「従うべき基準」であるため、市町村等で定める事業運営基準条例等において、地域の実情を反映した独自の基準をもとに運営することができない状況にある。	厚生労働省	酒田市	○代表者交代による手続の遅滞が見られるので、緩和が必要と考えます。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○御指摘のように代表交代時の手続に支障が出ている事例があることは認識しており、現在、社会保障審議会介護給付費分科会で小規模多機能型居宅介護サービスの人員基準・報酬を議論いただいているところであることから、今回の事例への対応についても、あわせて議論いただきたいと考えている。</p>	<p>○小規模多機能型居宅介護サービスをはじめとする地域密着型サービスの普及を進めるため、基準緩和により、支障となる事例を解消していただきたい。</p> <p>○また、社会保障審議会介護給付費分科会で前向きな議論が行われ、提案が実現されるようお願いする。なお、検討に向けた今後のスケジュール等についてお示しいただくとともに、検討状況についても随時情報提供いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
100	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市	認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し	<p>幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。</p> <p>一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。</p> <p>一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、国において一元的に処理するよう体制を整えるなど、所要の整理を行うこと。</p>	<p>幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要がある。経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じている。(国費を財源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行う「安心こども基金」を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。)</p> <p>なお、過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところではあるが、改正の都度の事務手続きの説明が生じ、支障の抜本的解決に繋がっていないことも挙げられる。</p> <p>また、地震等の大規模災害で被災した施設の復旧を支援する「社会福祉施設等災害復旧費補助金」(厚生労働省所管)についても、認定こども園の場合は原則保育所機能部分のみが対象であり、実際に平成28年度の鳥取県中部地震で被災した認定こども園の復旧にあたっては、保育所機能部分のみしか補助が受けられず、施設全体に支援が行き届かない結果となっている。</p>	内閣府、文部科学省、厚生労働省	<p>旭川市、青森市、秋田市、山形県、栃木市、茨城県、川越市、船橋市、柏市、横浜市、新潟県、新潟市、福井市、長野市、浜松市、大垣市、磐田市、豊橋市、豊田市、知多市、堺市、箕面市、伊丹市、倉吉市、淡口市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎県、長崎市、大村市、熊本県、宮崎県、延岡市、沖縄県</p>	<p>○単一制度でありながら、施設整備の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請事務をおこなうのは不合理であり、事務の軽減の観点からも一元化するべき。</p> <p>○本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請手続きを行うこと等により、県・市町村・事業者とも相当の事務の負担となっており、これを解消するためには制度の一元化が必要である。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>市で事業を行う際に、県の予算化も同時に行う必要があり、柔軟な事業展開が困難。</p> <p>保育部分と教育部分の基準額をそれぞれ別々に算出し、足上げた額が全体の基準額となるため、同じ定員規模であるのに、認定こども園が保育所かで基準額が異なることとなり不公平感がある。施設全体の定員規模で基準額が算出できるよう、改善していただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要がある。経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じている。(国費を財源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行う「安心こども基金」を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。)</p> <p>なお、過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところではあるが、改正の都度の事務手続きの説明が生じ、支障の抜本的解決に繋がっていないことも挙げられる。</p> <p>また、地震等の大規模災害で被災した施設の復旧を支援する「社会福祉施設等災害復旧費補助金」(厚生労働省所管)についても、認定こども園の場合は原則保育所機能部分のみが対象であり、実際に平成28年度の鳥取県中部地震で被災した認定こども園の復旧にあたっては、保育所機能部分のみしか補助が受けられず、施設全体に支援が行き届かない結果となっている。</p> <p>○それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要がある。経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じている。</p> <p>○幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化について</p> <p>27年度整備 認定こども園幼稚園</p> <p>29年度整備 認定こども園幼稚園</p> <p>認定こども園は、教育と保育の両方を実施する施設だが、整備費補助の申請手続きが1号認定こども分(幼稚園部分)は「認定こども園施設整備交付金」を所管する文部科学省、2、3号認定こども分(保育所部分)は「保育所等整備交付金」を所管する厚生労働省にすることとなり、書類作成の手間が重複した。</p> <p>また、各号の子どもが共有する部分の按分等にも大変な手間がかかり、按分方法の調整等があると両方の交付申請額に影響を及ぼし、国との連絡にかなりの時間を費やした。今年度も30年4月を目指して幼保連携型認定こども園の整備があるが、現在、文部科学省に協議した補助の内示が保留となっており、事業者の資金計画自体を変更する可能性もある。さらに、厚生労働省分は内示が出ているが、補助金全ての方が揃わないと着工手続を進められないことから、最悪の事態としては30年4月に定員増を図れない事態も想定される。このように、一つの施設の整備に関して、補助金の手続きがバラバラに行われ非常に非効率的であり、また、待機児童対策が進まない要因となり得る。</p> <p>○幼稚園を幼保連携型認定こども園とするための施設整備の計画において、2本の交付金等の協議を行わなければならない、計画の変更においても、それぞれに変更の手続きを行うことは非常に煩雑であり、交付金制度の一元化に賛同する。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要とされることによる弊害が現に生じている。</p> <p>具体的には、今回2省に事前協議を行っている同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出たものの、文部科学省所管分は内示保留となったために、民間事業者の整備事業に支障を来している。</p> <p>経費按分調整等に係る事務処理上の負担解消のみならず、民間事業者が円滑に整備事業・施設運営を実施していくためにも、一元的な処理体制の確立又は十分な連携体制の確保について、迅速に措置していただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園における施設整備補助については、左記と同様に厚生労働省分と文部科学省分を案分してそれぞれ申請等を行うため、事務の負担が生じている</p> <p>○【支障事例】</p> <p>過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところであるが、交付申請や実績報告等の手続きにおいては様式の本化が図られておらず、厚生労働省及び文部科学省の2種類の書類を作成する必要があり、事務の負担軽減が図られていない。</p> <p>また、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの補助対象経費の算定に当たっては、引き続き施設の面積や定員等により按分を行わなければならない状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>事務の負担軽減を図るため、認定こども園に対する補助制度の一本化が必要である。</p> <p>○施設整備の補助制度が厚労省と文科省に分かれていることによる支障は、基本的に提案団体の記載のとおりであるが、当該整備事業が2か年事業の場合、各年度の事業進捗率によって、さらに按分する必要が生じ、按分の按分といった計数誤りを誘発するような状況であることから、数値の確認・照合事務が、単純に2倍(4倍)以上の労力となっている。</p> <p>特に、近年は待機児童を解消するため、同時に処理する整備補助事業の数が激増しており、非常に辛い状況となっている。</p> <p>また、補助事業終了後の会計実地検査においても、検査官への説明等で多大な労力を必要としている。</p> <p>なお、提案の趣旨とは相違するかもしれないが、保育所等整備交付金として事業を進めていたにもかかわらず、都道府県に要請され安心こども基金を活用した整備補助事業において、その後の内示の時点で、予算不足を理由に当初想定していた内示額を一方的に大きく削減され、その後の補正予算等の考えも明確にされないまま、追加内示がある</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省】 認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業募集や内示時期を合わせる対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取り組み、事務負担の軽減を行ってきたところであるが、更なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努めてまいりたい。</p>	<p>事務手続の面だけでなく、別々の省庁(文部科学省、厚生労働省)の所管であるため、同一施設であるにも関わらず、片方の制度しか支援が受けられないなど補助金交付額の面において不均衡が生じていることから、所管省庁の一元化等抜本的な解決を求める。 なお、今後の具体的な取組について示していただきたい。</p>	<p>【横浜市】 現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期をあわせる」「様式の統一化」など限定的な対応に留まっており、支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。 【熊本市】 事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園というひとつの児童福祉施設に対して、異なる二つの省庁から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求める。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助が行いにくい一番大きな要因となっている。(弊害の事例:同じ規模の保育所及び認定こども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等) 【箕面市】 交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における幼保の定員数による按分方式を廃止し、どちらか一方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求める。 幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」であることから、災害復旧補助の事例のように同一施設内において幼保機能のどちらか一方しか支援を受けられないといった事象が生じないよう、交付金制度の内容の幼保統合を求める。 【長崎市】 内示の状況により予算議案の手続きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の報告をしておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。 【山形県】 申請時期等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事務の軽減にはつながらず、不十分である。 【磐田市】 事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
							<p>まで放置されたことがあり、一括で手続きできる安心ことも基盤でさえも、補助事業を円滑に進めることができない状況である。</p> <p>○1園当たり、保育所機能、幼稚園機能毎に事前協議、交付申請、実績報告、交付請求に係る処理時間がそれぞれ3時間程を要しており、平成28年度実績で、2園で4件分、およそ48時間の処理時間となっている。</p> <p>なお、平成29年度は5園分の整備予定であり、本市としては、今後も幼保連携型認定こども園と私立認可保育園の整備を優先させることから、対応の業務量が見込まれる。本提案が実現すれば、その業務量が半分程度となるため、補助体系の見直しを共同提案する。</p> <p>子ども子育て分野については、適宜、増員等の手当をしてきたものの、業務繁忙が解消されていない。人・予算による手当てで解決しないのであれば、現在抱えている事務の内容や工程等を見直すことで、現場の負担軽減に繋げたいと考えており、定員管理所管課としても、本提案について、強く賛同したい。</p> <p>○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に整理することが求められる。</p> <p>○本市においては、幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、保育所機能部分のみを該当としているため、幼稚園機能部分の補助金は活用していないが、補助制度の一元化による事務負担の軽減等は必要であると考えられる。</p> <p>○平成28年10月鳥取中部地震の災害復旧事業において、同事業が生じた。</p> <p>○本市でも、整備交付金の申請は多くあり、その都度申請手続き、事務処理には苦慮しているところであり、簡素化を求めたい。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省の内示の時期が異なり、予算の議案の手続きが煩雑化した。厚生労働省及び文部科学省の2つの交付要綱に基づく協議、調整、事業者への説明、積算の資料作り等に時間を要した。</p> <p>○制度が2つに分かれているため、協議、申請、実績報告、支出という一連の事務を2つに分けて行わざるを得ず、事務量が倍増している。</p> <p>○本年度において、幼保連携型認定こども園の増改築を計画しているが、整備対象施設の機能区分ごとに定員や、面積に基づき費用按分をしたうえで、保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金(対象施設に児童館機能が含まれていたため)の申請手続きを進めている。費用按分に関する検討にも時間を要し、また、申請手続きについても、交付金毎にスケジュールが異なるため、効率的に申請手続きを進めにくい状況がある。</p>
101	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	准看護師試験実施方法の見直し	都道府県知事が行う准看護師試験の事務について、委託可能機関を都道府県以外にも広げて委託実施できるよう見直しを行う。	「准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも一回これを行う」、「准看護師試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、都道府県に准看護師試験委員を置く」こととされている。また、「准看護師免許の全国通用性を担保する観点及び問題作成事務の作業量を削減する観点から、複数の都道府県が共同で統一試験問題を作成することや、可能な限り同一日時に試験を実施することが望ましい」とされており、現在、全国6ブロックに分かれて、各ブロックごとに同一日時に統一試験問題で実施している。	厚生労働省	北海道、福島県、群馬県、埼玉県、長野県、静岡県、鳥根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県	<p>○准看護師免許及び試験は、保健師助産師看護師法第6条等により、都道府県知事の権限となっているが、准看護師に求められる知識、技能の水準については、地域ごとに異なるものではないため、試験に關して、専門の指定試験機関及び登録機関に委託することは、都道府県行政事務効率化に資すると思料する。</p> <p>○当該においても事務負担の実情は同様である。</p> <p>委託可能機関の対象を都道府県以外にも広げ、専門機関に委託できれば問題作成に係る事務負担が軽減できる。</p> <p>○当該においても、臨床経験のない行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っている状況である。試験問題の精査については、秘密性保持のため通常業務と平行しては行うことが難しく、時間外に別室で行っている。このような中、試験精度を維持していくには無理があると考えられる。</p> <p>しかし、仮に委託する場合、委託先・方法・内容・予算の問題など、ハードルは高い。いずれの場合においても、試験精度の維持の問題がある。</p> <p>○当該においても、中国・四国ブロック(8県)に加入し共同で問題作成を行っているが、提案県と同様に臨床経験のない行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っている状況であり、担当職員の事務負担は大きい。</p> <p>このことから、委託可能機関の対象を都道府県以外にも広げ、専門機関に委託できれば、准看護師試験問題作成に係る事務負担が軽減されるものと考えられる。</p> <p>○本県においても、准看護師教育に精通した専門職員が配置されているわけではなく、提案団体同様、専門的な知識を問う試験問題の確認や調整を、臨床経験のない行政保健師や事務職員が行っている状況であり、問題精査のため、毎年度九州地区8県で、全問題の確認、修正作業を繰り返し計3回行っており、また、8県が集まって3日間にわたり問題の精査を行う会議を実施しているところである。</p> <p>このような精査を行っているが、試験結果から問題の良否を判別する識別指数では、能力についての識別が優れていないと判断される問題が例年10割以上出ている状況であり、資格試験として適切な問題により可否を判断すべきであること、また、平均的な正解率が例年7割から8割と、平成15年4月3日付け医政発0403003「准看護師試験の実施に係る留意事項等」について「における基本的な考え方で示されている問題の難易度(6割から7割)とかけ離れている状況が続いており、国民の生命、身体に関わる行為を行う准看護師の資格試験として適切な難易度を確保するべきであることから、准看護師教育の知識を有した専門機関に委託することが必要であると考えられる。</p> <p>○東北各県とブロックを構成し、毎年調整県を決めて、試験問題の作成や実施に係る調整を行っており、同一日時統一試験問題で実施している。</p> <p>試験問題の調整については、ブロック内で担当科目を分担し、各道県での作成並びに担当科目に係る問題の審査・調整を行ったのち、調整県で全問を取りまとめ、再度、各道県での全問審査後、調整県での最終調整を行っている。</p> <p>試験問題の作成にあたっては、行政職員が事務を担当しており、准看護師教育に精通した専門職員の配置はされていないことから、問題作成、内容確認・調整の事務負担は非常に大きい。更にブロック内での会議の際は、移動に相当の時間を要しているところ。</p> <p>○本県においても、当該事務については事務職員や臨床経験のない行政保健師が担当しており、准看護師教育に精通した専門の職員ではない。</p> <p>准看護師試験事務は、准看護師としての必要な知識、考え方等の習得状況を確認するための大変重要な事務であり、本県においても、担当職員が当該事務の執行に多大な時間を要している。</p> <p>専門の機関に対し試験問題の作成等の委託を可能とすることは、当該事務のレベルを担保するための、効果的かつ効率的な手法と考える。</p> <p>○本県においても准看護師試験の作成については近隣都県とともに統一試験問題の作成を行っている。</p> <p>問題作成には、提案団体と同様に准看護師教育に精通した専門職員ではなく、行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っているのが現状であり、事務負担が大きい。</p> <p>他の都道府県への委託は現実的ではないため、委託可能機関の対象を都道府県以外にも広げ、専門機関に委託することで、県の准看護師試験問題作成に係る事務負担を軽減できると共に、試験の質の担保が期待される。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>准看護師試験については、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い行うこととされており、また、同法第25条の規定により、試験の実施に関する事務をつかさどる准看護師試験委員を都道府県に置くこと、試験委員に関し必要な事項は都道府県の条例で定めることとされている。</p> <p>「准看護師試験の事務の委託について」(平成25年6月14日付け医政看発0614第1号)において、准看護師試験の事務については、地方自治法に規定する事務委託の制度の対象であって他の都道府県に委託することができる旨を周知しており、平成28年度は全国6ブロックに分かれて試験が実施されたところであるが、ご指摘のとおり、外部団体に事務を委託できることはなっていない。</p> <p>今回のご提案に対応し、試験問題の質を維持しつつ各都道府県の事務負担を軽減するための准看護師試験の実施の在り方について、検討してまいります。</p>	<p>提案の早期実現に向けて検討いただきたい。</p> <p>なお、「試験問題の質を維持しつつ各都道府県の事務負担を軽減するための准看護師試験の実施の在り方」について、いつ、どの審議会等(または新たに立ち上げる検討会等)で検討されるのか、検討に向けた今後のスケジュール等についてお示しいただくとともに、検討状況についても随時情報提供いただきたい。</p>	<p>【北海道】</p> <p>各都道府県内若しくはブロック内で対応に向けた検討など進めなければならないことも想定されることから、准看護師試験の実施の在り方に係る検討スケジュールや方向性などについて、情報提供いただきたい。</p>	-